

何もないけれど、いっぱい自然と人の輪が魅力の里

『ゆっくりんこ黒田』

黒田里づくり計画



当初計画策定 平成15年6月
第1回目変更 平成24年5月
第2回目変更 令和2年7月

黒田里づくり協議会

目次

はじめに	3
第1章 関連上位計画（里づくり計画の前提）	4
1-1 里づくり計画とは	4
1-2 里づくり計画に関連する上位計画	4
第2章 地区の概要	7
2-1 平野町の概要	7
2-1-1 立地条件	7
2-1-2 生活関連施設	8
2-1-3 平野町の自治組織	9
2-2 黒田地区の概要	12
2-2-1 立地条件	12
2-2-2 気候条件	12
2-2-3 歴史と主な史跡	12
2-2-4 地区内の主な施設	16
2-2-5 社会条件	19
2-2-6 土地利用に関する規制の現状	24
2-2-7 平野町まちづくり総合基本計画での計画	24
第3章 地区の現況	29
3-1 土地利用	29
3-2 営農状況	31
3-2-1 現在の姿	31
3-2-2 今後の展望	37
3-3 生活環境	41
3-3-1 住民の生活圏と利用交通手段	41
3-3-2 地区周辺の日常生活施設	40
3-3-3 道路に関する現況	45
3-3-4 安全性の評価	50
3-3-5 保健性の評価	51
3-3-6 快適性の評価	51
3-3-7 産業廃棄物処理場について	52
3-4 地域整備に関する住民の意向	53
3-5 里づくり計画での重点項目と地区点検図	56
第4章 地区の課題	60
4-1 土地利用の課題	60
4-2 営農の課題	61
4-2-1 栽培作物	61
4-2-2 農産物の品質の向上	61

4-2-3	農業機械の利用	61
4-2-4	農業の担い手	62
4-2-5	農地と農業用施設の保全	62
4-3	生活環境の課題	62
4-3-1	道路・交通の課題	62
4-3-2	地区内生活環境の課題	62
第5章	里づくり計画	64
5-1	基本方針とキャッチフレーズ	64
5-2	土地利用計画（農村用途区域区分）	64
5-3	農業振興計画	67
5-3-1	栽培作物	67
5-3-2	転作	69
5-3-3	農産物の品質の向上	69
5-3-4	農業機械の利用	69
5-3-5	農業の担い手	69
5-3-6	農地保全と付帯施設の維持	70
5-4	生活環境整備計画	70
5-4-1	道路	71
5-4-2	交通機関	71
5-4-3	地区外来訪者への対策	71
5-4-4	公園	72
5-4-5	集落内景観の向上	73
5-4-6	遊休農地の利用	73
5-4-7	地域資源の活用	74
5-4-8	産業廃棄物処理場への対応	74
5-5	農村定住起業計画	75
5-5-1	全体計画	75
5-5-2	個別計画	76
参考資料		81
	キャッチフレーズの出品作品	81
	里づくり協議会活動実績	82
	黒田里づくり協議会規約	83
	黒田地区集落空間構成調査資料（神戸芸術工科大学環境デザイン学科）	85

はじめに

黒田里づくり計画の策定にあたって

平成 15 年 6 月

黒田里づくり協議会

会長 津村 道弘

神戸市では「人と自然との共生ゾーン整備」を進められており、西区平野町の各集落でも里づくり計画が進んでいることから、そろそろ黒田地区もということで、平成 14 年 1 月に「黒田里づくり協議会」を設立し、平成 14 年 6 月から里づくり計画の策定にとりかかりました。

黒田集落は、農地や森林に囲まれた良好な自然空間を持ちながらも、西神ニュータウンの近隣で生活に必要なものはほとんど揃うという非常に恵まれた立地にあります。そのお陰もあって、地区内では積極的な開発を望む声も少ないことがアンケートや計画を策定する会議の中で確認できました。そして、この計画では将来にわたって今の恵まれた生活環境を守っていくことを基本方針としました。

取り組みの中では、提案された黒田をイメージする言葉を組み合わせて『何もないけれど、いっぱい自然と人の輪が魅力の里ーゆっくりんこ黒田』というキャッチフレーズを決めました。「ゆっくりんこ黒田」という言葉はイメージを元に造られた言葉ですが、表現の中には今まで黒田地区が着実に歩んできた様子や、今後もゆったりと、ゆとりをもって生活していくのにふさわしい意味と音の響きがあります。

今後は、黒田地区も住民が力を合わせて、キャッチフレーズどおり、ゆっくりではあります。力強く、着実に里づくりを進めたいと考えております。

最後に、この「黒田里づくり計画」の策定に当たり、指導を頂いた京都大学 九鬼康彰 助手、松本 俊樹氏(現大学院 1 回生)、神戸市西農政事務所や、調査会議等でご協力いただきました住民の皆様にお礼申し上げますとともに、今後の里づくり活動等につきまして、いろいろとご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第1章 関連上位計画（里づくり計画の前提）

1-1 里づくり計画とは

神戸市の貴重な魅力の一つに、北区・西区に広がる田園地域があります。この田園地域の人々が撫育する農地は、神戸市の総面積の約10%（5,500ha）を占め、農業粗生産額は政令指定都市の中でも上位を誇ってきました。しかしながら近年、農業従事者の高齢化や減少と相俟って、市街化調整区域の農地が虫食いの的に転用され、資材置き場や廃車置き場、駐車場等が増加し、農業を持続する環境や貴重な緑地資源が破壊されつつあります。

そこで神戸市では平成8（1996）年4月に、都市近郊農業と田園環境を確実に保全するための「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（以下、「共生ゾーン条例」）」が制定されました。「共生ゾーン条例」に基づいて既存の都市計画法や農業振興地域整備計画との整合性に配慮しながら、神戸市独自の土地利用規制として「農村用途区域」を指定するほか、農業の振興に関する計画や環境の整備に関する計画などを含めた「里づくり計画」が作られますが、計画作りの主体は『里づくり協議会』が担います。この『里づくり協議会』の特色としては、協議会のメンバーに非農家も加わることや、「農村用途区域」の計画策定にあたり、農振地域以外の区域も対象とすし、さらには農村用途区域の用途変更をする場合に地区の意向を反映する権限があります。一方、里づくり協議会等が「共生ゾーン条例」と「里づくり計画」に基づいて行う農業の振興や農村の活性化、あるいは農村を魅力あるものにするためや農村における市民相互のふれあいをすすめるための取り組みに関連する助成策として神戸市ふるさと支援事業、兵庫県アグリライフ実践支援事業等が実施されています。

1-2 里づくり計画に関連する上位計画

黒田地区における里づくり計画を策定する際の前提となる上位計画として、以下のものが挙げられます。

(1) 第4次神戸市基本計画

平成5（1993）年9月に「新・神戸市基本構想」が策定された後、これを受けて平成7（1995）年10月に2010年を目標として策定されたもので平成7（1995）年1月に起きた阪神・淡路大震災の復興に取り組むために策定された「神戸市復興計画」の精神も十分に踏まえられています。里づくり計画の前提としては、本計画にある8つの重点プランの中の『人と環境の共生プラン』が該当しており、ここでは

- ① 新鮮で安全な食料を始めとする農産物を安定的に供給するとともに、農業のもつ自然空間の維持やアメニティの醸成などの多面的機能が発揮されるよう、環境にやさしい農業を推進し、人と自然とが共生するまちづくりを進める。
- ② 市域の自然的・社会的・経済的条件を最大限に活かすとともに、高度技術の開発・利用による生産性の向上と、付加価値の高い農水産物の開発によるブランド化を進め、活力ある農業の展開を図る。
- ③ 労働時間・所得を他産業従事者と同程度の水準とすることを目標に、高品質化や生産性・収益性の向上に努め、産業として成り立つ魅力ある農業を展開します。

④ 都市と農村の交流を促進し、市民に憩いと安らぎの場を提供するとともに、地域の活性化に資する農業の拠点を整備し、市民に親しまれ指示される農業をめざす。という4つの基本方針が掲げられています。

(2) 第4次神戸市農漁業基本計画

第4次神戸市基本計画の中で、市域農業にも世界とふれあう市民創造都市・アーバンリゾート都市づくりに貢献することが強く求められています。そこで震災の教訓を生かした安全都市づくりの一翼を担うとともに、市民生活や地域の視点に立ち、自然と共生した魅力ある農漁業を市民とともに構築しながら持続的に発展させることを目指して「第4次神戸市農漁業基本計画」が平成10(1998)年3月に策定されました。この中で西神地域では、水稻、園芸作物、畜産の3部門が有機的に連携し、都市近郊農業としての条件を生かした生産活動を展開し、良好な営農環境・生活環境及び自然環境の整備・保全・活用を行い、農業・農村の活性化・魅力化に努めることが重要とされています。また地域に密着した「里づくり計画」で生産環境、生活環境、自然環境の保全と整備及び景観の創出を進め、都市住民との交流を積極的に進めることにより「活力と魅力あふれた快適農村」を実現することも求められています。

(3) 区別計画

区別計画とは、市の基本計画より身近な計画として、区のあるべき姿とその実現のためのまちづくりにおける目標、施策の方向を区民に示す区単位の計画です。平成8(1996)年3月に策定された区別計画で、西区は全体計画として「太陽・緑・水 田園都市＝西区の創造」を将来像とし、西神中央を衛星都心とした便利で快適なまちをめざし、交通網の充実、文化・医療施設整備や農村の生活環境整備、自然環境や農村景観の保全、新たな産業団地の建設、大規模農業団地の育成等の施策が示されています。さらに「区内各地域ごとの特性を生かしたまちづくりを推進すること」として平野地域では快適で住みよい田園環境の広がるまちを目指して、無秩序な市街化の防止や明石川の環境整備、道路網等(神戸二見線・明石国包線・バス路線網)の整備、農業の振興(農地の流動化などによる経営規模の拡大・神戸ビーフ育成牧場やぶどう団地の育成)、ふれあい・交流活動の推進(明石川クリーン作戦などの推進・市民農園の拡充・大規模区民グラウンドの整備の検討)、福祉環境の整備・充実などが施策として掲げられています。

(4) 神戸市農業振興地域整備計画

本計画は第4次神戸市基本計画を受けて平成9(1997)年5月に策定されました。ここでは市域農業について、市街地と農業地域とが有機的に調和し、都市機能の發揮に寄与できるよう以下の3つの方向から保全育成に努めることとされています。

- ① 大都市に立地する有利性を活かして、需要に応じた生産と生産性の向上を図る。そのために米及び麦、園芸、畜産の3部門を土地利用及び農業経営の面で有機的に連携させる。また農地の流動化を促進して中核的担い手を中心とした農業を確立する。
- ② 可能な限りほ場整備事業等の土地基盤整備事業を実施し、経営規模の拡大を図る。また生産及び集出荷販売の合理化を図るために農業近代化施設を適切に配置し、整備する。
- ③ 農業集落の保健性・快適性・利便性・文化性・安全性を向上させるため、緊急災害

時にも対応した道路・下水道の整備，集会施設，農村公園，体育施設等の生活環境施設の整備を図る。

さらに各論として農用地利用計画，農業生産基盤整備計画，農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画，農業近代化施設整備計画，農村生活環境施設整備計画，活力あるむらづくりに関する計画があり，黒田地区に関係するものとしては，施設野菜（トマト・いちご・なす・ピーマン・軟弱もの），露地野菜（トマト・はくさい・キャベツ），施設花卉（菊・鉢物），露地花卉（菊），果樹（なし・イチジク），乳牛の主産地化を図ることが農業近代化施設整備計画の中で示されています。

第2章 地区の概要

2-1 平野町の概要

2-1-1 立地条件

平野町は西区の中央部西側に位置し明石市に隣接しています(図2-1)。明石川が町の東西を分断する形で流れており、平野町は17の集落から構成されています(図2-2)。これら17集落は明石川の両岸に広がっており、住宅の立地する居住区によって右岸と左岸の地域に区分されます。明石川の左岸には大野・慶明・芝崎・福中・向井・下村・宮前・大畑・繁田・下堅田・上堅田の11集落が立地し、この南側には玉津町の市街化区域が広がり、さらには175号線も位置することから慶明・芝崎・向井の各集落では昭和30年代から住宅開発が進み、農家より非農家の割合が高くなっています。また東側に西神ニュータウンがあることから、ニュータウンと交通面での結びつきが深い地域になっています。

一方明石川の右岸には、黒田・常本・西戸田・中村・印路・上津橋の6集落が立地しています。これらの集落では左岸の集落に比べて都市化の影響が少なく、大半は農家を中心とする農業集落です。

昭和40年代以降になると都市化の浸透、土地利用の競合、交通手段・運送手段の発達など社会経済情勢の急激な変化によって、平野地域の農業はその影響を強く受け農業構造に変化が生じてきました。特に西神ニュータウンの開発計画を機に、積極的な農業の保全と育成が重要な課題となりました。そこで農業の生産基盤を整備・強化して生産性を高め、合わせて集落の生活環境を向上させる必要があります。農業振興地域のほぼ全域にはほ場整備を行うことが急務となりました。ほ場整備ではパイプライン施設などに



図2-1 平野町の位置

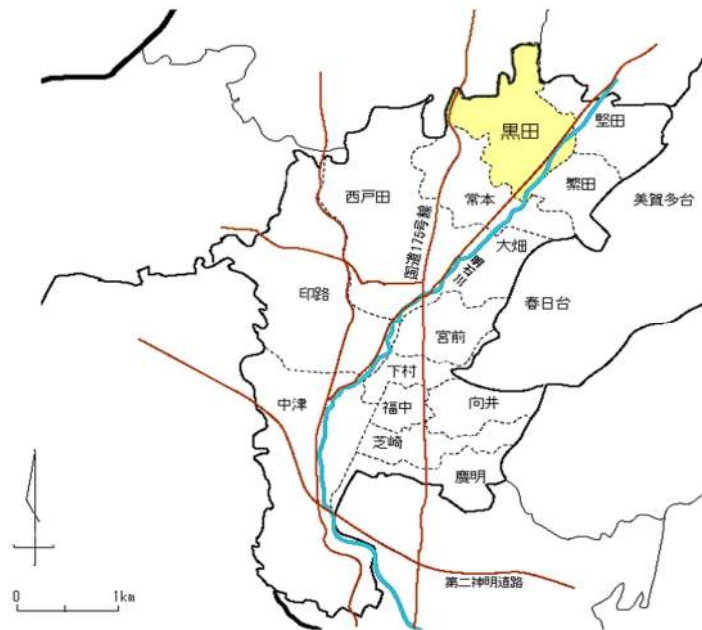


図2-2 平野町に属する農業集落

より、用排水の分離や水田の汎用化による農用地の高度利用が図れるようになり、現在も引き続き道路整備や河川改修が実施され、地域の生活環境が総合的に整えられつつあります。

2-1-2 生活関連施設

ここでは黒田地区の住民が利用する平野町内の生活関連施設の主な施設を説明します。

(1) 平野公民館・平野地域福祉センター

平野公民館は、農業経営の合理化と地域の文化的向上を目指す地元からの要望によって昭和 24 (1949) 年、黒田集落に建設されました。その後、昭和 58 (1983) 年、黒田集落の神戸市立公民館の廃止に伴い、平野町宮前 148 番地に新たに神戸市立平野町公民館が開設されました。1 階が老人いこいの家、2 階を公民館の施設として利用していたが、平成 8 (1996) 年に神戸市西区役所平野出張所の廃止と西神中央出張所平野連絡所への機能の移転に伴って平野公民館は廃止され、現在は平野連絡所の施設として利用されています。

(2) 環境局西事業所

市民の衛生的で快適な生活を支えるための“美しく住みやすいまちづくり”を事業目的に、主として一般廃棄物（ゴミ・尿尿）の収集・運搬を業務としています。以前、平野町を含めた西神地区のほとんどは自家処理であった。しかし、昭和 45 (1970) 年に『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』が施行され市が汚物の収集義務を負うこととなりました。昭和 40 年代後半まで西神地区の清掃業務は垂水事業所が担当していたが、押部谷町の神戸電鉄沿線の開発や玉津町の区画整理に伴って人口が急増したため、昭和 48 (1973) 年に垂水事業所内に西神地区担当のゴミ及び尿尿収集作業班が設置されました。昭和 52 (1977) 年には現在の場所に事業所が完成し、西神事業所及び西車庫が新設され現在に至っています。

家庭ゴミは約 1900 ステーションを週 2 回、荒ゴミは約 750 ステーションを月 2 回収集しています。この他に、分別収集として月 2 回、空き缶・ペットボトル・空き瓶の回収も行われています。尿尿収集は平野町などの農村地域を中心とする下水処理が未完の農家に対して行われています。

(3) 西消防署

西消防団 7 支団（玉津・伊川谷・櫛谷・押部谷・神出・岩岡・平野）と西消防署本署並びに、伊川谷消防出張所、押部谷消防出張所の 2 箇所の出張所があり、西区内のあらゆる災害から区民を守るために地域愛護の精神で消防業務に当たっています。西消防署では、50m級はしご車を所有し、住宅防火対策の推進、ケアライン事業の充実など災害弱者対策を図り、市民救命士の養成、救急救命士による高度救急体制の強化につとめています。また、平成 7 (1995) 年の阪神・淡路大震災で培われた助け合いの精神を根拠に、防災福祉コミュニティ事業などを推進し、西区住民が安全で安心して暮らし、働き、学べる「災害に強い安全なまちづくり」にも取り組んでいます。

(4) 神戸市立西体育館

市民の身近なスポーツ・レクリエーション施設としての施設だけではなく、神戸市民は

もとより多くの人に利用される拠点的・大規模施設として平成元（1989）年に開設されました。開設当初は、交通の不便が目立ち、1日あたりの利用者は150人程度だったが、市バス路線の延長・増便や、無料駐車場の開設によって利用者は年々増加し平成10（1998）年度では1日あたりの利用者が295人になりました。これは西区における人口の増加とスポーツ人口の増加を示すもので、体育館のスポーツ教室の受講希望者も大幅に増えています。

(5) 兵庫県西警察署西戸田駐在所

この駐在所の現在の受け持ち地区は西戸田・印路・中村・上津橋・下村・福中・向井・芝崎・大野・慶明の10集落です。西戸田駐在所は緑豊かな平野町の農村地帯を走る175号線、県道野村・明石線、県道平野・三木線など交通の要所を抱え、西神ニュータウンに隣接して都市化しつつある農村地域の駐在所として活動しています。「地域の治安は地域で守る」の基本原則のもと、住民とともに平和な地域社会を守るために努力しています。

(6) JA 兵庫六甲平野支店

集落の農会組織を一本化し、集落の家庭婦人を組織化した婦人部、各作物別部会等の組織化に取り組んでいます。農会組織では、地区農会代表による事業運営を基本に神戸市より農政協力員の委嘱を受け農政調査、啓発、農業共済事業、米生産調整推進対策事業等の事項の処理、取りまとめ等を行っています。また平野印路集落内にある神戸西営農総合センターには撰果場、育苗センター、カントリーエレベーター、精米施設、農業倉庫、予冷施設、差圧式予冷兼保冷库、機械整備センター、農産物直売所などが整備されています。

(7) その他の福祉施設

平野町には、核家族化・少子化・高齢化等に伴う乳幼児から老人に至るまでの困難な問題を精神的・物質的・労力的などすべての側面で支える多様な分野別の専門性を持った社会福祉施設が設けられています。主なものを挙げると、芝崎集落にある平野保育所（私立）、宮前集落にある平野児童館（市立）、常本集落にある特別養護老人ホーム透鹿園（社会福祉法人）、慶明集落にある特別養護老人ホームと老人デイサービスセンターを兼ね備えた花園ホーム（社会福祉法人）、印路集落にある特別養護老人ホームと老人デイサービスセンターを兼ね備えた西神戸エルダーハウス（社会福祉法人）、福中集落にある障害者施設なでしこの里（社会福祉法人）です。

2-1-3 平野町の自治組織

平野町には以下に挙げるような自治組織があり、(1)、(3)、(4)はそれぞれ集落単位での各自治組織の上位組織にあたります。

(1) 平野町自治会

昭和22（1947）年、明石郡の7カ村が神戸市に合併して神戸市垂水区に編入され、平野町として発足したとき、同時に平野町自治会が結成されました。以来、平野町17集落が自治会長を中心に結集し協力団結のもとにその時代の課題に取り組み、乗り越え、町の発展に多大な貢献がなされてきました。現在平野町の自治会は、恒常的には各集落の自治会長を招集して定例自治会長会を年7～8回開催し、各集落間の意見調整や

情報交換等を行い、平野町自治会長会としての望ましい対応のあり方や実施すべき事柄等を図っています。特に、平野自治会としては「敬老会」と「町民運動会」の開催を年間行事として執り行っています。これらの年間行事は年を追って充実し、各集落を挙げての参加もあり好評を得ています。また、行政との「自治懇談会」を毎年行い、住民の要望を取りまとめて、長期的・短期的見通しのもとに交渉を続けています。なお、「元氣アップ神戸市民運動」の一環としての平野町一斉クリーン作戦も実施しています。

(2) 平野町ふれあいのまちづくり協議会

ふれあいのまちづくり協議会は昭和 63（1988）年に設立総会を開催して設立され、活動を開始しました。設立の趣旨は、平野地域福祉センター及びその他の地域施設等を有効活用し、平野町小学校区住民の自主的な福祉活動・交流活動を実施・推進しようとするものです。

主な活動は、①福祉センターの管理運営に関する事項、②地域福祉活動・交流活動の内容及び実施に関する事項、③施設の活用に関する事項、④他地域との交流に関する事項、⑤その他協議会の目的達成のために必要と認められる事項があります。具体的な事業としては、「平野ふれあい夏祭り」「グラウンドゴルフ大会」等の開催があり、町民相互の交流、親睦等の推進を図っています。これらは年々参加者が増え、定例行事として定着してきています。

(3) 平野地区老人クラブ連絡協議会

平野町老人クラブでは、「健康」「友愛」「奉仕」の3大目標を掲げ、21世紀の「高齢化社会」に対応するため、民主的で地域性を活かした運営を心がけています。保健・福祉増進のための研修・事業・社会奉仕活動や、会員相互の親睦を図るための旅行・昼食会・誕生会・ゲートボール・グラウンドゴルフ・カラオケ等の事業を行っています。また、各種団体との交流を深めるために、夏祭り・敬老会・町民運動会などの行事や各種サークル活動にも積極的に参加し、清掃活動も実施しています。

(4) 平野連合婦人会

平野婦人会は、平和な農山村地帯の恵まれた環境の中で、時代の流れとともに活発化し発展してきました。婦人の地位向上を目指すコミュニティの輪を広げる努力を、実行委員と呼ばれるリーダーを中心に展開していました。また主な活動としては、

- ・民謡の集い出演（神戸市国際会館）
- ・ママさんバレーボール大会参加
- ・フラワーベース手入れ（神戸市による審査）
- ・敬老会（自治会主催の賛助）
- ・夏祭り（平野ふれあいのまちづくり協議会主催行事の賛助）
- ・運動会（自治会主催の賛助）
- ・ふれあい年忘れ
- ・老人ふれあい給食会
- ・友愛訪問（西神戸エルダーハウス）
- ・平野児童公民館施設開放（開放委員会主催の賛助）
- ・春・秋の交通安全週間（キャンペーン賛助）
- ・婦人市政懇談会

があり、婦人会主体の行事はもちろん他の諸団体主催の行事にも積極的に参加・援助し、平野町の発展向上に努めていました。しかし諸般の事情により平成 14（2002）年 3 月に解散しました。

(5) 連合子供会

各集落で以前から続けられてきた子供会は、平成 12（2000）年度から平野町として一本化されました。子どもたちが社会の一員としての必要な知識や態度を身につけ、心身ともに健やかに成長することを目標とします。そのために、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの健全育成に努める地区の行事や作業に参加しています。また、異なった年齢の子どもたちとの交流を深め、いろいろな体験を通して豊かな心を養い、自主性・主体性のある人間性を培います。

子供会の活動には、夏・冬・春休み中の季節的な行事（レクリエーション・ラジオ体操・マラソン・クリスマス大会・歓送迎会）、奉仕活動（廃品回収・通学路を掃除するクリーン作戦）、町民運動会参加、年 3 回の役員連絡会（行事報告・運営の問題点等）があります。

この他にも、民生委員児童委員協議会・青少年問題協議会平野支部・神戸市西消防団平野支部・神戸市西交通安全協会平野支部が地元組織として挙げられます。

2-2 黒田地区の概要

2-2-1 立地条件

黒田地区は平野町の北部に位置し（図 2-2）、神出町と押部谷町に接し、南東を明石川、西端を鍋谷川が流れています。地区の大部分は明石川右岸に展開する河岸段丘になっており、北西に向かって標高が上がっています。集落部分を取り巻く農地は大きく 2 つの段に分かれており、標高の高い部分の農地は主に東播用水が供給されている鍋谷池等のため池を取水源にし、低平部の農地は明石川の井堰から用水を取水しています。地区を通る主要な道路としては明石川に並行する県道平野三木線、地区西端をかすめる国道 175 号線がありますが、集落が県道平野三木線に近いとため国道は地区の住民にはほとんど利用されていません。

2-2-2 気候条件

神戸海洋気象台の昭和 46（1971）～平成 12（2000）年の統計（図 2-3）によると、地区周辺の年間平均気温は 15.8℃、相対湿度 67.0%、年平均日照時間 1965.8 時間、不照日数 44.0 日となっています。また年降水量が 1264.7mm と少なく、降水日数も少ないため、地区内には安定した農業用水量の確保を目的にため池が多く造られています。

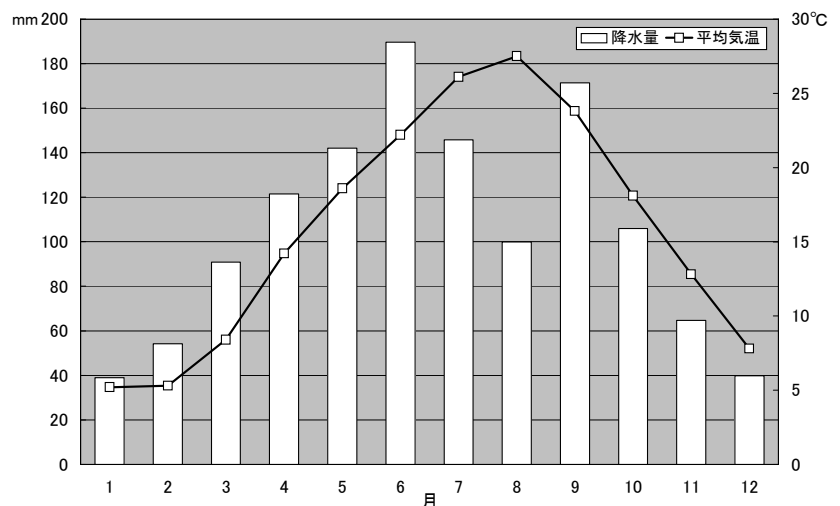


図 2-3 月別の平均気温と降水量の推移

2-2-3 歴史と主な史跡

(1) 地名の由来

黒田の地名の由来は、その名が示すとおり古くから肥沃で生産力の高い農地が広がっていたことによると言われています。昭和 20 年の夏祭り前日に鍋谷川上流の鍋谷池が崩壊し、明石川の氾濫と合わせて地区一帯が大きな被害を受けました。当時の記憶を寄せてもらったところ、池の下流の大きな松の木の上にサツマイモの蔓が巻き付いていたことや、隣接の常本集落では死者が数名出たことなどが分かりました。

(2) 主な名所・旧跡

① 堅田神社（写真 2-1）

地区の氏神である堅田神社は、明石川の対



写真 2-1 堅田神社

岸にある堅田集落の堅田神社から明徳 2 (1391) 年に分祀され現在の場所に奉祀されたと伝えられています。明石川向こうの堅田神社へ参拝するには橋がなく不便だったことから分祀されたと一説では言われています。神社内の常夜灯は当番制で毎日夕方にロウソクを点灯しており、当番は 1 ヶ月余りで地区を周回しています。また宮の掃除が毎月 1 日と 16 日に 4 戸を一組として 1 年毎の持ち回りで行われています。秋祭りでは若者を中心に獅子舞が奉納されていましたが、人手不足を理由に昭和 36 年ごろから 10 年間中止されていました。しかし、集落内の若者に次々と良くないことが起こったので神様を粗末にはいけないと反省し、その後は毎年続けています。現在獅子舞は毎年 10 月の第 2 日曜日に消防団員を中心に行われ、小学生の子どもたちによる先舞 (写真 2-2) も行い、祭りの前には公会堂で獅子舞や笛、太鼓の練習を行っています。



写真 2-2 秋祭りでの子ども達による先舞



写真 2-3 大歳神社

②大歳神社 (写真 2-3)

集落中心部の北東，林に囲まれた場所であり，創建は堅田神社より以前と伝えられています。社内には絵馬が多数奉納されており，古いものでは 1800 年代のものも見られます。五穀豊穰を祀る神社で，現在は毎月 1 日と 16 日に 2 戸を一組として 1 年毎の持ち回りで掃除が行われています。

③子午線碑 (写真 2-4)

地区が東経 135 度線上にあることを記念して県道平野三木線沿いに明治 43 (1910) 年に碑が建てられました。現在の明石市相生町にも同時に記念碑が建てられ，こちらは子午線上にあるが，黒田地区における実際の 135 度は明石川の中にあるとのこと。1992 年の神戸芸術工科大学環境デザイン学科の調査によると，碑には「大日本中央標準時子午線通過之標識 教育勅語二十周年記念 兵庫明石郡小学校教員一同 明治四十三年十月三十日」と彫られているということです。



④黒田遺跡

明石川沿いには多くの古墳が見つかっており，地区でも弥生時代の遺跡や古墳時代の金属加工場跡などが発見さ



写真 2-5 黒田遺跡で出土した土器

れています。西神ニュータウン内にある神戸市埋蔵文化財センターには写真 2-5 に示すように出土した土器等が保管されています。

ここで、市埋蔵文化財センターの千種浩氏にご執筆いただいた地区の遺跡に関する解説を掲載します。

【黒田の遺跡】

平野町黒田では、明石川右岸の台地にある黒田遺跡、その北西の丘陵にある鍋谷池遺跡と鍋谷池古墳などが知られています。

黒田遺跡の発掘調査は、昭和 53 年から 55 年にかけて行われたほ場整備事業に伴うものです。この発掘調査では弥生時代と古墳時代・平安時代の集落の跡が見つかりました。集落は明石川とその支流の鍋谷川に挟まれた台地上の標高 60m 付近の水田の下から見ついています。弥生時代の土坑からは弥生時代中期（約 2000 年前）の壺や甕などの土器類と石鏃（矢じり）などが発見されています

古墳時代の集落からは 2 棟の竪穴住居が発見されました。この住居は方形のもので、どちらのものにも竈が造りつけられていました。ここで見つかった土器から古墳時代後期（約 1400 年前）に使われていた住居と考えられます。また、周辺の土坑から鉄滓やふいごの羽口が発見されていることから、当時ここで鍛冶が行われていたことがわかります。



写真 1 古墳時代の竪穴住居

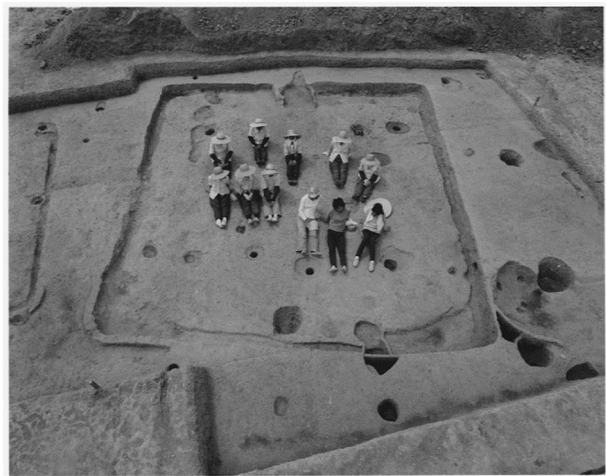


写真 2 古墳時代の住居は意外と大きい



写真 3 弥生時代の竪穴住居（鍋谷池遺跡）



写真 4 鍋谷池古墳群
(周囲にめぐる溝と中央部の木棺の跡)

平安時代の集落では、多くの柱穴や溝・土坑等が見つかりました。柱穴の組み合わせから、住居と考えられる建物や倉庫等があったものと推定されます。土坑の中からは、当時使われていた須恵器の椀や皿などの容器がたくさん見つかりました。これらの土器の形から、この集落が平安時代の後期（今から約 1000 年前）のものであることや、この土器が神出町にある窯跡で作られたもので、当時から人々の交流があったことなどがわかりました。

鍋谷池遺跡と鍋谷池古墳群の発掘調査は西神墓園建設工事に先立ち、昭和 61 年から平成元年にかけて行われました。鍋谷池遺跡は鍋谷池と侍池に挟まれた丘陵の上であり、北側の丘陵の高い部分に弥生時代の遺跡があり、黒田の集落に近い丘陵の先端に古墳群がありました。

弥生時代の遺跡では弥生時代中期の竪穴住居と幼児を葬ったと考えられる甕棺が見つかりました。明石川の流域では、弥生時代中期（約 2000 年前）日常生活には不便と考えられる平地から離れた丘陵の上に、集落が造られています。中国の史書「魏史倭人伝」にこの頃の日本で戦争があったと記載されていることから、戦争の時の防御的な集落ではないかと考えられています。ここで見つかった竪穴住居は 1 棟であることから、見張り台のような性格を持っていたものかも知れません。

鍋谷池古墳群では 2 基の古墳のうち 1 基の発掘調査を行いました。この古墳は直径約 15m の円形の古墳です。古墳の中央には長さ約 1.5m・幅 40cm の木棺の痕が見つかりました。木棺の中には鉄の刀や小刀、鉄の矢じり・須恵器の杯などが副葬されていました。

また、古墳の周りにめぐる溝の中にも須恵器の壺や甕・杯などがたくさん見つかりました。これらの土器は古墳に人を葬るときの儀式に使ったものを溝の中に捨てたものと考えられます。

⑤神屋（矢）の泉（写真 2-6）

集落中心部にある湧泉で、そばに大きなモチノキが生えています。所有および管理を行っているのは津村道弘氏です。毎年、盆の 8 月 7 日に掃除をしていたが、今年 15 年振りに汚泥の除去を行ったそうです。ほ場整備が行われるまでは豊富な湧き水が出ており、集落内の水路を満たしていました。水路には多くの小魚がいただけでなく、生活用水としてスイカを冷やすなど様々な用途に活用していたとのこと。しかしほ場整備後、地下水位が低下したせいか現在では水量が激減し、水路もほとんどが枯れています。



写真 2-6 神屋（矢）の泉

⑥黒田庵

1992 年の神戸芸術工科大学環境デザイン学科の調査によると、平野町堅田集落にある宝珠寺の子院として建てられたようです。地区全体が檀家です。現在の庵主は非常に高齢なため、詳しいことを聞き取ることはできなかつた。が、住民の話では、伊藤博文の妾の墓があるとのこと。

⑦黒田簡易水道（写真 2-7）

個別の井戸からの家庭用水の利用に不便を感じていた頃、その当時の施策にあわせて昭和 31 年に組合を結成し簡易水道を整備しました。その後、市内の公共上水網の整備に伴い、昭和 55 年にはほ場整備事業の実施に併せて当地区でも公共上水道を整備しました。

簡易水道の取水口及び建物は現在利用されず、昔の簡易水道を思い出させる遺物として残っています。



写真 2-7 簡易水道の取水口

この他にも地区にはお地蔵さんが祀られており、そこには「神出・大山寺」の道しるべがありました。いつの間にかなくなったとのこと。さらに大歳神社の境内には庚申塚もあり、イボが治るといふ言い伝えがあるそうです。

2-2-4 地区内の主な施設

①神戸市立西神墓園

造成は昭和 63 年から始まり、平成 2 年に開設されました。墓園内のグラウンド（写真 2-8）は墓園に用地を提供した平野町、神出町の各集落が利用権を所有しているが地区の行事には使われておらず、現在は毎週末少年野球チームに貸しています。ただ、平成 14 年 7 月頃に市から墓地拡張のための提供依頼があり、将来的にはなくなる予定です。地区ではその代替として地区内に臨時駐車場としても利用可能な広場だけの公園を作りたい意向を持っています。



写真 2-8 西神墓園内のグラウンド

②平野河川市民公園（写真 2-9）

明石川の河川敷に平成 13 年に整備認定された市民公園で、現在グラウンドと簡易トイレを備えています。公園の管理は地区で設立された公園管理会が自主的に行い、自治会長が管理会の代表者を兼ね、現在は主に老人会のグラウンドゴルフが行われています。住民からは地区外からの利用者のマナーが悪い（＝ゴミを残したまま帰ってしまう等）との指摘が出されている他、子どもが自転車で乗り入れた時に怒られてしまい、それ以降子どもがここで遊べないとの問題も浮かび上がっています。小学校でも河川敷で遊ばないように注意を受けているようで、この点にも配慮して利用方法を



写真 2-9 平野河川市民公園

考える必要があります。

③黒田公会堂（表紙写真）

この建物はもともと平野町の公民館として昭和 24（1949）年に建設されました。その後昭和 58（1983）年まで 34 年間、平野町における地域住民が集う場所として役割を果たしてきたが、宮前集落に新しい公民館が建てられたのを契機に、以来地区の公会堂として利用されています。木造の 2 階建てになっており、現在 1 階の一部は（有）メンテナンス黒田の切り花保冷庫兼作業場



写真 2-10 公会堂 1 階の作業場

（写真 2-10）として利用されています。ここは以前スイカの集荷場としていたそうです。建物は 50 年以上経過して老朽化が目立つものの、周囲の景観に溶け込んでおり愛着を感じている住民も多いです。座談会では外観を残し、内装をリフォームしてほしいという意見も出されました。

これら地区にある史跡や施設などを図 2-4 に示します。

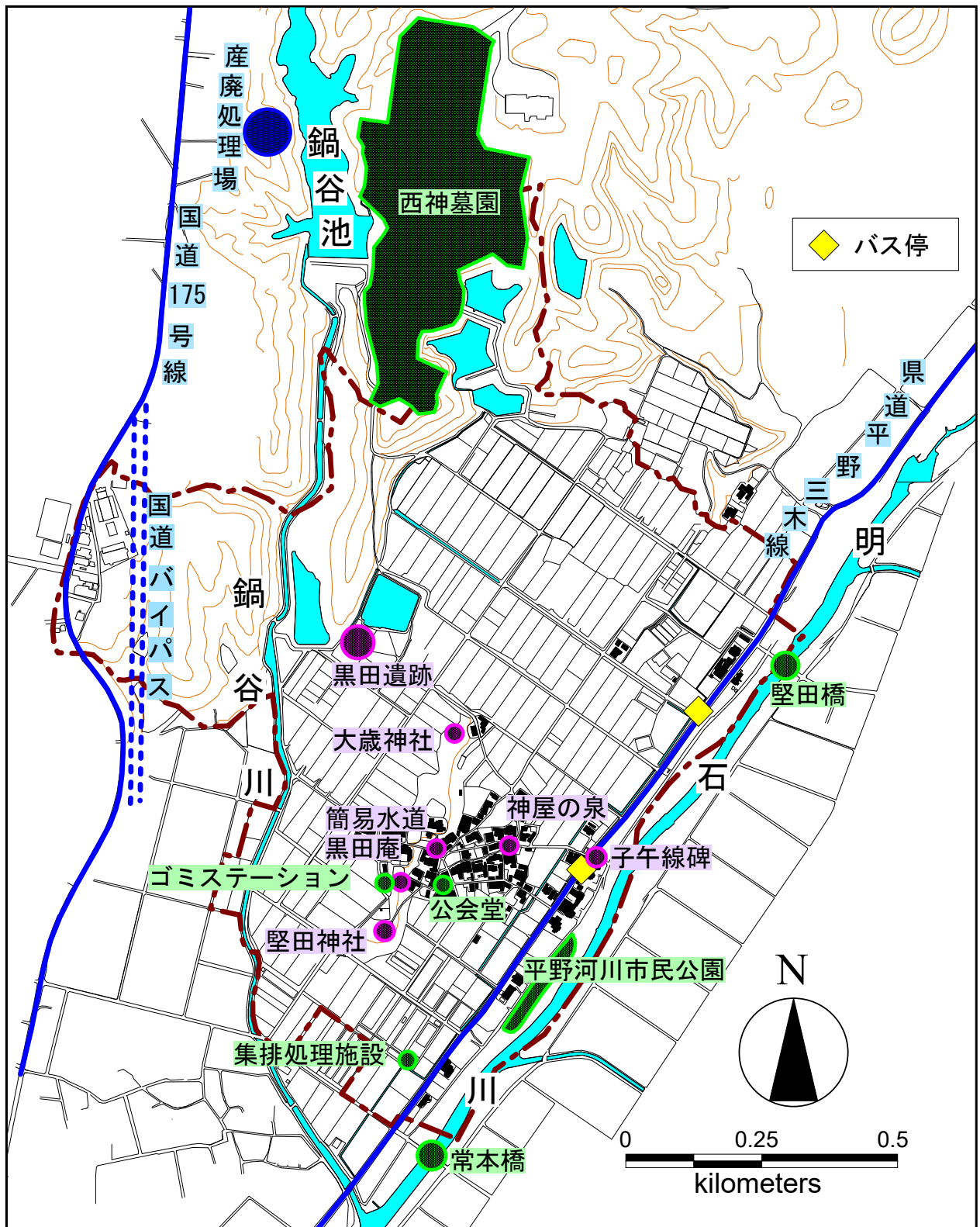


図 2-4 地区の概要

2-2-5 社会条件

(1) 人口

まず図 2-5 に示す地区の総戸数をみると、昭和 45 (1970) 年には 45 戸だったが、平成 27 (2015) 年も 49 戸とほとんど変化していません。元々分家住宅であったところに非農家が入居したこともあります。地区は昔ながらの社会構成を今も残しています。

一方、総人口は大きな変動は見られないものの、昭和 60 (1985) 年の 222 人から漸減し平成 27 (2015) 年には 162 人となっています。一方 5 歳階級別の人口ピラミッド (図 2-6) をみると、多少ばらつきがありますが下すぼみの型になっており、高齢化の進行と人口減少が今後も続くものと予想されます。

(2) 地区の社会組織

現在地区には自治会、老人会、婦人会、子ども会、消防団、の 5 つの自治組織があります。この他の組織として農会、土地改良区、水利組合、施設園芸組合、機械利用組合、の 5 つの農業関係組織と有限会社メンテナンス黒田が挙げられます。以下がそれぞれの概要です。

① 自治会

現在地区内の 45 戸 (うち 1 戸は庵主さん) が入会しており、会費は前年度の費用を均等に割ったものと、それぞれが所有する土地面積に応じた負担を合わせたものとされています (平均約 3 万円)。この他に自治会収入としては、釣りクラブにため池を貸している賃料や、メンテナンス黒田からの寄付等が挙げら

れます。また置かれている役職としては会長、副会長、会計、土木がそれぞれ 1 名おり、全員 2 年を任期としています。役員は地区内の 4 組の隣保 (図 2-7) からそ

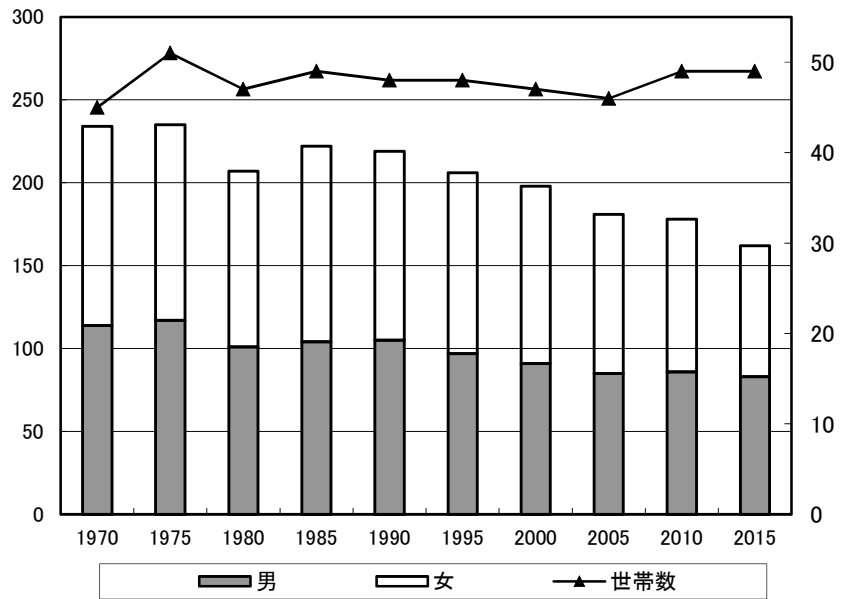


図2-5 総戸数と男女別人口の推移 (農業センサス)

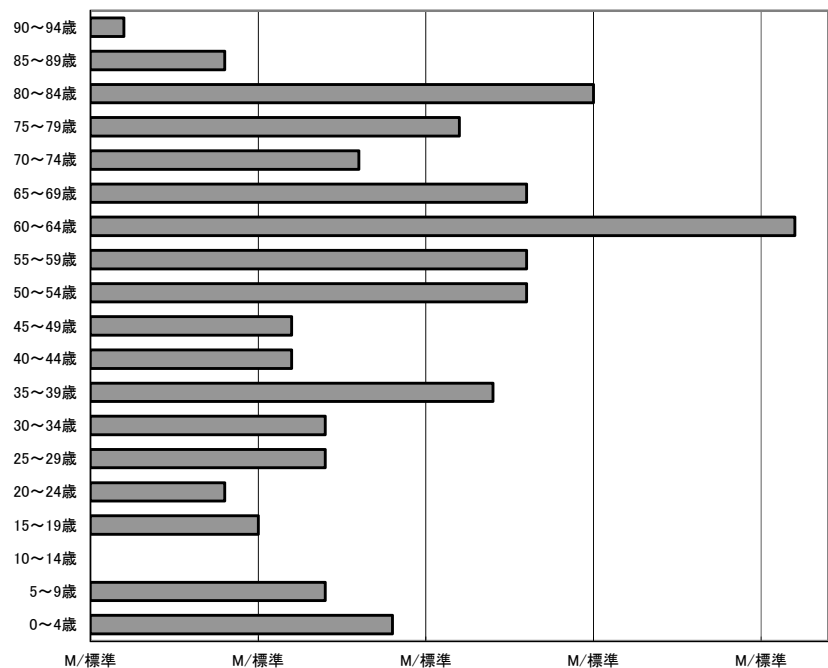


図2-6 5歳階級別人口構成 (2015年国勢調査)

れぞれ1名ずつ選出される合計4名の選考委員が合議によって決めており、会長は指名制を採っています。

地区が管理している施設には公会堂，堅田神社，大歳神社があります。公会堂は婦人会が毎月1回清掃をしており，堅田神社と大歳神社はそれぞれの項目で述べたように毎月2回，持ち回りで掃除を行っています。

現在の自治会の行事としては

1) 1月(成人の日)；総会
役員の選出と会計計算，
会費徴収が行われる

2) 2月；畦焼き

消防団も出動し，全ての出演者に対して手当が支払われる

3) 3月；クリーン作戦

明石川川岸の堅田橋から常本橋までの区間における草刈りとゴミ拾いを行う(ボランティア)

荒ゴミは市環境局へ電話して引き取ってもらうことになっている

4) 5月(20日頃)；溝普請

5) 7月中旬；溝普請

5月と同じく，手当も支払われる

6) 8月；盆踊り

準備と片付けに2名を割り当てるほか，婦人会に盆踊りの出演要請を行う

7) 10月(体育の日)；秋祭り

獅子舞の応援と提灯の準備等に12名を持ち回りで出役する

8) 11月3日；町民運動会(平野小学校校庭)

体育委員として消防団長と前年度の婦人会長に出てもらい，弁当の手配等を行う
選手としての参加者は延べ100人を超える

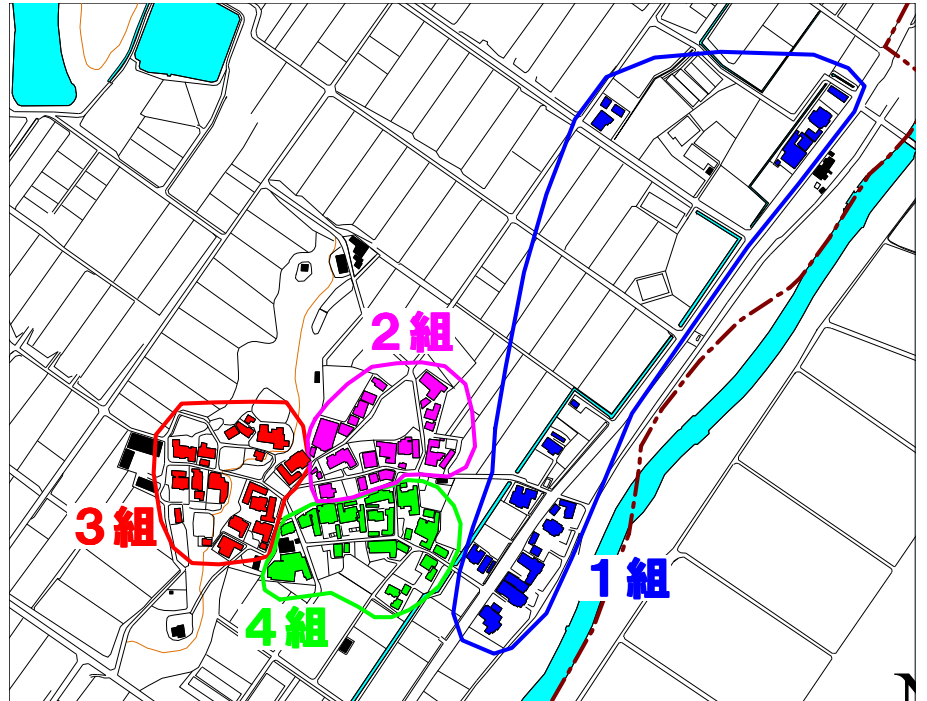


図 2-7 隣保構成

が行われています。20年前までは3~5年に1回の割合で日帰り旅行(小豆島等)をしていたほか，西神墓園によって山林がなくなるまでは，5月に村の休みとして山へハイキングに行き，秋にはマツタケ採りも楽しんでいました。また夏には隣保ごとに床几(しょうぎ)を出す家があり，子どもが高齢者から色々な話を聞いていましたが，現在そのような交流はみられません。

②老人会

平野町全体の老人会「愛宕会」を上位組織に持ち、隣接する常本集落とともに下部組織「第五愛宕会」を構成しています。入会資格は 65 歳以上で年会費は 1000 円とされ、現在の会員数は 37 名です。役職としては会長、副会長、会計（副会長と兼務）が置かれ、任期は 2 年間で留任は妨げないとされ、役職の改選は「愛宕会」の任期と合わせて行われています。日常の活動として 1 年に 2 回堅田神社の清掃を行っています。この他、平野河川市民公園では毎週火曜日と金曜日の午前 8 時から午後 12 時までグラウンドゴルフが有志によって行われ、毎月第 1、第 3 日曜日の平野町ふれあいゴルフや西区で選抜されるメンバーで遠征する大会等にも参加する人がいます。ただ、多くの会員が農業を主とする仕事を持つため忙しいことと、勤勉な人が多いのでなかなか集まって休みを楽しむことは難しい状況です。

③消防団

団員は 18 歳以上の長男で構成され、現在正団員 16 名、補助団員 3 名で活動しています。年少者が 1 名加入すると同時に年長者が 1 名抜けることになっています。役職には分団長、副分団長（会計を兼務）各 1 名が置かれており、任期は現在定められていません。本来は地区の若者が中心となるものですが、近年は世代交代がなかなか進まず、任期の長期化と平均年齢の上昇が懸念されています。

毎月第 1、第 3 日曜日が団員の練習日になっています。また団員全員が地区外で就職しており昼間の出動ができない状態にありますが、ここ数年出動機会はなかったそうです。昼間の出動時には地区内で就業している OB が代わりになることも考えられますが、OB では新型のポンプが使用できないとの指摘も出されました。

行事としては出初め式への役員の出席、2 月に行われる蛙焼きの際のサポート、5 月の消防技術に関する競技会への参加の他、ソフトボール大会や秋祭りにおける獅子舞の練習が挙げられます。さらに 12 月には歳末警戒実施（大晦日には警備のために全員が集合）があり、3 月に団員旅行も行うことがあります。

④婦人会

地区に住む女性であれば誰もが入会でき、現在 28 人がメンバーとなっています。専業主婦の方は少なく、農業を手伝うか 2～30 分程度の圏内で働いている人がほとんどです。役職には会長、副会長、隣保長が置かれています。町の連合婦人会が平成 14 (2002) 年 3 月に解散したため、そこからの仕事がなくなり、現在は毎月 26 日に簡易保険、農業の積立金、新聞代の徴収と、西区の広報誌「なでしこ」の配布を行っています。また持ち回りで 3 名ずつが毎月 1 回公会堂の清掃を行っています。行事への参加としては、8 月の自治会主催夏祭りの手伝いと踊り手 10 名の動員に協力するほか、9 月に平野小学校で行われる敬老会の手伝い、11 月の町民運動会での手伝いが挙げられます。連合婦人会があった時はバレーボールもしていましたが、現在は行っていません。この他には 3 月に総会と役員改選が行われています。

⑤子ども会

会員は小学生とその親で構成され、現在の会員数は子ども 12 名、親 8 名で、小学校の卒業と同時に自動的に退会となります。正式な役職は置いていませんが、世話役（原則として 1 年交代）1 名と次年度に世話役になる予定の人 1 名がその補助をしています。

す。会費は不要で、現在の年間行事として3月に歓送迎会、7月には土曜日と日曜日を除く2週間の毎朝6時30分から行われるラジオ体操（ご褒美は図書券）、10月には秋祭りでの屋台（おでん、たこ焼き、フランクフルト等）の出店、12月にクリスマス会（昼食とプレゼントゲーム）があるほか、夏休みには映画鑑賞も実施しています。さらに1年に4回、廃品回収と地区のゴミ拾いを行っています。

⑥農会

自治会とほとんど同じ構成員であり、現在44戸が入会しています。役職として会長、副会長、会計、機械利用組合担当がそれぞれ1名ずつ置かれており、任期はすべて2年となっています。役員を選出方法は自治会と同じく、隣保から選ばれた選考委員4名が決める方式を採っています。会費は必要な時に集めるとされており、最近では集めていません。

年間行事は自治会でやっているものに加えて、3月か4月に転作計画の集約を行うほか、7月に転作確認、さらに年間を通して関係文書の回覧及び農業関係の連絡を行っています。農会が管理している施設には格納庫があり、清掃とトラクターの維持管理が行われています。

⑦土地改良区（神戸市黒田土地改良区）

土地改良区は団体営ほ場整備事業（昭和52～59年）の実施を契機として、昭和52（1977）年7月12日に発足しました。現在の参加戸数は地区内43戸、地区外の平野町内集落10戸、平野町外で神戸市内11戸、明石市8戸となっており、地区外からの入作者（あるいは地権者）が29戸も占めています。役職は理事長1名、理事11名、監事3名がそれぞれ置かれており、全ての任期は4年となっています。土地改良区自身が管理している施設はなく、年間のスケジュールも1月の自治会総会時の会計報告以外には特に決められていません。トラブルが起こった時に役員会を開くこととされています。

⑧水利組合（黒田水利組合）

水利組合はそれぞれの田徒(たど)の水利統廃合を契機として昭和55（1980）年2月25日に発足しました。現在の参加戸数は土地改良区と同じです。役職は水利委員長1名、水利委員（次期の委員長）1名、そして補助役としてポンプ当番が1名置かれており、委員長と委員はそれぞれ2年を任期とし、ポンプ当番は1年ごとに交代しています。組合が管理している施設にはポンプ室、さく井、明石川井堰（自動ゲート）があります。特にポンプ室には貯水槽の他にポンプが3台備えられており、本来は土地改良区が管理する施設であるが水利組合で担当しています。

年間の主なスケジュールとして

- 1) 1月；鍋谷池の堤防及び周辺の草刈り
- 2) 2月；掛溝普請（依頼があった時のみほ場のバルブ修理） 隣保の順にそれぞれ10～12名が出役する
- 3) 5月；春の溝草普請、池のまつり（神事）、ポンプの試運転、水槽の清掃
- 4) 6月；夏の溝草普請、東播用水土地改良路線別水利委員会
- 5) 10月；池まつり（樋止め神事）

を行っているほか、5月下旬から9月上旬にかけては水利委員2名とポンプ当番4名

を 1 組に、交代で毎日ポンプ場の点検と水位の確認を行い、マンポ(トンネル水路)の入り口の清掃も行っています。さらに年間を通じてパイプライン本管や支管の破裂や水漏れに対応するといった特別出役があります。

⑨施設園芸組合

正式名称は「農事組合法人 黒田施設園芸組合」であり、現在 8 戸の農家が参加しています。昭和 53 (1978) 年に導入された第二次構造改善事業(大型連棟ハウスの整備)を契機に発足し、組合長と副組合長、会計の 3 役が役職として置かれています。任期はそれぞれ 3 年となっています。会費は設定されておらず、現在は組合としての活動は行っていません。また管理している施設にはハウス 8 棟(写真 2-11)、管理棟(集荷施設の機能を備えている)と会議室があります。



写真 2-11 大型連棟ハウス

発足時はナス(千両)の栽培に取り組む農家が多くありましたが、現在は当時の半数まで減少しています。事業が実施されてから約 25 年が経過しているため施設の老朽化等の問題を抱えています。

⑩機械利用組合

昭和 53 (1978) 年に導入された第二次構造改善事業(麦への集団転作)を契機に発足しましたが、平成 8 (1996) 年から実質的な管理主体を農会に移しています。参加戸数は 44 戸。発足時にトラクター 2 台と格納庫を整備したが、現在の管理主体は前述したように農会となっています。現在は 5 月に作業委託形式で水稻の肥料散布が行われている以外に組合としての活動は全く行われていません。

⑪有限会社メンテナンス黒田

神戸市営の西神墓園が地区北西部の山林に造成されたのに合わせて、地区住民の代表によって平成 3 (1991) 年に出資金は 300 万円で登記された有限会社です。山林は地区の財産区であったため、墓園用地として売却する代わりとして墓園管理と供花販売に関する契約を結んだ経緯を持ち、住民からは地区の共有財産として意識されています。発足時の役員は 7 名だったが、現在は代表取締役 1 名、取締役員 9 名で役員を構成しています。事業の内容は具体的には墓園内での花等の販売と、草刈りや清掃といった墓園内の公有地の管理です。



写真 2-12 西神墓園内の売店

墓園の売店(写真 2-12)は年中無休で 9 時から 17 時(お彼岸とお盆は 8 時~)が営業時間となっており、常勤 2 名と、パートとして地区の女性が 5 名一組でローテーションを組みながら詰めています。また墓園内の管理作業は地区内から参加を募り、7 月末には約 1 週間、8 月末には 3、4 日程度行われています。また売店で販売する供花を公会堂 1 階の

集荷施設を利用して毎週金曜日（お盆とお彼岸も）に作っており、これにも地区の女性が従事しています。原材料となるシキミやサカキ、花は現在問屋から仕入れているが、当初はサカキなどの木は地区内の山林から伐採していました。

この他に地区では高齢の女性サークルとして、御詠歌の練習会が毎月 2 回公会堂でお寺さんを招いて行われています。

2-2-6 土地利用に関する規制の現状

地区における農振法（＝農業振興地域の整備に関する法律）の区域指定は、図 2-8 に示すように地区北西部の山林を除いた部分が農業振興地域に指定され、集落中心部と県道平野三木線東側等を除いた農地のほとんどが農用地区域にも指定されています。また、都市計画法でも地区全域が市街化調整区域に指定されています。

一方、共生ゾーン条例による農村用途区域区分では図 2-9 に示すように、農業振興地域の境界とほぼ境を共有する形で山林部分を環境保全区域、それ以外の部分を農業保全区域、という 2 種類の用途区域指定が行われています。

2-2-7 平野町まちづくり総合基本計画での計画

平野町では西神ニュータウンの開発による影響を受け、さらに西神戸バイパス道路、河川改修、農地開発などの計画が進行中だった昭和 63 年に、住民が働きやすく環境の良い平野町にするためにどうすればよいかを皆で考えるために平野町まちづくり協議会が発足し、平成 2 年に「平野町まちづくり総合基本計画」が策定されました。この計画は里づくり計画の上位にあたるものではないが、約 10 年前の地区の課題とそれに対する答を示している点で、今回の計画策定にあたって貴重な資料と言えます。したがって、総合基本計画における黒田地区の課題と計画案についてここで概観します。

当時のアンケート調査では日頃困っていることとして、バスの便が悪い、買い物の便が悪い、診療所・医療施設が遠い、子どもの遊び場がないといったことが挙げられていました。それを承けて生活環境整備では子どもの遊び場の整備、河川改修、街灯・防犯灯の設置が要望として挙げられていました。一方、農業面では、後継者の確保が課題となっているほか、経営面では生産資材の価格が高い、農産物価格が不安定で安い、農業機械の過剰投資、連作障害が課題として指摘されています。

上記の分析の結果、地区では集落内の環境整備（集落内道路、水路の整備、美化など）の推進と農業面での野菜等の生産振興が方針として示されています。さらに集落環境整備計画として図 2-10 に示すように、集落外周道路等の整備、堅田神社周辺の緑地の保全育成、公会堂の改築が提案されています。

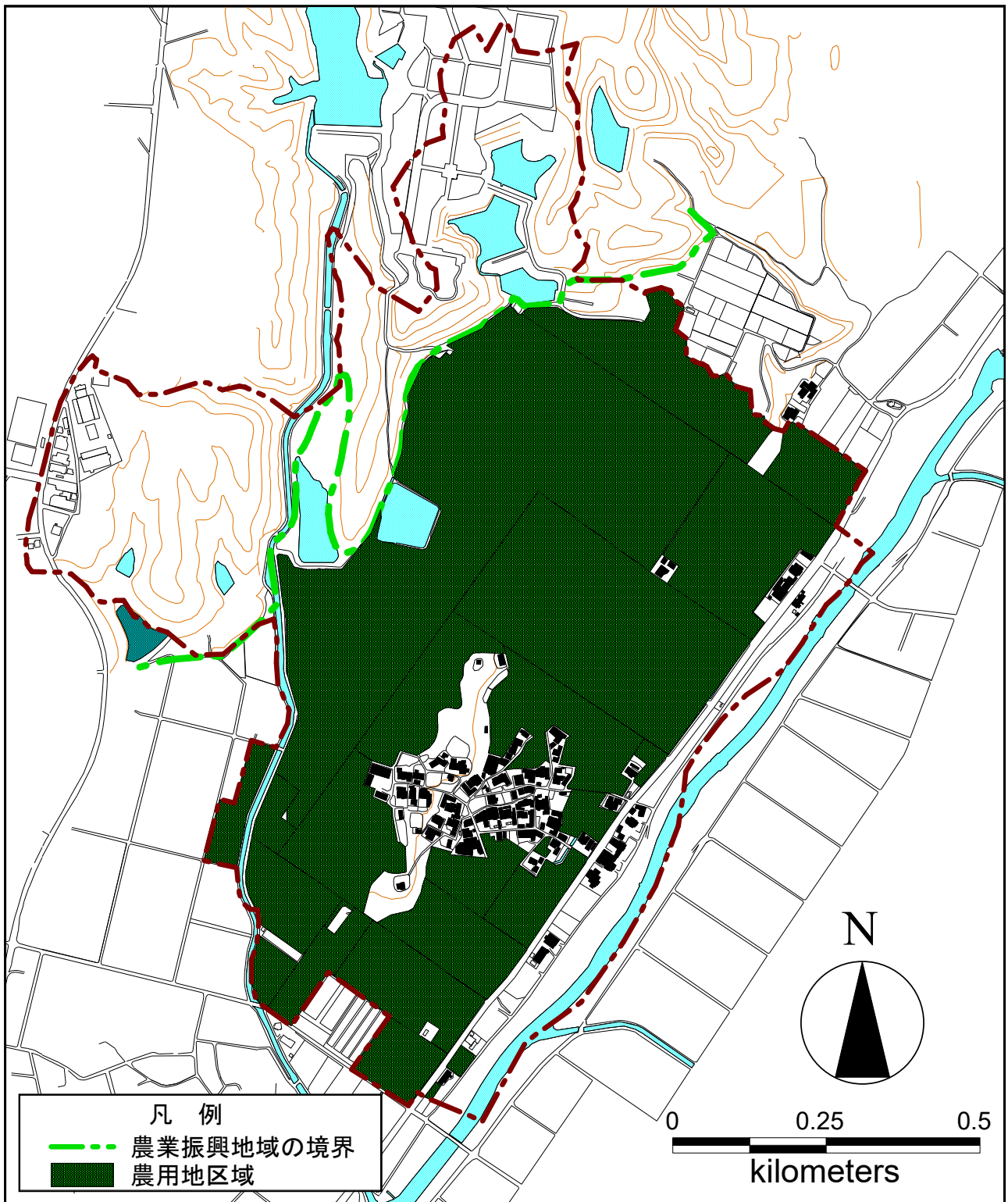


図 2-8 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）の指定状況

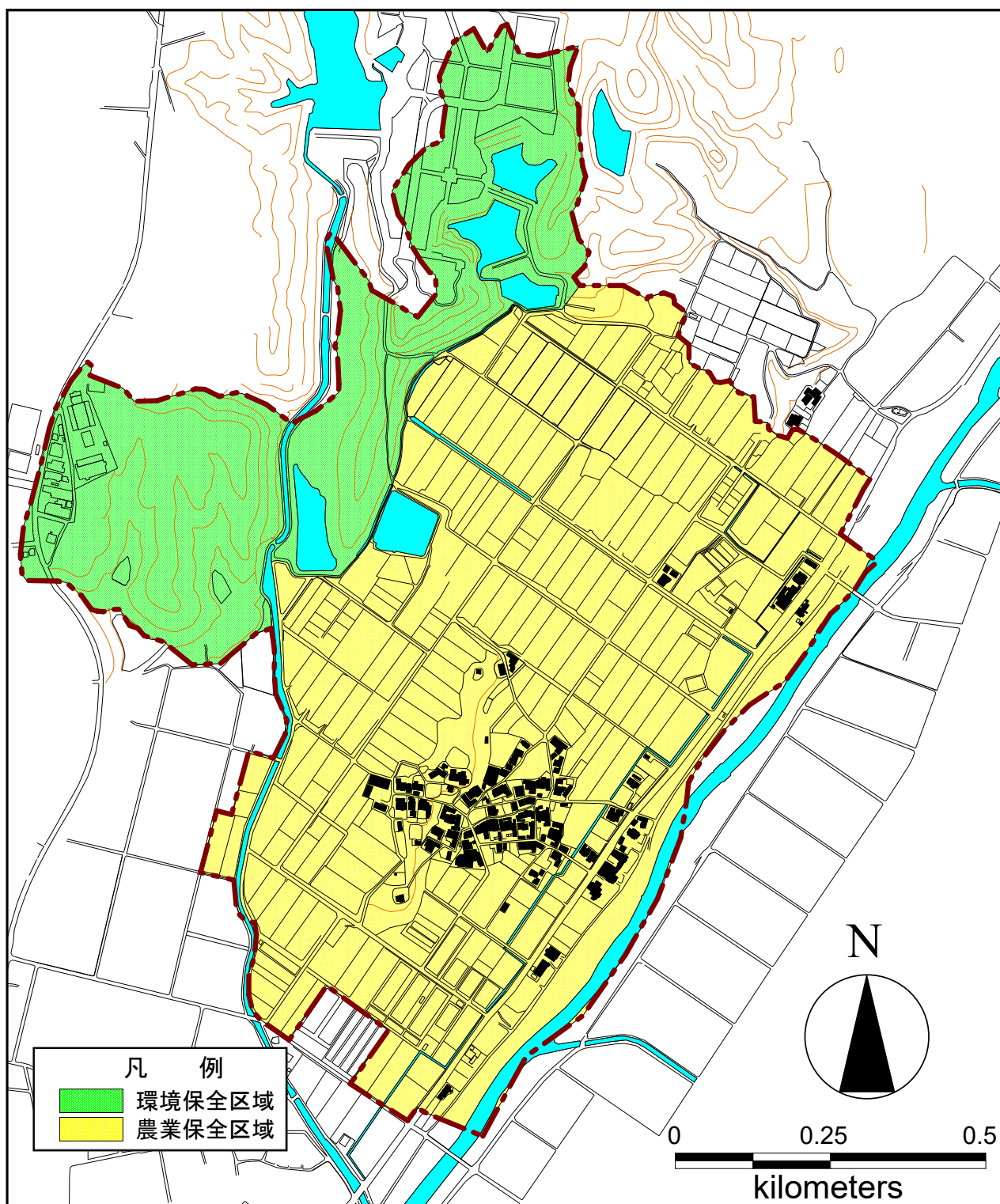


図 2-9 計画策定前の農村用途区域区分指定状況

黒田地区は、明石川右岸に位置する農業の盛んな集落です。農地の保全、緑地の保全などを通じて田園的な環境を保全すると共に、集落内道路、水路の整備、集会施設整備など集落環境を推進します。

●土地利用

ほ場整備は完了し、集落居住区域はまとまっており、土地利用的には問題はありません。平坦地に位置するため、貴重な居住区域内の緑地を保全し、集落環境の保全・形成をはかります。また、集落外周道路、アプローチ道路等の整備によって、必要な住宅用地等の集落予備地を設定します。

●シンボルづくり

黒田地区は、集落居住区域のほぼ中央を南北に段丘斜面の緑地が伸びており、南側には堅田神社があるなど、集落の環境を形成するシンボリックな緑地になっています。

この緑の保全・育成を図ります。

●道路整備

黒田地区は、主要地方道平野・三木線沿いにあり、この道路からの取り付け道路の整備、集落外周道路の整備を推進します。

●施設整備

黒田公会堂は施設がやや老朽化しているため、今後改築を検討します。

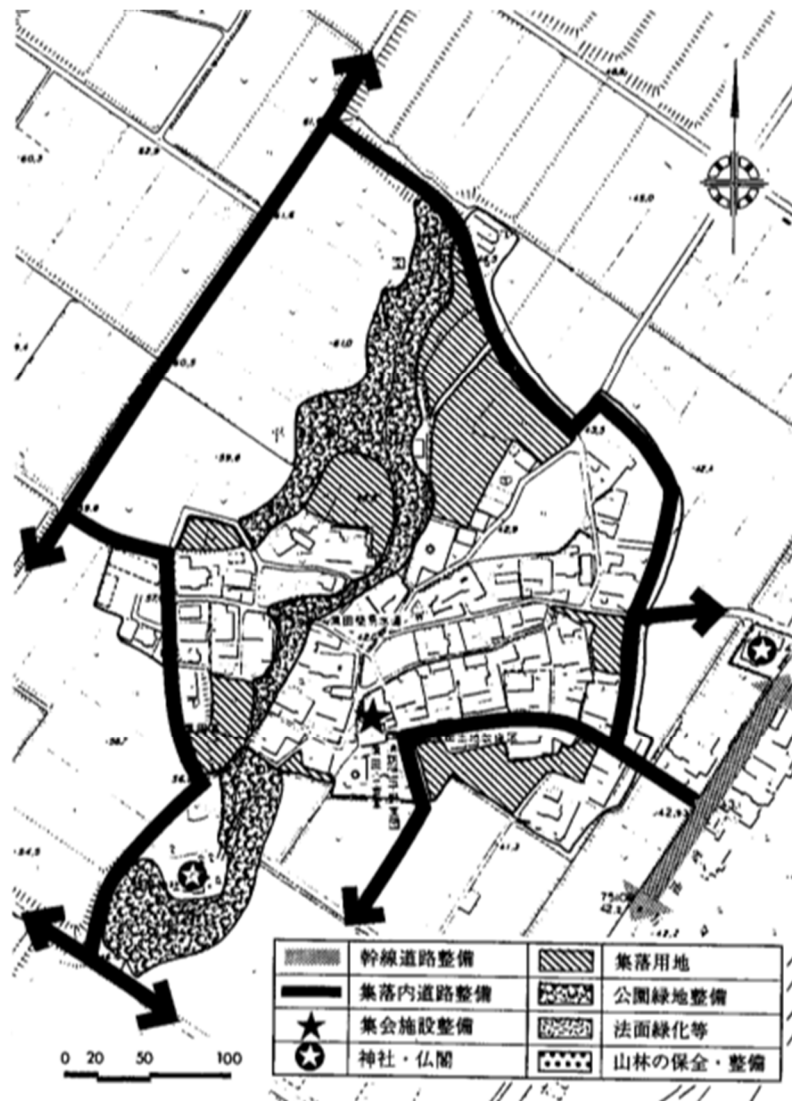


図 2-10 平野町まちづくり総合基本計画（平成 2 年作成）における黒田地区の集落環境整備計画

第3章 地区の現況

3-1 土地利用

平成14年8月に行った現地調査をもとに、地区の土地利用状況を図3-1に示します。

また図3-1をもとにそれぞれの土地利用別の面積を求め、地区全体の面積に占める割合を算出したグラフを図3-2に示します。これを見ると、農地が地区全体の51%を占め、次いで山林・緑地が27%、湖沼・水路・河川が14%となっています。住宅やその他の非農業的利用は全体の8%余りに過ぎません。その他の土地利用では図3-3に示すように西神墓園がほとんどを占めています。また県道平野三木線以西の土地利用は農地、住宅、山林・ため池となっており、こうした現状は山林の一部が国道175号線のバイパス

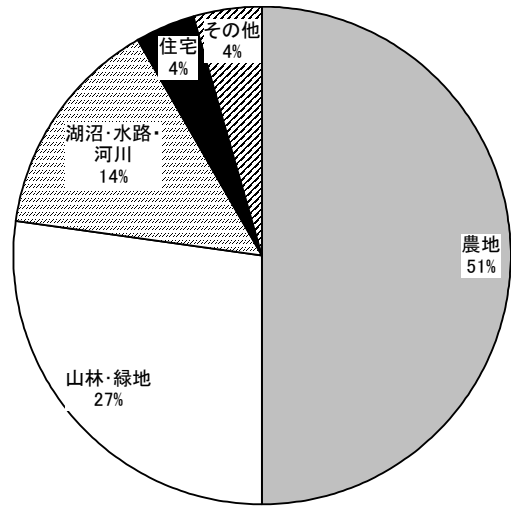


図3-2 土地利用別面積割合 (道路を除く)

として開発される計画がある以外変わりないと考えられますが、県道と明石川に挟まれた部分では雑種地のような土地利用が一部にあり、住民は居住地に近いこともあってこれらの土地が資材置き場や廃車置き場等になることを不安視しています。

一方、農地における土地利用割合をみると、地目では水田がほとんどを占めるが、

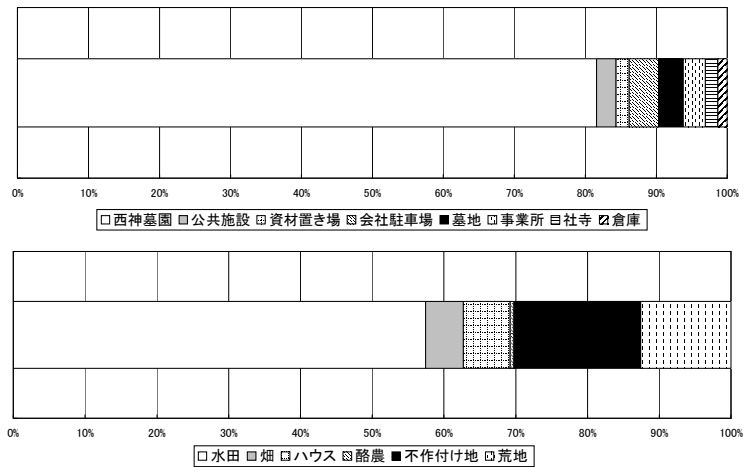


図3-3 農地 (下図) とその他 (上図) における利用割合

行われている農地は農地全体の56%しかなく、逆に不作付け地や荒地がそれぞれ18%、13%を占めています。この状況を図3-1でみると、荒地は地区の境界付近に多くみられ、不作付け地は地区全体に散在している状況が見て取れます。

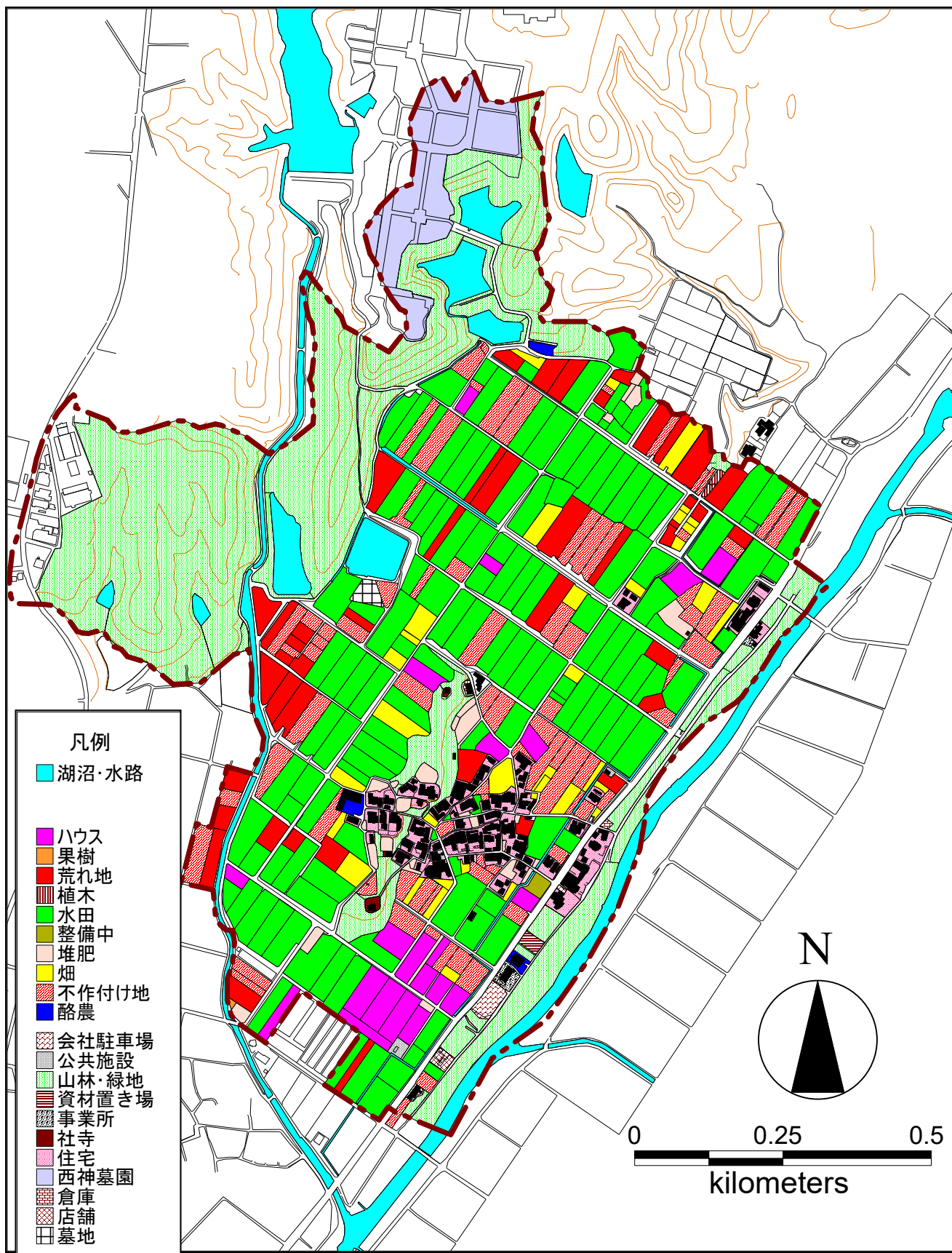


図 3-1 地区の土地利用 (2002 年)

3-2 営農状況

ここでは農業センサスと農家世帯主を対象に平成 14 (2002) 年 7 月に行ったアンケート調査 (回収 39 名) や地区での聞き取り調査の結果を用いながら、現在の地区の農業の姿や将来に対する意向を明らかにします。

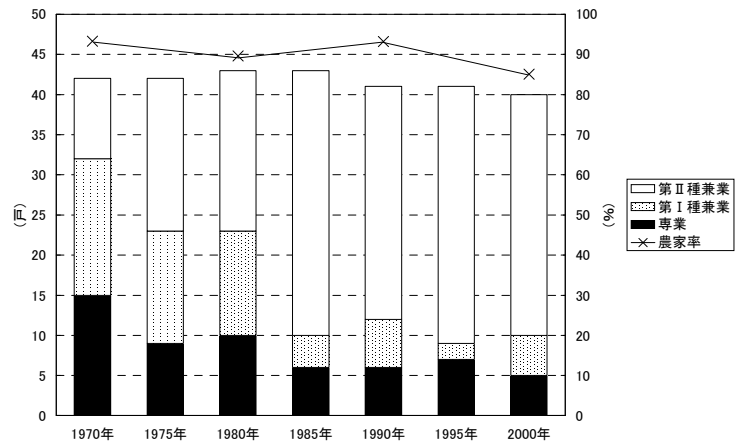


図 3-4 専兼別農家数と農家率の推移 (農業センサス)

3-2-1 現在の姿

(1) 農業労働力

図 3-4 をみると昭和 45 (1970) 年以降、総農家数は 40~45 戸の範囲で推移しており、安定しています。しかしその内訳は大きく変化し、平成 12 (2000) 年センサスでは専業農家 5 戸、第 I 種兼業農家 5 戸、第 II 種兼業農家 30 戸と第 II 種兼業農家の割合が非常に高くなっています。一方地区全体に占める農家の割合 (=農家率) をみると、2000 年まで 80%を超える高い値で推移しています。このように地区では専兼別の農家構成は変化しましたが、30 年以上に渡って農家が世帯数の大半を占めています。

農業収入の占める割合についてアンケート調査の結果をみると、センサスの結果とほぼ変わらないが、農産物を自給用にしか作っていない (すなわち販売していない) 自給的農家が 7 戸あります。また年齢別で集計すると (図 3-5)、40 歳代以下で農業収入が兼業収入を上回っている農家は 1 戸しかなく、専門的な担い手の中心は 50 歳代であることが分かります。また、自給的農家は 40 歳代を除いた全ての年齢層にみられ、年齢とは関係がないことがうかがえます。兼業先の職業としては会社員等の恒常的勤務が 19 名、自営業が 2 名、年金受給が 12 名という構成になっており、多くが地区外へ働きに出ていることが分かります。

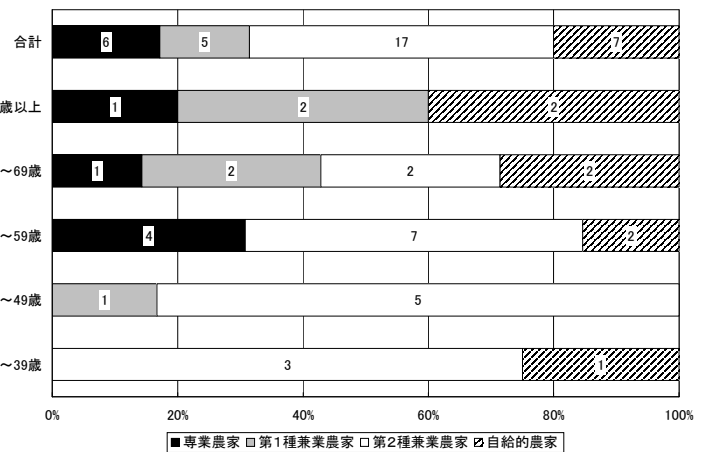


図 3-5 年齢別にみた専兼別農家数 (農家アンケート)

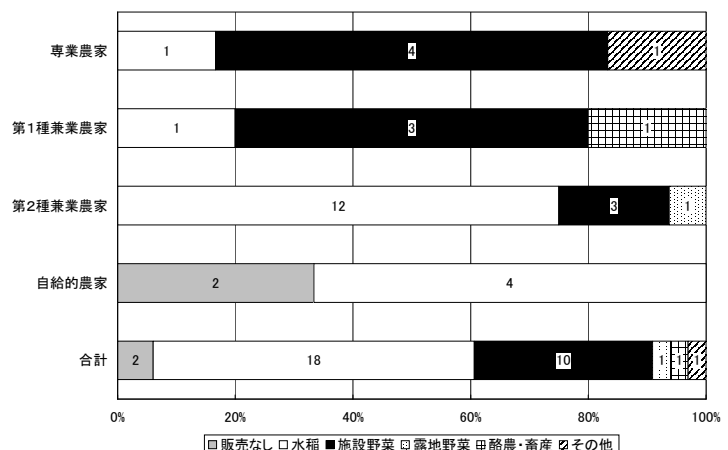


図 3-6 販売第一位作目別にみた専兼別農家数 (農家アンケート)

I種兼業農家では施設野菜や酪農を収入の主力としている農家が多いが、第II種兼業農家や自給的農家ではほとんどが水稻を主体としていることが分かります。またアンケートでは果樹栽培や花卉を販売の主力にしている農家はみられません。

次に年齢別の農業就業人口の推移(図3-7)をみると、昭和45(1970)年には男女合わせて113名いたが平成12(2000)年には60名まで減少しています。また年齢別の割合は65歳以上の従事者が確実に増えており、2000年では43%(男性45.5%,女性42.1%)となっており、全国的な傾向と同じく農業従事者の減少と高齢化が地区でも憂慮すべき状況にあることがうかがえます。ただこの傾向

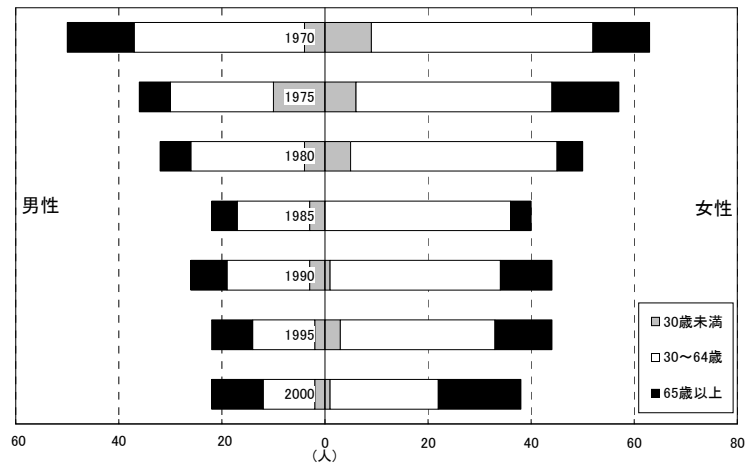


図3-7 年齢別農業就業人口の推移(農業センサス)

は昭和60(1985)年以降若干沈静化しているのですが、現状を維持できるような方策が必要と考えられます。また現在の農家世帯主の年齢別人数をアンケート結果から見ると、50歳代が13人と最も多く、次いで60歳代8人、70歳代7人、40歳代6人と続き、30歳代も4人いることから、計画の目標期間である5~10年間のうちに後継者を育てる努力が求められます。

(2) 経営規模

図3-8に示すように農家1戸あたりの平均耕地面積はほ場整備を行うまでは減少傾向にありましたが、ほ場整備実施後には120a程度まで上昇し、2000年センサスでは116aとなっています。地区には50a未満の小規模農家は非常に少なく、1.0~2.0ha層が中心を占め、2ha以上の大規模農家もみられます。担い手の減少に対する1つの対策として流動化による規模拡大がわが国の農業政策で

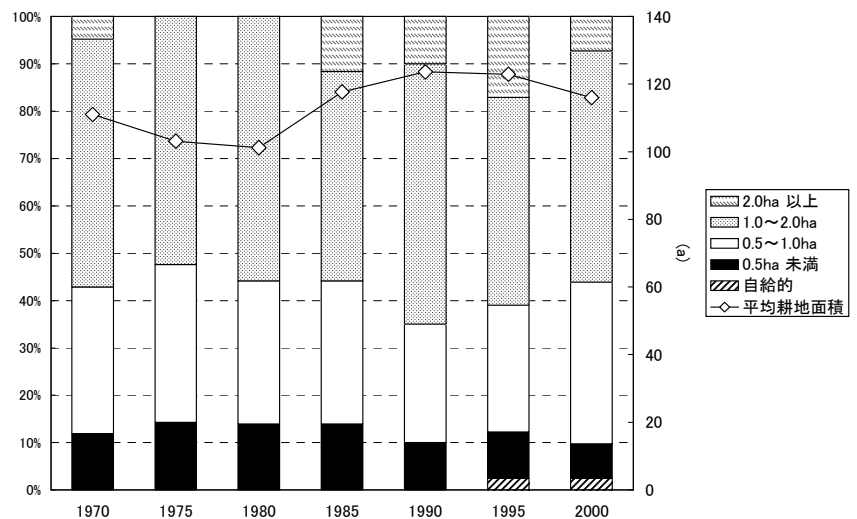


図3-8 経営規模別農家数と平均耕地面積の推移(農業センサス)

重要な位置を占めていますが、本地区のように規模拡大のスケールメリット(=経営コスト削減, 収益のアップ)があまり期待できない場合、農地保全が可能になることを流動化のメリットとして捉え直すことが必要です。

経営規模の現状をアンケート結果で確認すると(図3-9)、所有規模ではセンサスの傾向

と同じく 1.0ha 以上の農家が全体の約半数を占めていますが、実際に耕作している面積では 1.0ha 未満の農家が 26 戸と多くを占めています。そこでそれ以外の面積（貸付・借入・

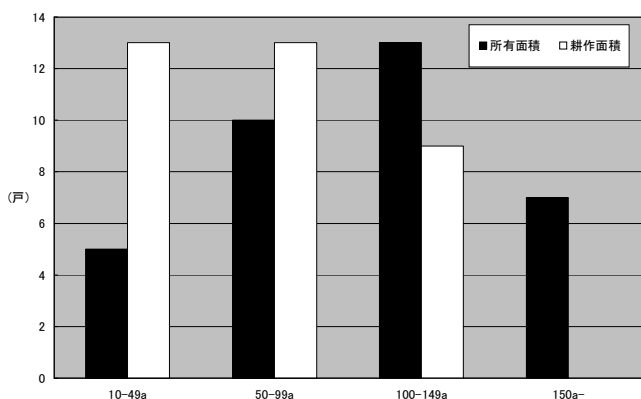


図 3-9 所有規模と耕作規模の比較

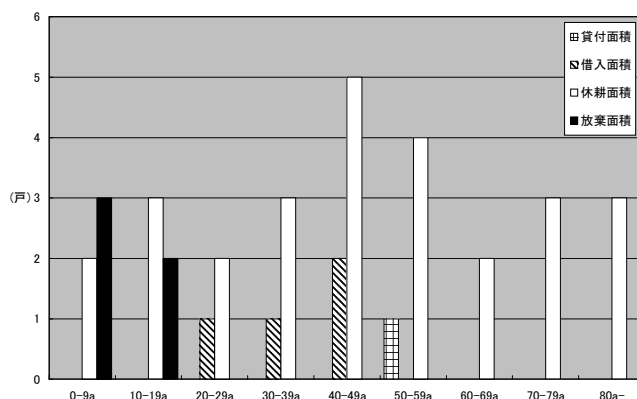


図 3-10 貸借や休耕を行っている農家数

休耕・放棄)をみると図 3-10 に示すように、ほとんどの農家が遊休農地（不作付け地）を抱えており、多い農家では 80a 以上にもものぼっていることが分かります。現在耕作放棄地を所有している農家は 5 戸にとどまっており、面積も比較的小さいが、遊休農地が耕作放棄地になる事例は全国で報告されており、地区でもそうならないよう農地を保全するための方策が必要です。

(3) 作付け作物

農業センサスにおける作付け作物別面積の推移をみると（図 3-11）、地区では近年大半を水稻が占め、野菜とハウスのほかにはほとんど作物がみられません。また総作付け面積が昭和 45（1970）年以降確実に減少し続け（ただし昭和 55（1980）年はほ場整備実施中）、特に最近そのスピードが加速しつつありますが、この点については減反に対応するための不作付け農地を保全し続けられるように、平成 2（1990）年まで行われていた飼料作物を作付けすることなども有効だと考えられます。また、ほ場整備直後に地区では転作の一作物として麦に集団的に取り組んだ経緯を持つが、生産性や気候条件への適応、売り渡し価格の低迷などが欠点となり、間もなく栽培されなくなりました。他に大豆も転作作物として取り組まれています。新たに軌道に乗せるためには無農薬栽培や有機栽培で行う必要があるうえ、カメムシ等の被害が大きいといった課題があります。

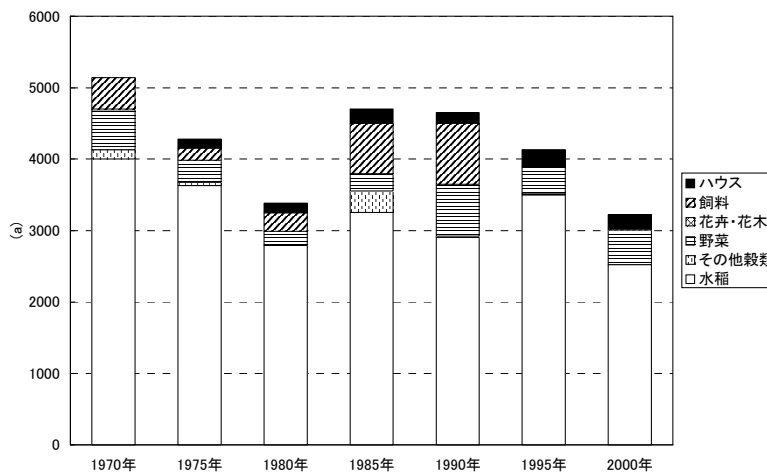


図 3-11 作付け作物別面積の推移（農業センサス）

平成 14（2002）年の栽培作物の

状況は表 3-1 に示すように、水稻が 57.8%を占めており、他には野菜と花卉が少々みられる程度でやはり水稻への依存度が非常に高いようです。野菜は小松菜やチンゲンサイといった軟弱野菜の他にハウスで栽培されるナスが代表的なものとして挙げられ、近隣のスーパーでも顔写真入りで販売されているほか、花卉ではカーネーションとキクが生産されています。また一部ではブロッコリーの契約栽培を行っています。ナスは「千両」という品種で、柔らかく近郊栽培の作型に適しています。しかしハウスでナスを栽培する農家は徐々に減っており、最近が高齢のために接ぎ木をするのが難しいため苗を購入している状況にあります。また、ハウス内は年間を通じて 12~13℃に維持する必要があるためにその年間暖房経費として 30~40 万円かかるほか、害虫（ミナミキイロアザミウマ等）が大きな被害を与えることが多く、農薬への耐性も上がってきているので駆除が難しいです。

平成 14（2002）年に関西地方は台風と合わせて乾燥や干ばつにより農産物の生産量が低下しましたが、西区では東播用水のお陰で水量が確保でき、年の後半には野菜がやや高値で推移しました。

表 3-1 平成 14（2002）年の作付け状況

	水稻	野菜	花卉	地力増進	調整水田	合計
面積(a)	2373.5	207.1	32.8	1380.9	112.5	4106.8
割合(%)	57.8	5.0	0.8	33.6	2.7	100

以前は地区でも自家採種で白菜やダイコン、ニンジン、大カブラなどを栽培していたほか、ピーカンという果物にも取り組んだ経験があります。また現在一部の農家ではイチジクやブルーベリーの果樹に挑戦しているとのこと。

次に水稻の品種別栽培面積を表 3-2 に示します。最近の動向としてコシヒカリよりもキヌヒカリが増える傾向にあり、キヌヒカリの作柄をみると、6 月に一時低温状態が続いたもののその後の高温で出穂が早くなり、結果的に平成 13(2001)年度に続いて平成 14(2002)年度も乳白が発現するという問題が起こっています。乳白とはデンプンへの移行率が 8 割以下になった状態を指し、夜間温度の上昇による稲の呼吸活動の増進が原因として指摘されています。対応策として播種と田植えを後らせることが奨励されていますが、兼業農家が多いため休暇日程と田植えスケジュールを合わせる事が難しいという地区の事情から田植え時期を調整することは現状では実行されにくい状況です。

表 3-2 平成 14（2002）年のコメの作付け状況

	キヌヒカリ	コシヒカリ	ヒノヒカリ	ドントコイ	モチ	合計
面積(a)	1502.1	698.5	77.4	59.4	36.1	2373.5
割合(%)	63.3	29.4	3.3	2.5	1.5	100

またヒノヒカリは日本晴とコシヒカリの系統を引き継ぎ、温度による出穂の影響を受けにくく、また晩生で食味も良いため、平成 12 (2000) 年に県試験場で試験栽培された後、各地で増えつつあります。こうした背景からヒノヒカリは平成 15 (2003) 年度から農協のカントリーエレベータでの取扱い品種に指定されており、今後ますます増えることが予想されます。一方、ドントコイは施肥効果が高いが、その反面タンパク率が上がり食味が下がるため、流通業者も年間を通した食味が保証できないとの評価がされています。このため栽培面積は減少傾向にあります。

地区は明石川の谷筋にあたり、昔から美味しいコメが取れると言われてきました。現在地区の半数の農家が農協のカントリーエレベータに全量を出荷し自家消費分を戻してもらっていますが、産地の異なるコメが混ざるため袋ごとに味が違い、改めて地区産の美味しさを認識した農家も多いとのこと。また農協ではなく平野町内の調製業者のミニカントリーエレベータを利用している農家もあります。コメの消費量は低下傾向にありますが、地区の子ども達からは「主食はごはんでなければ嫌だ」という複数の意見もあり、良いコメを作ることにより、子ども達にコメの美味しさを伝えていくことも重要です。

この他、地区では昔酪農が盛んに行われていたが、現在は 2 戸だけになっており、農業センサスによると、1995 年の乳牛の飼養頭数は 122 頭となっています。家畜の糞尿は有機センターへ持ち込んで処理していますが、資源循環の面から地区内で還元利用していくことも今後は重要と考えられます。

(4) 後継者

アンケート結果によると、図 3-12 に示すように現在後継者が決まっている農家は全体の 28.2%に止まっています。

「継がせたくない」または「子どもに継ぐ意志がない」、「子どもがいない」と答えた農家は現在の世代で営農の継続が終わってしまうとみられますが、その割合は 15.4%にものぼります。特に専業農家で子どもがいないと回答した方が 1 戸あり、これは今後地区の農地を保全していく上で、住民が検討しなければならない点と考えられます。

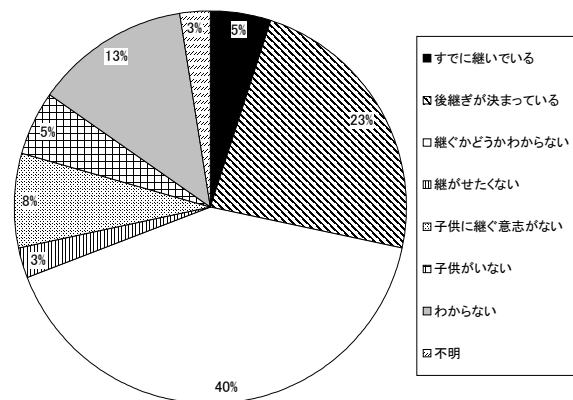


図 3-12 後継者の有無 (農家アンケート)

この結果を世帯主の年齢別に見てみると、図 3-13 に示すように 50 歳代以上では後継者の決まっている農家が多いが、逆に後継者を確保できない農家も 50, 60 歳代にみられます。地区の農地を将来にわたって保全していくためには、現在 40～50 歳代の世帯主の農家で後継者を育てることが非常に重要と言えます。それだけでなく、後継者の確保が望めない農家が所有する農地を地区全体でどのように守っているのかについて作業委託等も視野に入れながら検討することが望ましく、さらに現在地区では安定した経営規模を所有している割には認定農業者の登録がなく、地区の農業を今後も守っていくために積極的な認定農業者としての登録が必要です。

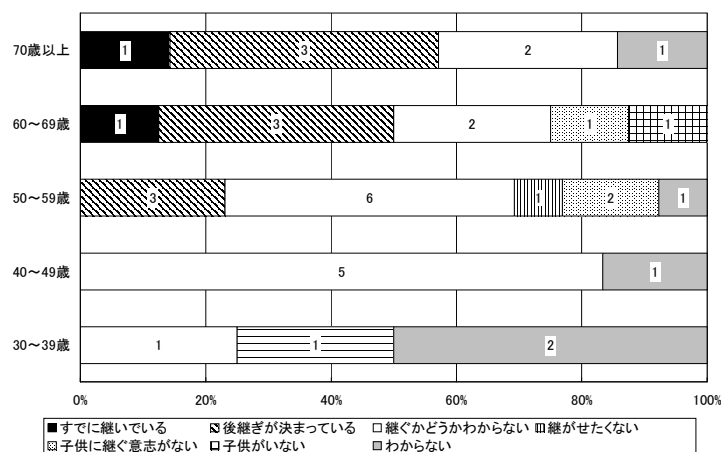


図 3-13 世帯主の年齢別後継者の有無（農家アンケート）

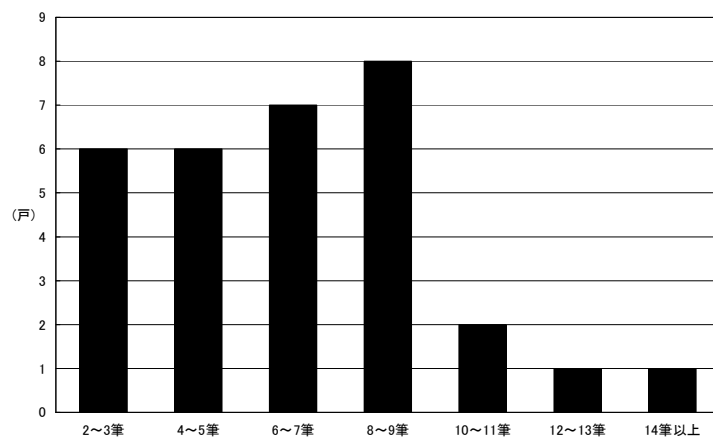


図 3-14 所有農地の筆数（農家アンケート）

一方で明るい話題もあります。子ども会の聞き取り調査によると、小学生の子ども達は将来家の農業を継ぎたいと考えており、現在秋の刈り取り作業の時にコンバインに乗せてもらえることを楽しみにしています。また手伝える範囲で農業にも関わっているので、彼らにこれからも農業に興味と魅力を感じてもらえるような施策も大切と言えます。さらに社会的にも就農希望の人数は着実に増加する傾向にあり、労働力不足の問題を補える可能性は広がりつつあります。

(5) 農地と農業機械の所有状況

まず、所有農地の分散状況をアンケート結果からみると（図 3-14）、10 筆以上に分散している農家は非常に少なく、ほ場整備が行われたことによって農地の集団化がすすみました。ただ、図 3-15 に示すように 6 戸の農家が農地の分散を問題点として指摘しています。

本地区は、神戸市内でも先進的に昭和 52 年からほ場整備が実施され、以来良好な管理が行われています。したがって図 3-15 に示すようにアンケート結果でも所有農地については 12 名 (30.8%) が「特に問題なし」と回答しています。ただ、営農の座談会等では一部のほ場で床土の状態が悪く、水はけが悪いとの指摘があり、アンケート調査でも「ゴミのポイ捨て」に次いで多いという結果を示しています。また、基盤整備が実施されてから約 25 年を経過しているため、施設の老朽化も不安視されており、施設栽培用のハウスの他にパイプラインの破損が起こる点が数多く指摘されています。破損箇所はため池に近い場所に集中しており、ほ場に高低差があるために水圧がかなりかかっていることが一因と考えられます。この修理には 1 ヶ所で 100 万円以上かかる場合もあります。

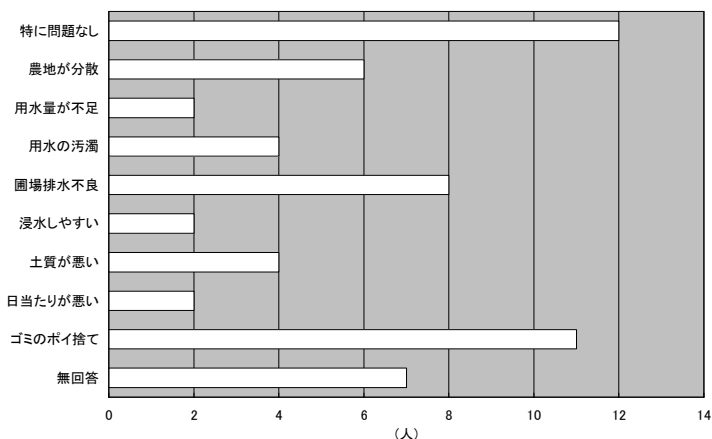


図 3-15 農地の問題点 (農家アンケート)

次に農業機械の所有状況は、表 3-3 に示すように、回答のあった農家ではトラクタ、コンバイン、田植機といった機械の所有割合が非常に高く、個々の農家が農業機械にかなりの投資を行っていることが分かります。兼業農家が多いこの地区では他の地区と同様、農業機械に関する出費の大きさが営農の採算性を阻害しており、この現状は住民自身もよく認識しています。そのため現在使用している機械が潰れれば、高価な機械は購入したくないとの考えを持つ農家も増えつつあります。座談会等では機械の過剰投資を避けるために農業機械をレンタルしてくれるシステムを望む声も出されました。

表 3-3 主な農業用機械の所有割合 (% , 農家アンケート)

トラクタ	田植機	コンバイン	乾燥機	糞摺り機	動力防除機
100	81.3	90.6	37.5	37.5	68.8

この他に改善をした方がよい農業用施設として、アンケート調査では以下の項目が挙げられています。

- ・水路、農道
- ・農道の下のパイプライン破損が心配、大型トラック通行のため
- ・不法な釣り人がため池のフェンスなどを壊すのでその対策
- ・用水本管の水漏れの改善

3-2-2 今後の展望

(1) 将来の経営規模

アンケート結果によると、将来の経営規模（図 3-16）については約 7 割の農家が現状維持と答えている一方、規模を縮小したい農家が 3 戸、農業をやめたい農家が 1 戸あります。こうした意向を持つ農家に規模の縮小方法を尋ねたところ、貸付（30～100a）を考えているのが 3 戸、転用売却（50a）を考えているのが 1 戸という結果になっています。また経営内容を

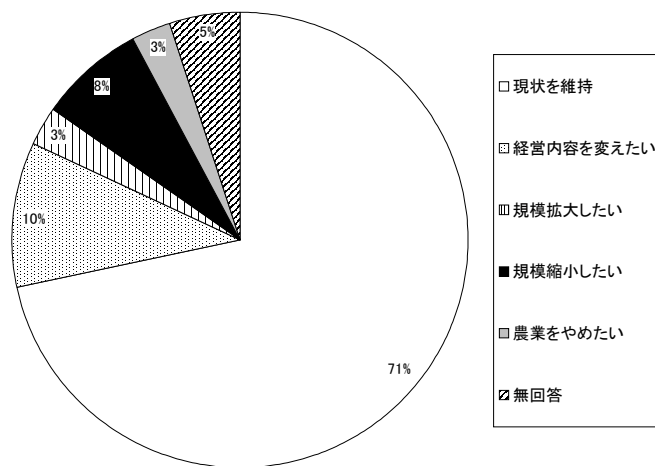


図 3-16 今後の経営規模に関する意向（農家アンケート）

を変えたい農家は 4 戸あり、その内容としては野菜や花卉といった施設栽培を希望するケース、稲作中心を希望するケースの他に、観光農園を考える農家もみられました。さらに購入による規模拡大（50a）を考えている農家が 1 戸あります。

離農を考えているのは自給的農家で、また施設野菜を販売の主力としている農家に経営規模を縮小したいと考えているケースがみられ、このような離農意向を持っているのは 30 歳代にもみられることが分かりました。若い世代の農業離れが進むことは地域の農地を維持していく担い手が不足することを意味しており、規模拡大志向の農家への集積や担い手の発掘を急ぐ必要があると考えられます。

(2) 今後の営農志向

現在の農業収入割合は、専業農家 6 戸、第 I 種兼業農家 5 戸、第 II 種兼業農家 17 戸、自給的農家 7 戸という結果でありましたが、今後の営農志向（図 3-17）をみたところ、専業農家志向が 9 戸、第 I 種兼業農家志向が 8 戸と農業に対する比重を高めたいと考える意欲の高い農家が多く、このため第 II 種兼業農家や自給的農家を志向する農家数は現状に比べて減っていますが、一方で離農志向と答えた農家も 3 戸あります。

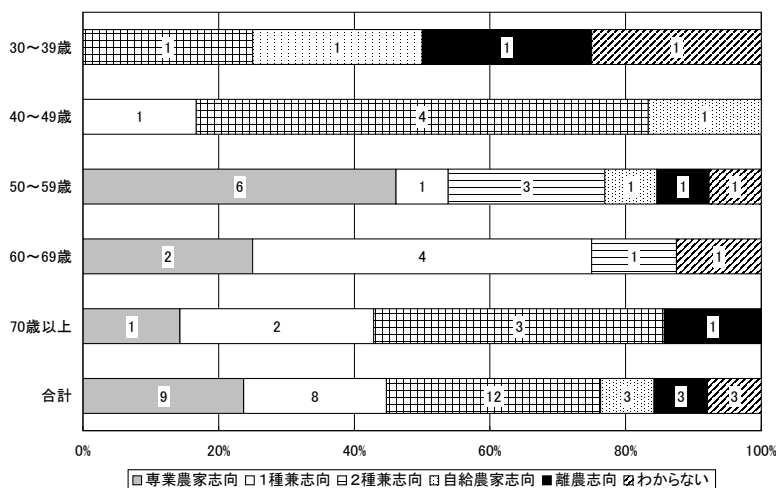


図 3-17 世帯主の年齢別営農意向（農家アンケート）

さらに世帯主の年齢別で今後の営農志向をみると、図 3-17 に示すように 50～60 歳代の農家に農業の比率を高めたいと考えている人が多い状況です。しかし一方で、(1)と同じく 30 歳代に離農志向がみられることが地区の不安材料として挙げられるので、彼らの所有農地をいかに維持していくかを考える必要があります。

(3) 農地の利用意向

次に所有している農地の利用意向については、図 3-18 に示す結果となりました。この質問に回答した 37 戸のうち、33 戸が「すべて農地として利用する」、あるいは「当分の間は農地として利用する」を選択し、農地を維持する強い意向があることが分かります。

また、転用や売却を考える農家の内容をみると、分家住宅への転用が 2 戸、資材置き場への転用が 1 戸あり、さらに転用売却意向は自給的農家にみられ、世帯主の年齢も 30 歳代と若いようです。こうしたことから、分家住宅はできるだけ現在の集落に近い場所を選択する必要があると同時に、資材置き場の規模は 2500 m²なので、場所によっては土地利用計画に反映させるなど、スプロール的な土地利用を生み出さないように住民間で話し合う必要があります。

(4) 生産組合について

アンケート結果から、今後担い手のいない農地が増える恐れがあることから、生産組合等による農作業の受委託が選択肢の 1 つとして考えられますが、これに対する地区の意見は (図 3-19)、ほとんどが委託するつもりはないとの考えであることです。特に専業農家でその傾向が強く、農協への委託や生産組合への委託を希望するのは 70 歳以上の自給的農家や第 II 種兼業農家に多いですが、70 歳以上の農家には作業委託に不安を感じている人もいます。

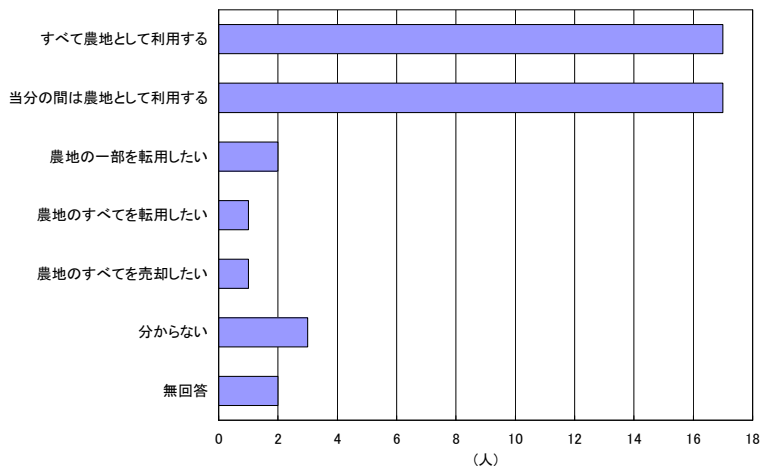


図 3-18 今後の農地利用意向 (農家アンケート・複数回答)

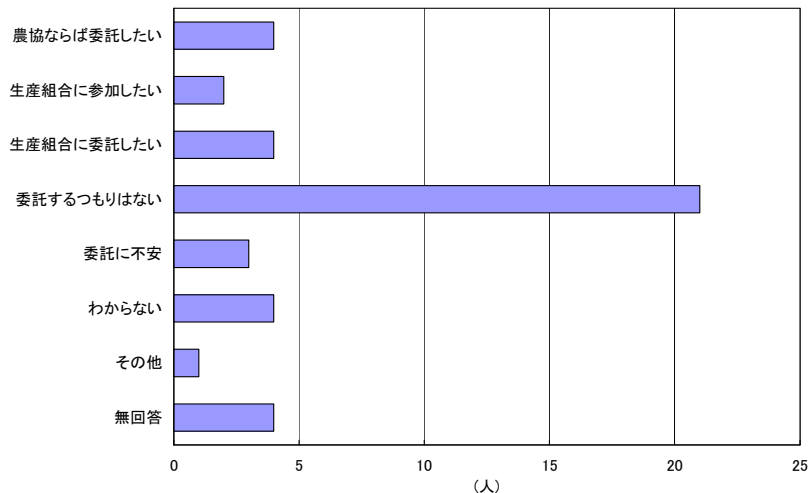


図 3-19 生産組合に対する考え (農家アンケート・複数回答)

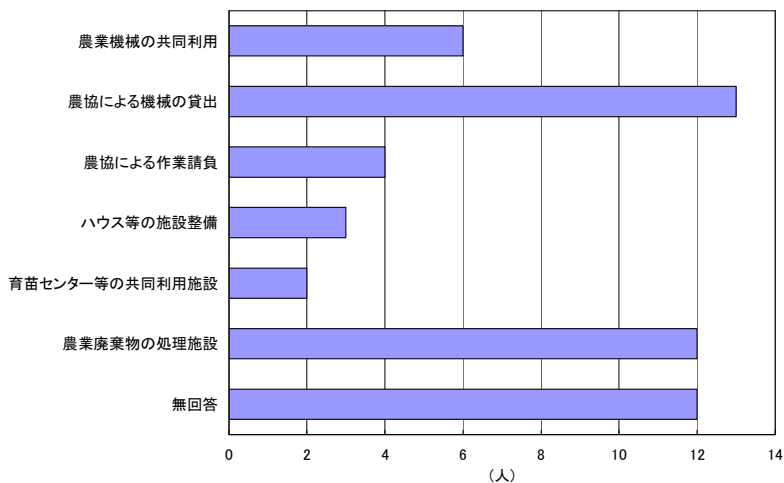


図 3-20 農業機械や生産施設の要望 (農家アンケート・複数回答)

全ての農家が参加する必要はないものの、高齢者で作業委託を希望する農家に対しては、地区に既存の組織を用いた農作業流動化を検討する必要があります。

(5) 農業機械や生産施設への要望

農業機械や生産施設に対する要望については、図 3-20 に示すように農協からの機械の貸出と農業廃棄物の処理施設を強く望んでいます。機械の貸出や農協による作業請負を希望するのは第Ⅱ種兼業農家や自給的農家に多く、かつ 70 歳以上か 30 歳代の世帯主に多い傾向があります。農業機械に対する過剰投資が現在の農業経営を圧迫させる大きな原因となっていることから、こうした問題点を解消するための制度の発足を求める声が地区でも高くなっています。

機械の共同利用については現在必要な機械をほとんどの農家が個別に所有していることや、その耐用年数が一致しないことから、営農座談会でも否定的な意見が多く、実現性は厳しいと考えられます。一方、施設栽培を行う農家だけでなく、多くの農家が要望している農業系の廃棄物処理について最近は厳しく監視されるようになってきている状況にあり、安全で衛生的な処理施設の整備が強く望まれます。

(6) 流通と出荷に対する要望

生産物の流通や出荷に関する要望では、図 3-21 に示すように農協による販売体制の強化を求める声が圧倒的に高い状況です。他の選択肢はほとんど選ばれておらず、地区では農協を通して販売する農家が多く、農協への依存度が高いことからこのような結果になったと考えられます。

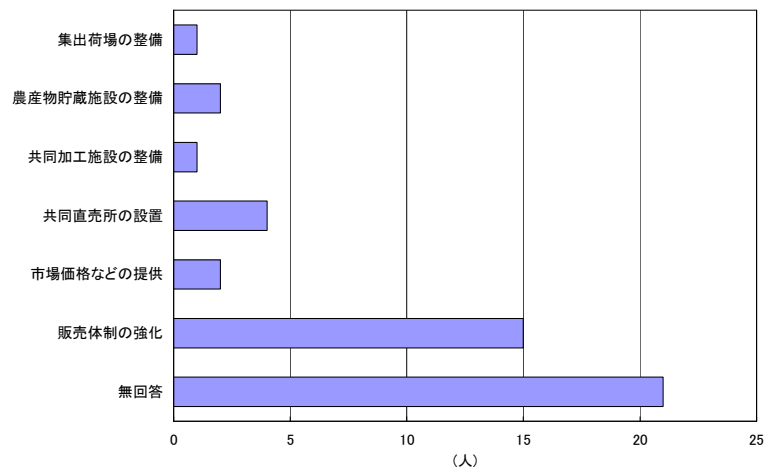


図 3-21 農協への要望（農家アンケート・複数回答）

いずれの地区でも農協に対する要求は非常に強く、地域農業を考

える上で農協が果たさなければならない役割は重要と言えますが、一方で最近の傾向として定着しつつある消費者との直接販売のルートを確立させるための農家側の努力も求められます。

また地区では第Ⅱ種兼業農家や自給的農家が多かったために、無回答の人が最も多いという結果になったとようですが、このような農家の農協離れが地域にとってマイナス方向に行かないよう気を配る必要があります。

最後に農家アンケートで回答のあった自由記述を原文のまま掲載します。

- ・ 今までに市に依頼もしたが、全く希望は聞いてもらえない。
- ・ 私は専業農家ではありません。米の生産も制限される中、土地区画整備、東播用水等色々整備されてきました。そんな多額な投資資本の中で、今国が米、野菜をどんどん輸入しています。資本投資をする中で農家は、日本の国民に自在に供給することができません。

どこかムジュンしています。

3-3 生活環境

生活環境や今後の整備方向については聞き取り調査の他に、高校生以上の地区住民を対象に平成 14 (2002) 年 7 月に行ったアンケート調査 (回答者数 129 名) の結果を用いて分析した。

3-3-1 住民の生活圏と利用交通手段

アンケート調査では、主な外出先では 58.1%の住民が「西神中央方面」と回答し、次いで「神戸三宮方面 (15.5%)」となっており、それ以外の行き先は 10 人以下と非常に少ない状況です。これを性別と年齢別でみると、図 3-22 に示すように、20 歳代では男女ともに神戸三宮方面へ出掛ける割合が高く、60 歳代以上の女性には地区内だけを生活圏にしている人もおられます。

また外出の際の交通手段は、自家用車が 75.2%，自転車・バイクが 17.1%，電車・地下鉄が 12.4%の順に多いようです。地区から住民の多くが出掛ける西神中央へは自動車で 20 分程度の距離にあり、自家用車やバイクを利用する人にとっては特に不便は感じていないようですが、しかしこれを性別と年齢別でみると図 3-23 に示すように、20 歳未満の男性と 20 歳代の女性では自転車・バイク利用が、20 歳代では男女ともに鉄道利用が、そして高齢者の女性では路線バスの利用がそれぞれ多くなります。つまり 20 歳代以下と 30～60 歳代、そして 70 歳以上という年齢別に外出に利用する交通手段が大きく異なることが分かります。現在、地区内には県道平野三木線に 1ヶ所神姫バスのバス停があのですが、主に小学生が平野小学校への通学に利用する便 (8:07) がある他は、西神中央駅へ 3 便あるのみです。

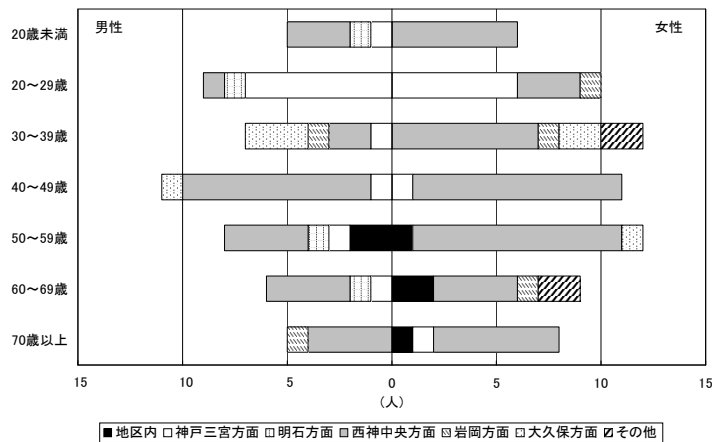


図 3-22 男女別の年齢別外出方面 (アンケート・複数回答)

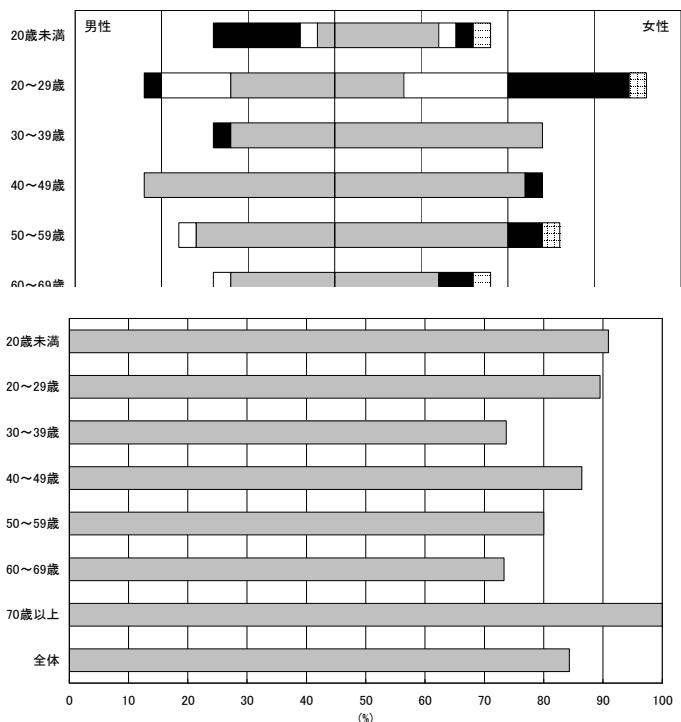


図 3-24 バスが不便と回答した人の年齢別割合 (アンケート)

こうした状況に対しては、小学生のバス代が高額で負担が大きいという声と、高齢者にはバスの優待券がもらえるものの、便数が少なく利用に不便だとの声が老人会や子ども会への聞き取り調査で数多く出されただけでなく、図 3-24 に示すようにアンケート調査でもすべての年齢層でほとんどの人がバスの不便さを指摘しています。このことから、現状では自家用車の依存度が高いものの、住民が公共交通機関の不便さに対して不満をもっていること、特に高齢者や若年層にとっては路線バスの充実が強く望まれています。また将来的には市営地下鉄を延伸してほしいとの希望も聞かれました。

3-3-2 地区周辺の日常生活施設

2-1-2 で挙げた平野町内の利用施設の他に、西神ニュータウン方面には次のような施設があります。

①西区区民センター

平成元（1989）年に市民のための文化活動・レクリエーション・地域活動の場として開館し、センターには多目的ホールや会議室、音楽室、視聴覚室などを備えています。また初心者を対象にした半年にわたる定例的な春秋講座が開かれているほか、コンサート・発表会・名画劇場などのイベントや地域の行事が行われています。

②西図書館

平成元（1989）年に西区区民センターの1階に開館しました。一般図書・児童図書・絵本・新聞・雑誌など約5万冊の蔵書を誇り、さらにはコンピュータの導入による図書館サービスの迅速化を図り、中央図書館とのオンラインシステムによる蔵書検索等もできます。



③西神戸医療センター

神戸市西神地域の医療拠点として平成6（1994）年に開院しました。地上10階、地下1階からなり、内科・小児科・外科など17の診療科目を持つ総合病院です。病床数は500床を誇り、また2次救急の中核病院として地域の医療機関や3次救急医療施設との連携のもとに、24時間体制で患者を受け入れています。

④市埋蔵文化財センター（写真3-1）

神戸市内の遺跡や古墳から出土した遺跡の調査、整理、収蔵、展示を行っています。センターのある西神中央公園には人・馬・家・朝顔型の埴輪・銅鐸のモニュメントが並んでいます。これらは本物から型取りして精巧に作られており、銅鐸のモニュメントは実際に鳴らすこともできる。また高塚山古墳から移築復元した本物の石室も展示しているほか、学習オリエンテーションコースでは古代人が生活に利用していた樹木を栽培するなど、楽しみながら古代人の暮らしを学ぶことができます。

⑤西体育館

平成元（1989）年に区民が気軽にスポーツを楽しめる施設として開館し、およそ1000㎡

の広さを持つ競技場・体育室・トレーニング室・会議室などを備えています。また年間を3期に分けて、健康エアロビクス・卓球・バドミントン・親子体操等の教室やトレーニング機器講習会・スポーツ相談なども行っています。

⑥神戸市立農業公園（ワイン城）

昭和59（1984）年に市民の憩いの場としてオープンした神戸市を代表する施設の一つです。南欧風のワイン城をはじめ、バーベキュー施設やプールなどのレクリエーション施設が設けられ、また宿泊施設も備えています。春と秋のワイン祭りをはじめとする多彩なイベントが1年を通じて催され、近隣の農家が持ち寄った野菜等の朝市も開かれています。

住民の日常生活での買い物は、昔は地区内にあった日用品店や酒屋を利用したほか、明石市や三木市街地へ出掛け、当時地区には自転車屋もあったそうです。今はニュータウン内にある買い物施設「パルティ」が主に利用されているほか、玉津町のサティなども利用されています。高齢者の中には買い物の際、行きは家族に送ってもらい帰路はタクシーを利用している人もいます。地区周辺の主な生活施設の位置を図3-25に示します。

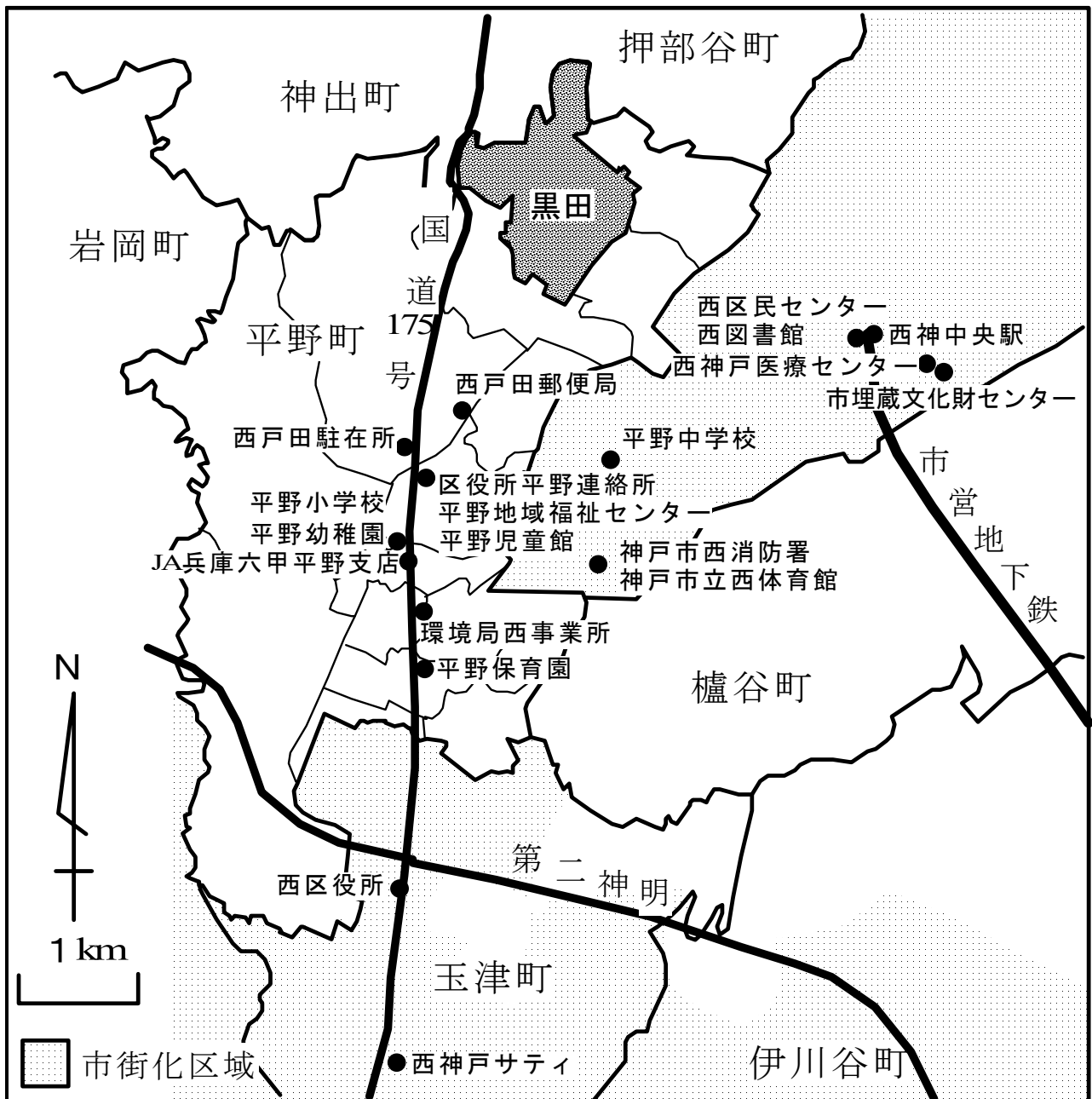


図 3-25 地区周辺の生活関連施設

日常生活施設の利便性評価についてのアンケート結果では（図 3-26）、30 歳代以下は「日用品の買い物が不便」や「医療施設が遠い」が選択される割合が高く、20 歳代と 30 歳代では「保育所、幼稚園が遠い」を選択する割合も高くなっています。一方、60 歳代では「駐車場が不足」を選択する人の割合が高くなっており、70 歳以上では医療施設の遠さを挙げる声が高くなっています。全体的には生活施設に対する利便性の悪さを指摘する声は高齢者よりも若年層に多いようです。しかし、子ども会や婦人の座談会では、地区内にコンビニエンスストアはない方がよいとの声が多い状況でした。ただ、子どもからは駄菓子屋のようなお店がほしいとの声も聞かれました。地区周辺では主要道路沿いにコンビニエンスストアが多くでき、便利さと同時に治安への不安が高まっていることを感じているためにこのような意見が出されていると考えられます。防犯面では地区でも時折、詐欺的な訪問販売や空き巣の被害が起こっており、住民同士での情報交換や防犯活動が必要です。

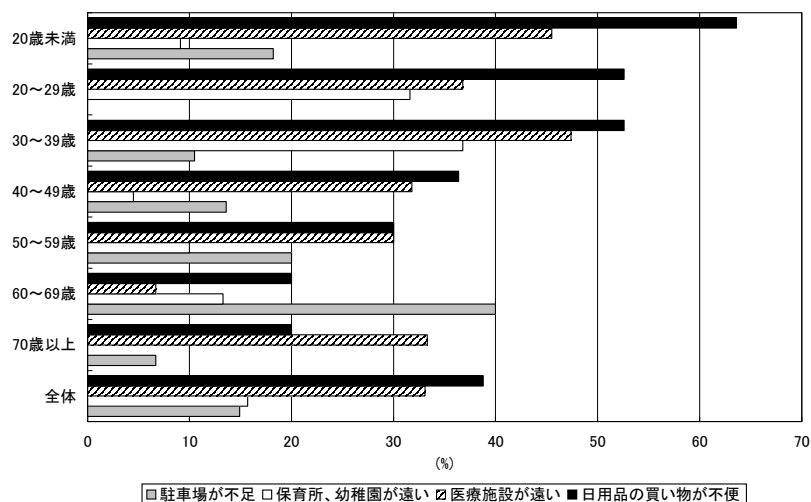


図 3-26 年齢別の利便性に関する評価 (アンケート)

また地区にはゴミステーションが 1 ヶ所あり、毎週 2 回（月曜・木曜）のペースで家庭ゴミが、月に 2 回のペースで荒ゴミが回収されています。元々集落内に設置されていましたが、他集落の人がゴミを出すことがあり、現在の位置に移動させた経緯があります。

また地区にはゴミステーションが 1 ヶ所あり、毎週 2 回（月曜・木曜）のペースで家庭ゴミが、月に 2 回のペースで荒ゴミが回収されています。元々集落内に設置されていましたが、他集落の人がゴミを出すことがあり、現在の位置に移動させた経緯があります。

3-3-3 道路に関する現況

地区内の道路別の幅員を図 3-27 に示します。図からもうかがえるように、地区ではほ場整備が行われていることもあって道路は直線が多く、表 3-4 に示すように未舗装の路線長割合も 16.6%と低く、地区の基幹道路である県道も、拡幅によって現在のような両側歩道付きの高規格道路に整備されました。しかし、農道の基幹道路では幅員が 3.5m 以上あるために、朝夕の時間帯に国道 175 号線から県道への抜け道として通過車両に利用される結果、交通量が増えてしまっていることや、集落内はほ場整備の事業実施地区から除外して昔からの道路を残したため、車が安全に通行するには幅員が不十分である点が課題に挙げられます。

表 3-4 地区内の道路幅員別路線長割合

幅員	2.0m 未満		2.0～3.5m		3.5m 以上			合計
	歩道なし	未舗装	歩道なし	未舗装	歩道なし	未舗装	両側歩道	

割合(%)	5.2	2.4	51.3	13.5	17.4	0.7	9.5	100
-------	-----	-----	------	------	------	-----	-----	-----

特に集落内の道路幅員が不十分で、見通しも悪い（写真 3-2）現状は緊急時における消防車・救急車等の進入の妨げになる恐れが高く、座談会でも幅員が狭いことに対する住民からの指摘が多くありました。しかし幅員を広げるためには水路の暗渠化，あるいは各住宅の壁面後退を必要とするので，現実的ではないと考えられます。こうした欠点を補うために，地区では消火活動で集落をカバーできる消火栓口とホース格納庫を整備しています（図 3-28）。この他に集落内道路の問題点としては，県道に出る際にスロープ状に上がっている部分があるために合流するのが難しいといった構造上の不備が指摘されました。集落内道路は歩行者や自転車利用者も通行する道路であり，交通弱者に対する自動車利用側の慎重な運転も求められます。

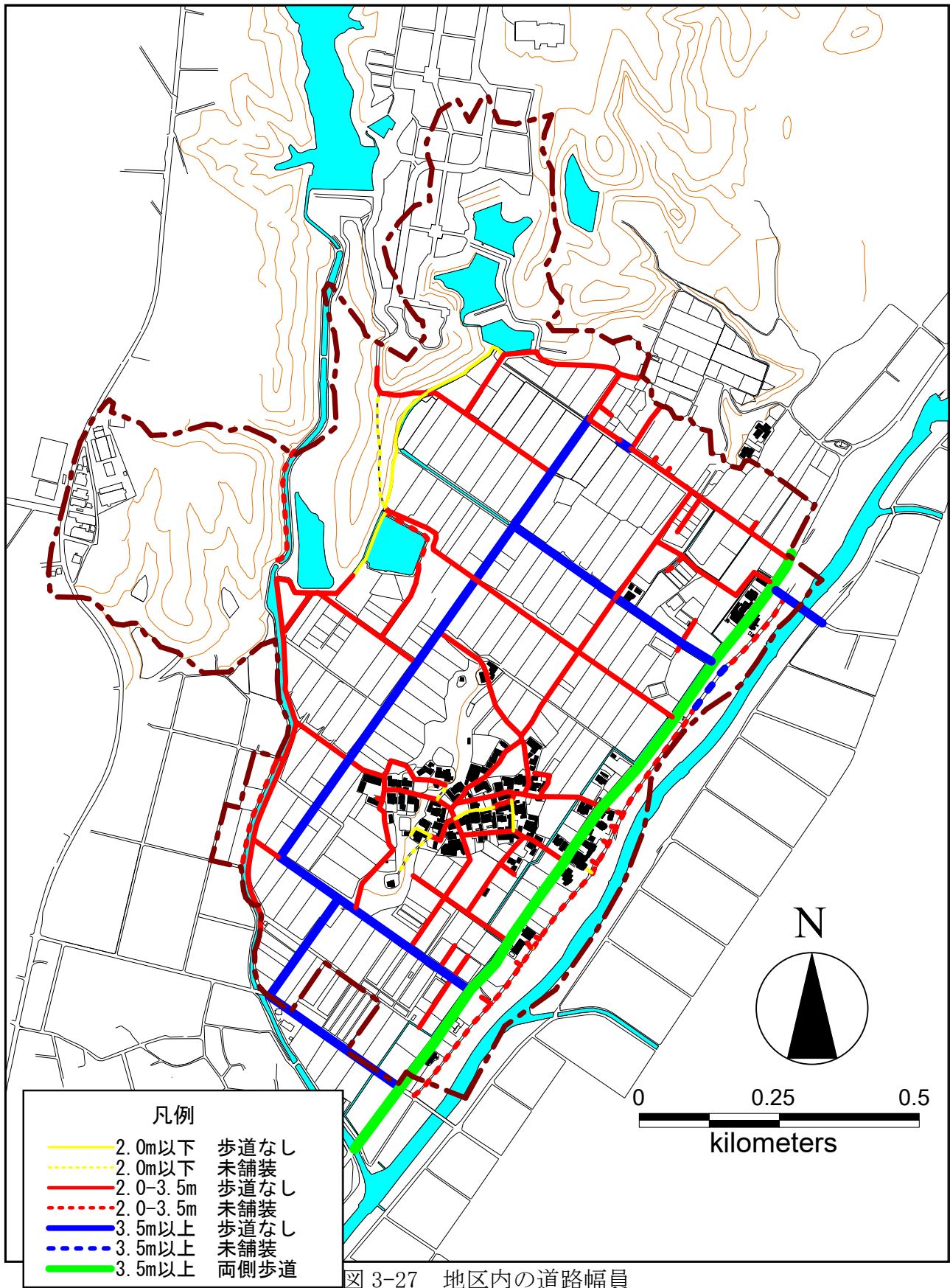


図 3-27 地区内の道路幅員

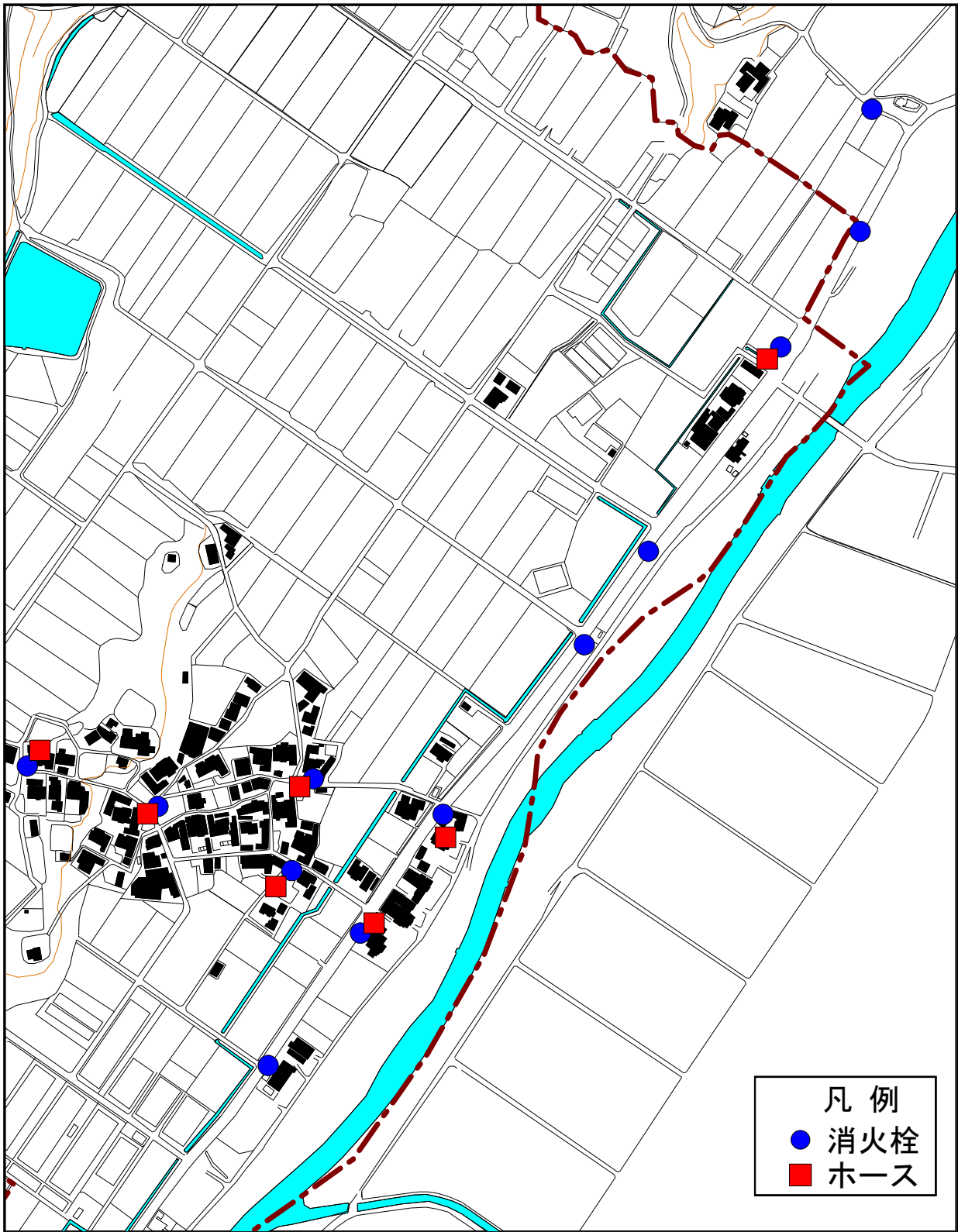


図 3-28 消火栓の位置

この他に、集落内の道路については消防団から、道路幅員が狭いために消防機具庫（写真 3-3）からの消防車の出し入れが難しいとの課題が指摘されています。



写真 3-3 消防機具庫と半鐘

消防機具庫は元々公会堂に隣接していましたが、消防車が導入されたことに伴って平成元（1989）年 8 月、現在の場所に新たに設けられました。

現在、明石川を渡るには上流の堅田橋、下流の常本橋の 2 本があります。以前明石川に架かっていた 2 ヶ所の橋はいずれも木組みの簡単な仮橋で、大雨の時にはよく流されました。現在の橋について座談会では常本橋（写真 3-4）に対して多くの問題点が聞かれました。第 1 に現在の橋は幅員が狭く、ダンプカーなどが通行する時に歩行者や自転車に乗っている人は非常に危険な思いをする点が挙げられました。



写真 3-4 常本橋

朝夕の通勤・帰宅時には交通量が増えており、加えて学生の登下校時間とも重なっています。このため特に自転車通学者が車と接触するケースが頻繁に起こっています。橋には歩行者を守る措置は施されていないため、通学路の安全確保と合わせて自治会から何度も要請を行っている状況です。

第 2 に、常本橋を西へ渡った県道との交差点（写真 3-5）には信号が設けられていますが、国道 175 号線から常本橋に降りてくる道路でスピードが出やすく、しばしば信号無視のような形で突っ込む車が多いために事故が起こりやすい点が挙げられました。常本橋から交差点までの距離も短く、見通しも悪いので、かなりスピードを抑えなければ交差点で止まることができません。道路の構造を変えることは難しいため、常本橋では告知信号の設置、西側からの道路には警告板の設置などが対策として考えられます。

一方、堅田橋についてはあまり住民が利用しないせいか、指摘は聞かれませんでした。しかし、堅田橋から県道に合流する交差点



写真 3-5 常本橋から県道への交差点付近



写真 3-6 堅田橋から県道への交差点

(写真 3-6) には信号等、橋があることを示す掲示が何もなく、橋を渡ってきた人や車が出会い頭に県道を通行する車とぶつかる危険性がかなり高いと考えられます。明石川右岸の県道に挟まれた土地はトレーラーやコンテナ置き場となっていることも手伝って、見通しは悪い状況です。

この他、地区外ではあるが 2ヶ所で交通事故の危険が指摘され、1ヶ所で歩行者の安全確保が不十分な点が指摘されました。交通事故は、国道 175 号線から常本橋へ降りてくる道路が、鍋谷川と交わる地点で少し角度がついているために見通しが悪く、衝突しやすいという指摘と、県道を北に走っていくと途中で幅員が狭くなっているためにスピードを減速させるのに間に合わず、衝突しやすいという指摘です。また歩行者の安全確保が不十分な箇所には、ニュータウンへ向かう連絡道に歩行者用レーンがない点と、歩道があっても管理が悪く、雑草が邪魔で通行しづらい点が挙げられます。

3-3-4 安全性の評価

生活環境の安全性についてアンケート調査では、図 3-29 のような結果となりました。「防犯灯が少ない」が最も多く、次に道路に関する分析と同様に「交通事故の危険」が多く選択されています。性別でみると、防犯灯の指摘は女性に多い傾向がありますが、交通事故や通学路の危険性について性差はみられませんでした。さらに年齢別(図 3-30)でみると、小さな子どもを持つ 30 歳代と 40 歳代で交通事故の危険性や通学路の危険を指摘する声が多く、20 歳代以下では防犯灯の不備を指摘する声が多いようです。したがって比較的若い女性に防犯灯を求める声が高いことが推察されます。また 60 歳代では崖崩れの危険を指摘する人がみられますが、座談会でも公会堂裏の堅田神社を取り巻く里山でこうした危険があり、神社への参道も一部崩れているとの課題が出されています。

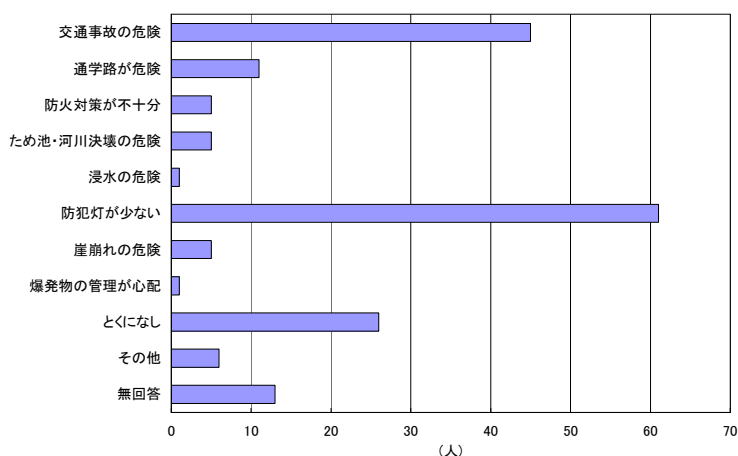


図 3-29 生活環境の安全性評価 (アンケート・複数回答)

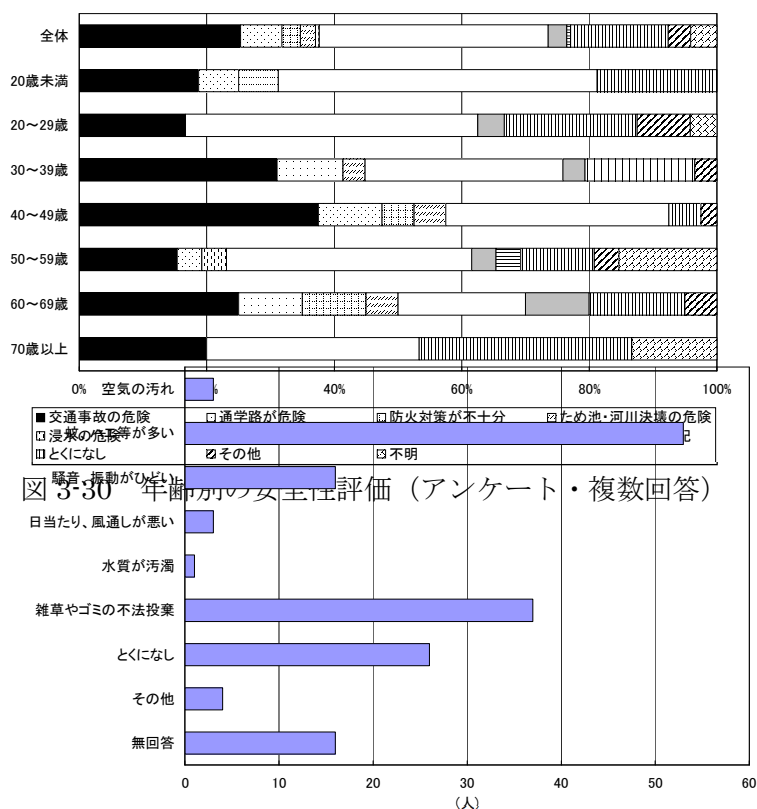


図 3-30 年齢別の安全性評価 (アンケート・複数回答)

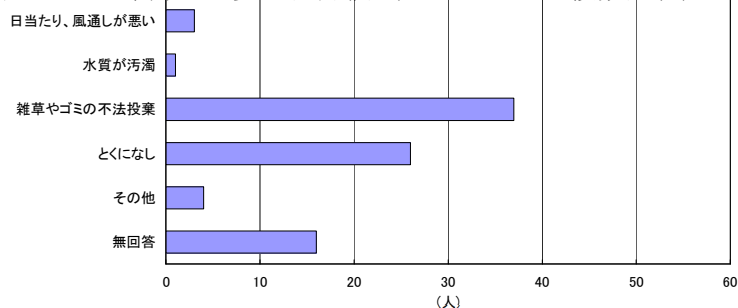


図 3-31 生活環境の保健性評価 (アンケート・複数回答)

3-3-5 保健性の評価

生活環境の保健性について同じくアンケート調査から結果（図 3-31）をみると、多い順に「蚊、ハエ等が多い」、「雑草やゴミの不法投棄」、「騒音、振動がひどい」となりました。農村では特に竹やぶ周辺に蚊が多いとの意見が多く、地区でも明石川沿いや神社周辺に竹やぶが繁茂していることからこのような結果になったと考えられます。雑草やゴミの不法投棄に関しては、歩道における雑草の管理が行われていないこと、ため池に釣りにやってくる地区外者のゴミのポイ捨てが座談会でも多く指摘されており、何らかの手立てが必要です。

これを年齢別や性別で調べると、蚊やハエの多さを指摘するのは女性か 20 歳代以下の若者に多く、70 歳以上では騒音や振動のひどさを指摘する人が多い傾向です。

3-3-6 快適性の評価

快適性に関する評価（図 3-32）をみると、「子どもの遊び場が少ない」、「公園、運動場が少ない」のように住民、特に子どものための広場を求める声が多いことが分かります。これは平野河川市民公園がそうしたスペースとして住民に認識されていないことを示しています。河川市民公園については前でも説明したように、現在の利用状況では子どもに開放されていると言えず、むしろ広域からの利用を主とした性格が強いようです。また利用者が残したゴミを処理する等の管理負担を地区では重荷と感じています。

現在子ども達は常本集落やニュータウン内の公園まで出掛けており、河川市民公園ではできないサッカーやバレーボール等の球技をしていますが、安全を考えるとやはり遊ぶ場所は家から近いことが望ましく、父母にとっても安心感は大きく異なると考えられます。子ども会からの聞き取りでも（水飲み場とある程度の遊具も備えた）広場に対する強い要望が出されています。

次に保健性の評価でも指摘されていましたが、ゴミの不法投棄が見苦しいという意見が目立ちます。このゴミには 2 種類あり、1 つはため池に釣りをするためにやって来た人が残していく釣り針や食べ物の袋といったため池周辺に散乱するゴミ（写真 3-7）で、もう 1 つは夜になると夜景がよく見えることに目をつけたカップルが堅田神社林西側の農道に車を止め、一晩中居た後に残していく食べ物の袋等です。いずれも産業廃棄物等の不法投棄とは異なり、環境に大きく影響するものではありませんが、ため池周辺や農道沿いの景観



図 3-32 生活環境の快適性に関する評価



を汚し、衛生面でも好ましくない上、住民の不安を増長させています。特に夜間に車を止めているカップルに対しては、以前住民から注意をしたこともありましたが逆に身の危険を感じる場面もあったとのこと。この農道に面した農地では農作物を盗まれることも時折あり、地区外からの来訪者のマナーの悪さを指摘する声は座談会でも多く聞かれました。



写真3-8 鍋谷池西側の産業廃棄物処理場（左）

この他に集落から離れた山林沿いは、住民からの目が届きにくく農地も耕作されていないところが多いため、現在は少ないが、今後廃車や家電など大型の不法投棄の場所として狙われる危険性が非常に高いと想定されます。実際に現地調査でも鍋谷川沿いの道路に少量ではあるが投棄がみられました。一旦不法投棄が始まると、根本的な対策を打つのは非常に難しくなるため、少量でも投棄されないように早めの対処を行う必要があります。

3-3-7 産業廃棄物処理場について

地区外ではあるが、鍋谷池の西側には産業廃棄物処理場があり(写真3-8),昭和52(1977)年頃から埋め立てを開始しています。廃棄物の内容はゴミの焼却灰や汚泥等です。地区では鍋谷池を農業用水の取水源としており、ここは東播用水の入水池にもなっています。したがって農業に影響を受ける可能性があることから地区では業者との安全確保の協定を締結しています。また約10年前には自治会から鍋谷池の水質調査を依頼したこともありましたが、その時には問題はみられませんでした。

しかし、4、5年前に処理場は廃棄物の過剰な積み上げによって市環境局から行政指導を受け、廃棄物を他所に移すために平成10(1998)年、神出町南下集落に集落の同意を得て新たな用地を取得しましたが、処理場として稼働させるためには下流地区の同意が必要なことから、現在常本集落と黒田集落に打診してきている状況にあります。平成12(2000)年12月にも打診がありましたが、その時点では処理場の稼働を容認していません。住民には、「目に見えて水が汚れていることはないが、処理場からの排水によって地区外の水路が汚れているのを目にすると、不安を持たざるをえない」、「最近では水質検査についての報告が地区に出されることがなくなっているために業者との信頼関係が弱くなった」、「決められた廃棄物以外のものまで埋められているので

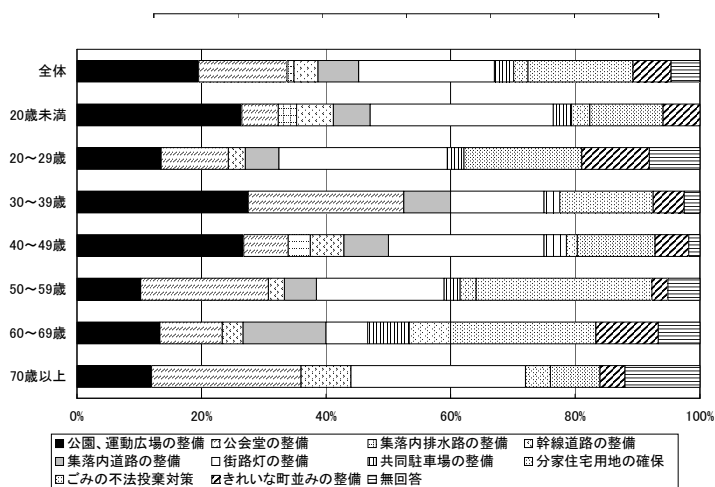


図 3-34 年齢別生活環境整備の要望 (アンケート・複数回答)

はないか」との意見があるほか、上流に新たな処理場が増えることに対し根本的に不安感が強い。こうしたことから業者との調整で苦慮しているところであり、上流の神出町南集落では同意を出していますが、常本・黒田両集落ではまだ同意を出していません。



3-4 地域整備に関する住民の意向

今後、生活環境の整備を図っていく上で必要な項目についてのアンケート調査結果では、図 3-33

に示すように「街路灯の整備」、「公園、運動広場の整備」、「ごみの不法投棄対策」、「公会堂の整備」の順に多かった。ここで注意が必要な点は、道路についてアンケートでは幹線、集落内とも指摘する人は少なかったが、これはそうした要望が少ない訳ではなく、可能性の高い街路灯や公園等の整備に回答者の注目が集まったためと考えられます。

街路灯の整備は安全性の評価でも最も多い回答を得ており、ここでは特に女性の割合が多く、年齢別（図 3-34）では 60 歳代を除く幅広い年齢層から要望されています。また公園等の整備は快適性の評価と同様に、子ども会を中心にその要望が強く、アンケート結果でも 20 歳未満と 30～40 歳代で多く指摘されています。さらに、ごみの不法投棄対策は快適性の評価の説明と同様に早急な対処が必要な大型ゴミと、根治の難しいため池や農道周辺でのポイ捨てによるゴミの 2 種類への対応が求められますが、これには 50～60 歳代だけでなく、20 歳代の住民も多く注目していることが図 3-34 からうかがえます。その後、地区点検の結果を受けて里づくり協議会では、鍋谷川沿いで遊休農地が目立っていた付近を写真 3-9 に示すように車両進入禁止にし、ゴミ投棄を予防する対策を実施しました。

一方、アンケートの結果では公会堂の整備が多く選択されています。自治会等では改修の話が何度か出されたが費用等の問題もあって着手されず、今まで昔のまま利用されています。座談会でも建て替えについては消極的で、建物の中身を改善していけばよいという意見が多く、また計画づくりの過程で 2 階の集会場にはクーラーが設置され、一部ではあるが環境の改善が行われました。

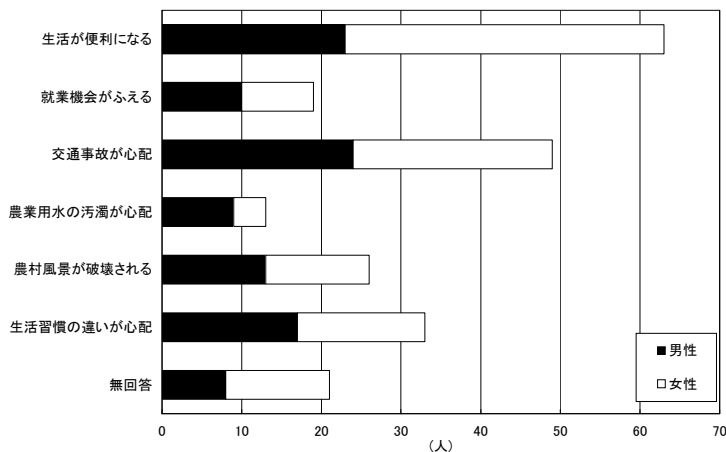


図 3-35 都市化に対する評価（アンケート・複数回答）

次に周辺が都市化していくことに対する評価は、図 3-35 に示すように生活が便利になるという肯定的な評価が（特に女性で）最も多かったが、男性は「交通事故が心配」との声が最も多くありました。この他アンケートでは「農村風景が破壊される」や「生活習慣の違いが心配」といったような都市化による悪影響を不安視する意見の方が多く結果となりました。これを年齢別でみると（図 3-36）、「生活が便利になる」と評価しているのは若い人たちに多いが、一方で交通事故に対する心配も強いこと、また 70 歳以上の高齢者には無回答が目立つことが分かります。

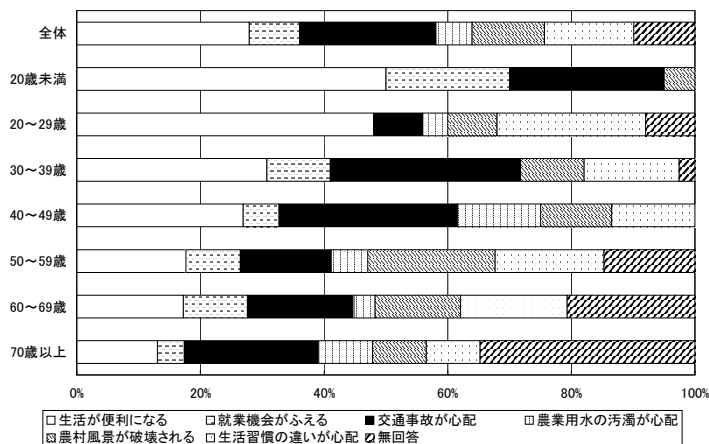


図 3-36 年齢別の都市化の評価（アンケート・複数回答）

さらに、周辺に農地が広がっている環境に対する考えは、図 3-37 に示すように「緑が多く、良い環境と思う」が最も多く、次いで「新鮮な野菜が入手しやすい」や「子どもにとっても良い環境と思う」のようなプラス評価が全体的に多かった。年齢別では、良い環境だと評価しているのは 30 歳代に多く、新鮮な野菜が手に入りやすいことを評価しているのは 20 歳未満に多いという結果を示しています。逆にマイナス評価では「耕作放棄地が見苦しい」が最も多く、この指摘は 60 歳以上の高齢者層で多い傾向がみられました。プラス面での評価が多いのはいずれの地区でも共通してみられる傾向であり、こうした評価を快適な環境づくりに反映させる努力が必要です。

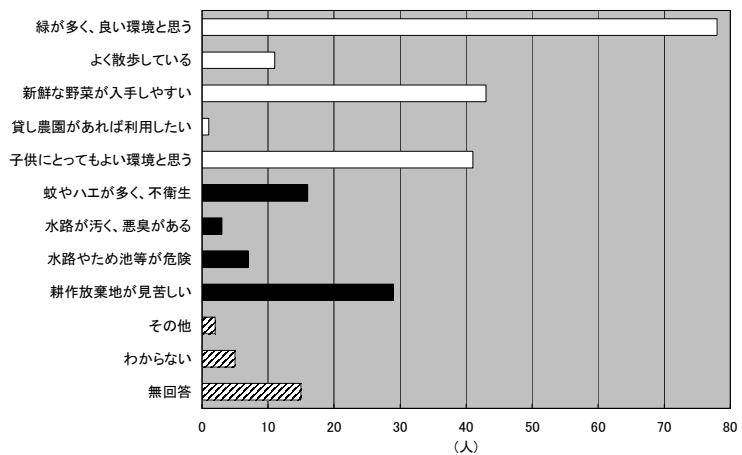


図 3-37 周辺農地に対する評価 (アンケート・複数回答)

続いて今後の地域整備の方向性については、図 3-38 に示すように全体では「一定区域に限り転用を認める」が 32.6%で最も多く、次いで「現在の農地はすべて保全すべき」27.1%、「積極的に開発すべき」13.2%という結果です。開発志向は世帯主よりも家族の方が強く、年齢別では 20 歳代以下でその傾向がみられました。

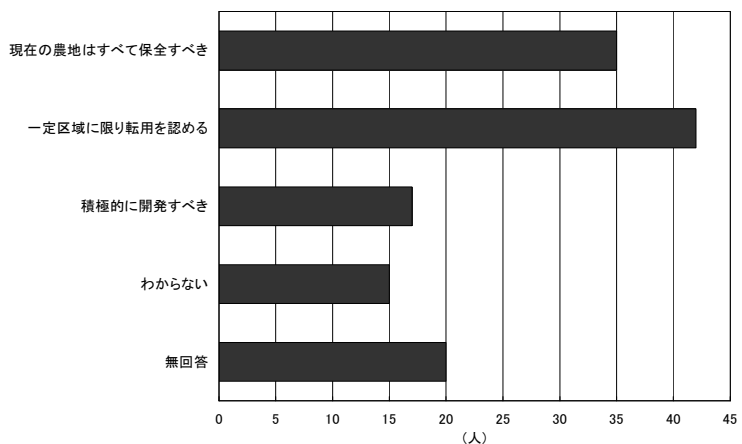


図 3-38 今後の整備の方向性 (アンケート・択一)

さらに開発の具体的な内容として容認できる用途と、容認できない用途については、図 3-39 に示す結果となりました。開発を容認されているものとしては地区住民の住宅や公共施設、医療施設が挙げられ、開発して欲しくない用途としては地区外住民の一般住宅、ドライブイン、ガソリンスタンド、資材置き場が挙げられました。座談会ではコンビニエンスストアは治安が乱れる等の心配から立地は望ましくないとの意見が出されていますが、アンケート調査ではコンビニエンスストア

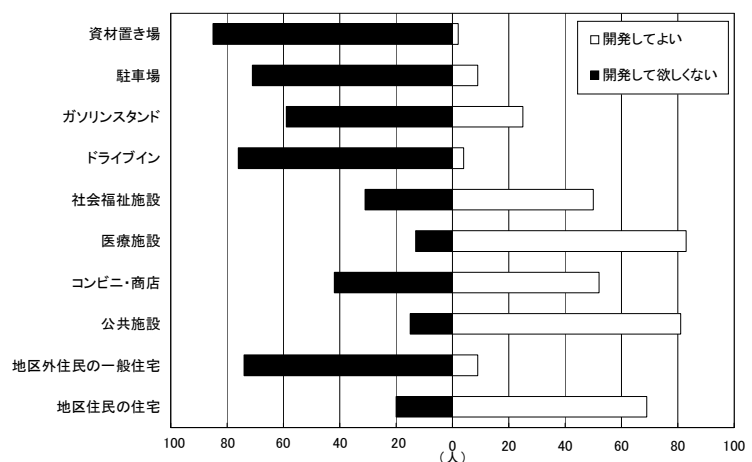


図 3-39 転用内容別の評価 (アンケート・択一)

ア・商店については賛否が分かれています。また座談会では耕作されていない農地の活用方法として、住宅開発が挙げられたが、住民全体の意思としては地区外住民が入ってくるような形での一般住宅は望まない方向にあります。この結果を踏まえて、地区内で転用を行う際にもし望ましくない用途に変更する場合は、所有者は里づくり協議会と調整を図ることが必要です。

3-5 里づくり計画での重点項目と地区点検図

里づくり計画では、必須とされる農業振興（担い手，農業経営，農地保全といった問題の解決）計画や環境整備（生活上不便な点や自然環境等の整備）計画の他にも土地利用（好ましくない施設の立地規制，快適な営農環境の保全等）計画や景観保全計画，都市交流計画についても組み入れることができます。

住民が今回の計画策定にあたってどの項目を重視しているかについては、図3-40に示すように環境整備と土地利用が多く、次いで農業振興の順になりました。環境整備はバス等の交通機関が不便であることや、地区内で散見されるゴミの投棄、さらに子どものための広場の整備に対する住民の関心が高いことを受けての結果だと考えられ、土地利用は増えつつある遊休農地や県道沿いでの雑種地がどのような土地利用に変わるのかに対する関心の強さを反映していると思われます。

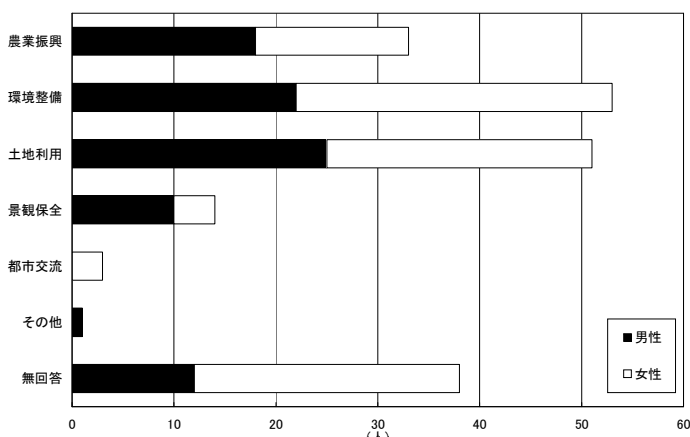


図 3-40 計画の重点項目 (アンケート・複数回答)

これを年齢別でみると (図 3-41)、環境整備に対しては 20 歳代以下を中心とした比較的若い人たちが関心を抱いており、50 歳代以上になると土地利用と農業振興がほとんどを占める傾向です。50 歳代以上には農家世帯主の多くが含まれることから、このような結果になったと考えられますが、一方で今後地区の中心となる担い手と目される 30 歳代と 50 歳代以上の年齢層で無回答が多く、里づくりに対する幅広い年齢層の興味を惹きつけることが大切です。

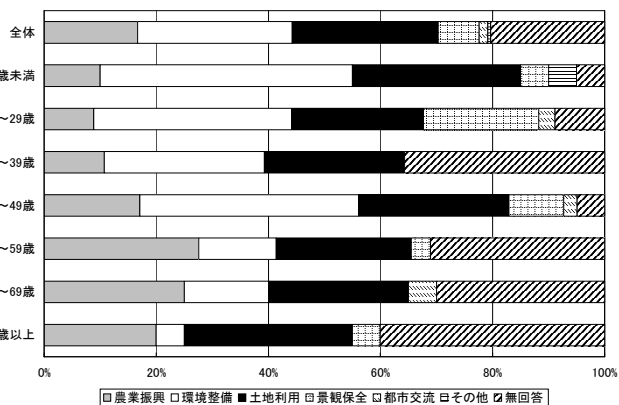


図 3-41 年齢別計画の重点項目 (アンケート・複数回答)

次にこれまで行ってきた座談会等での聞き取り調査から、地区の自慢できる場所やよく訪れる場所、あるいは保全したい場所を図 3-42 に、同じように改善したい場所や危険だと思われる場所を図 3-43 にそれぞれ地区点検図としてまとめました。まず、地区の顔として自慢できる場所について、アンケー

ト調査の結果、次のような意見が出されました。

- ・ 神社（2名）
- ・ 堅田神社・・・秋祭りなどがあり、木々に囲まれており村人以外わかりづらく、思い出の多い地です
- ・ 西神墓園・・・広くて大きいです
- ・ ここから見た景色がきれい（田んぼ脇）
- ・ 子午線（東経 135° ）通過（4名）
- ・ 子午線が通っているとすごいと思う

このように住民は神社や農地からの眺望に親しみと誇りを持っており、子午線が地区を通過していることにも愛着を感じていることが分かります。他にも地区には歴史を感じさせるものとして簡易水道の井戸や、現在は埋め戻されているが遺跡の存在が挙げられます。同様によく訪れる場所をアンケート調査で尋ねたところ、次のような意見が出されました。

- ・ 昔は公会堂前
- ・ 明石川
- ・ 堅田神社
- ・ 犬の散歩コース（2名）

逆に改善すべき場所をアンケート調査で尋ねたところ、次のような意見が出されました。

- ・ 防止フェンスが弱い、壊されにくいフェンスに改善してほしい
- ・ 農地が荒れている、多十数カ所有
- ・ もっと大きい路に牛舎

図 3-43 と合わせて考えると住民が改善を望んでいるのは、周辺道路での歩行者や自転車の安全確保、堅田神社と大歳神社を囲む裏山の保全、釣りや夜景を目的に来る地区外者のマナー、そして耕作されていない遊休農地の保全の 4 点に集約できます。最後にアンケート調査で得られた自由記述を以下に挙げる。

- ・ 西区平野地区は周りが発展しまして昔に比べて非常に便利になっています。西区でも自然が昔のまま残っている地域が少なくなっておりますので、できるだけ、この自然を残していただけるようお願いしたいと思います。
- ・ この 10 年で西神の方がかなり都市開発され、人、車が増えてきており、便利になる反面、ゴミの投棄や交通事故等が増えています。今後、黒田地区も何らかの開発、整備の対象になるかもしれませんが、農家が中心となっています。環境の激変にともなう問題の方が心配です。私たちが働きやすく、安心できるまちづくりを希望します。よろしく願い致します。

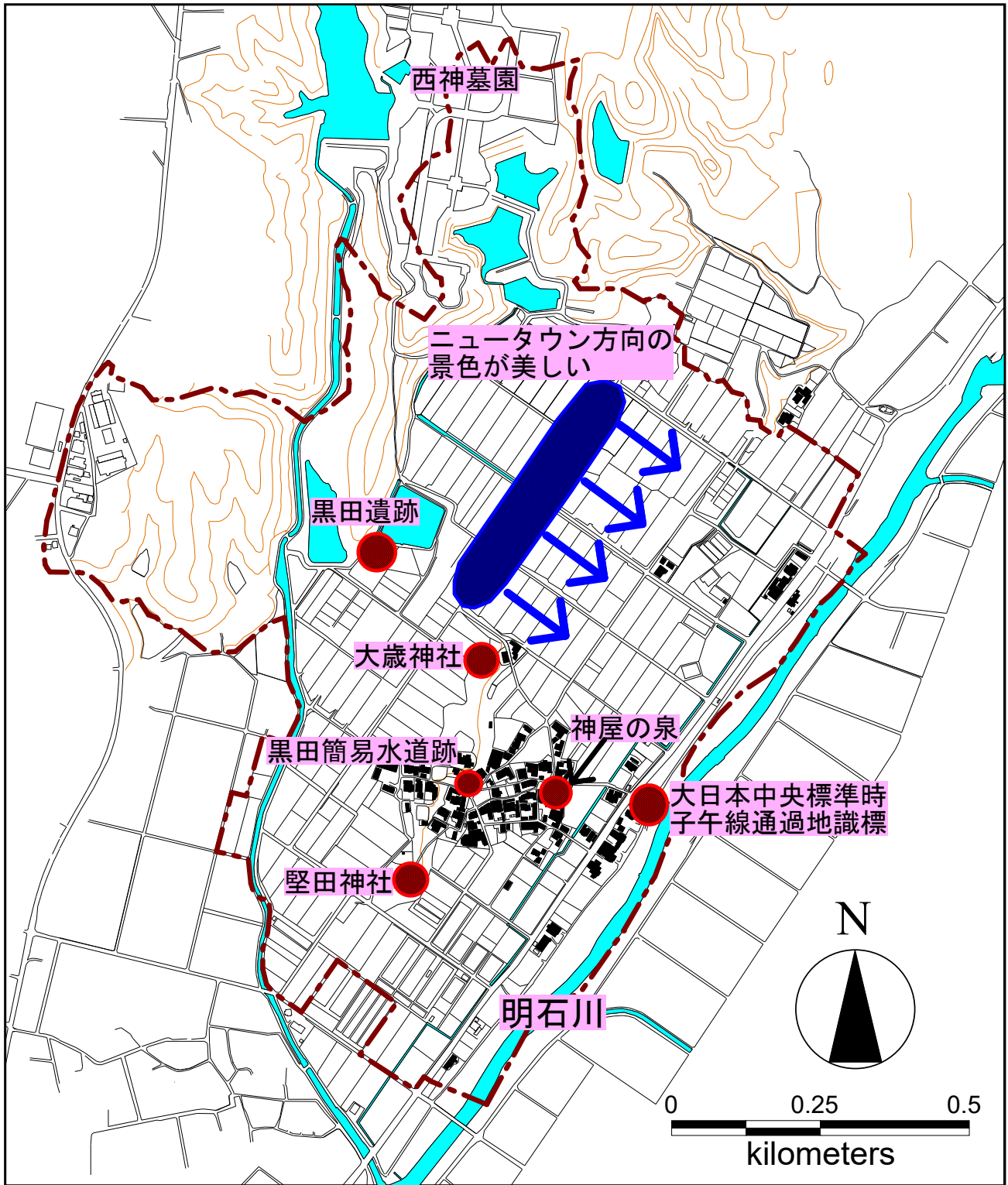


図 3-42 保全すべきところ

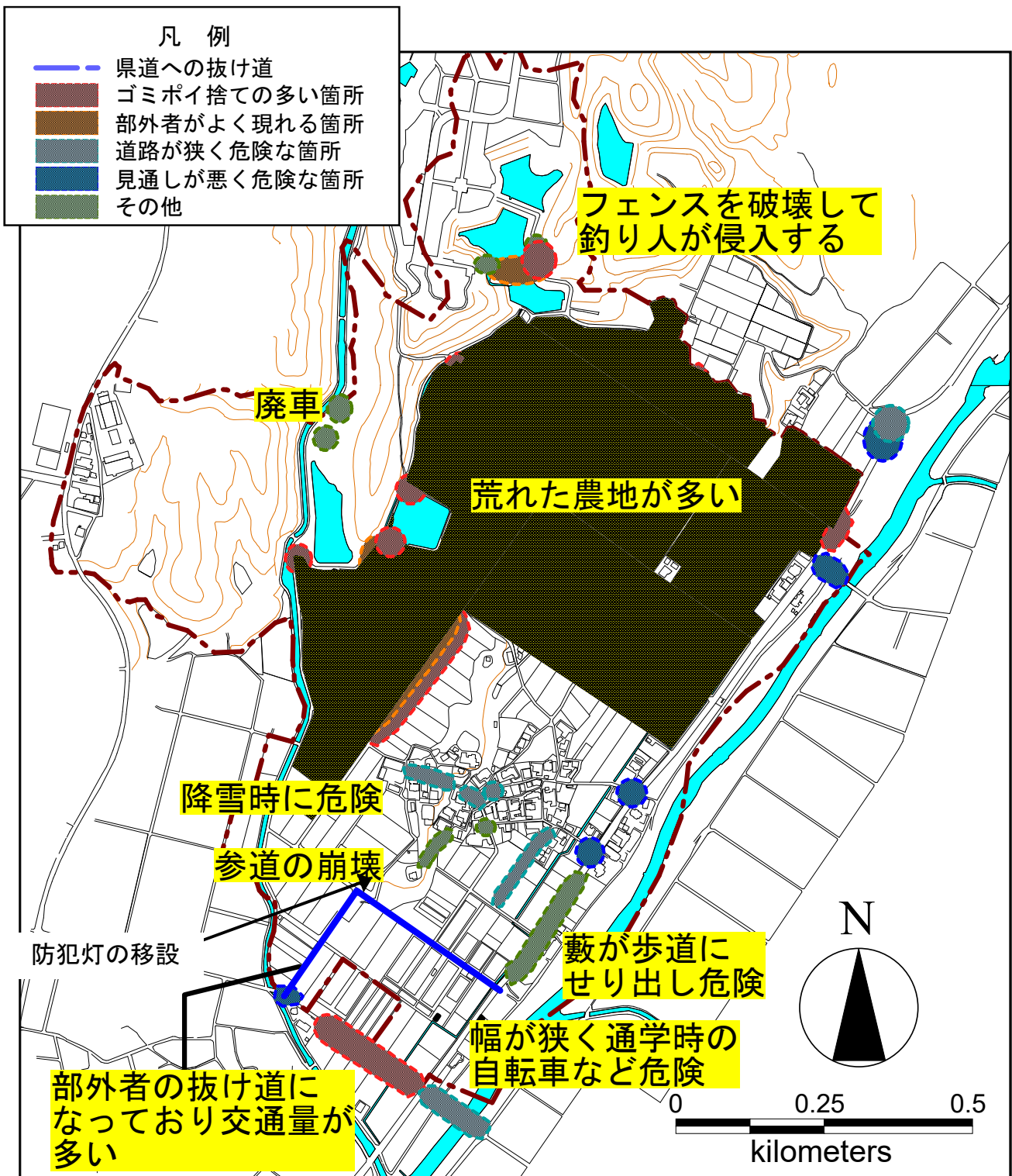


図 3-43 改善すべきところ

第4章 地区の課題

4-1 土地利用の課題

地区の土地利用は農地が51%、山林・緑地が27%、湖沼・水路・河川が14%とそのほとんどを自然あるいは農業のための空間が占めています。また農地のほとんどすべてが農振農用地区域に指定されるだけでなく、ほ場整備が実施され優良な営農環境が整えられています。このように現在地区にはスプロール的な都市的土地利用は発生していないものの、いくつかの問題点が挙げられます。

第1は、遊休農地の増加で、アンケート調査や座談会で挙げられていただけでなく、現地調査でも農地の約3割が不作付け地や荒れ地の状態になっており、特に集落中心部から離れた上台の団地でその傾向があります。農地の遊休化にはコメの生産調整政策や農業の全般的な低迷が大きな影響を及ぼしていますが、地区ではそれに伴う後継者の不在と農業従事者の高齢化が直接的な原因になっていると考えられます。人目につきにくい遊休農地は不法投棄の温床となりやすく、一旦そのような利用に使われると他地区の例を見ても根治するのが非常に難しくなります。こうした状況にならないように、農地として維持管理するための対策を立てることが必要です。

第2は、明石川と県道平野三木線に挟まれた道路沿いでの土地利用です。ここには現在、酪農家の牛舎や自動車整備工場、駐車場、コンテナ置き場などの利用がみられますが、未利用の部分も残っています。住民はこの部分で資材置き場や廃車置き場のような生活環境に悪影響を及ぼす土地利用が増えることに対する不安感が強くあります。現在この部分は農振白地にあたるため、土地利用に対する規制は農振農用地区域ほど厳しくありませんが、共生ゾーン条例に基づいた農村用途区域区分では農業保全区域に指定されているので、この土地利用基準を遵守し、所有者が土地利用の変更を行う際には事前に里づくり協議会と調整を図ることが必要です。

第3は、子ども達が遊べる公園や広場に対する要望が多い点です。地区には広域からの利用を主目的とした河川市民公園しかなく、地区の子ども達は地区外に遊びに行っている現状にあります。一方、西神墓園では墓園の拡張計画があるため、現在地区が優先的に利用しているグラウンドを拡張地として提供する案が浮上しており、代替のグラウンドを求める声もあります。こうした状況への対応が必要です。

第4は、具体的な転用予定の土地利用として、分家住宅を考えている農家が2戸、資材置き場(2,500㎡)への転用を考えている農家が1戸あることが農家世帯主へのアンケート結果から得られている点ですが、これらの転用に関しても農村用途区域区分指定に従って適切な区域にそれぞれ誘導することが必要です。

地区では積極的な開発を望む声は少なく、農地はすべて保全あるいは一定区域に限り転用を認めるが、それ以外の農地は保全すべきといった保全意向が強いことがアンケート調査等から明らかになっています。土地利用についてはこのような住民意向を反映した農村用途区域区分を考えると同時に、上記4点に対する具体的な対応、さらに国道175号線のバイパス開発が今後予定されていることから、長期的にはこの沿道での土地利用について

も十分な対応を図る必要があります。

4-2 営農の課題

4-2-1 栽培作物

(1) 水稻

基幹作物として多くの農地で水稻が作付けされていますが、消費者は量よりも質や付加価値を求めるようになってきています。今後は省力化を基本に、播種時期の検討や落水時期の調整、綿密な栽培管理、品種特性の検討などを実施しながら品質の良いコメを生産することが課題です。また、後継者確保やコメの消費量を維持するためにも子ども達にコメの文化を伝えることや、地区内のコメを地区内で食べられるようなシステムを検討する必要があります。

(2) 野菜

現在ブランドとして定着しているナス等の施設栽培については、現有の施設を有効に活用し、生産環境と労働環境の両面から快適な営農環境を追求していく必要があります。また市場での信用を落とさないように技術の維持向上を進めることも必要です。一方新規に地域の特産となるような作物を検討することも求められます。現在地域の微気象に合った地域独自の野菜が注目されつつあるので、趣味的にそうした品種を開発して栽培する農家を発掘していく努力も検討課題として考えられます。その際にはもちろん安全性に配慮することが絶対条件となります。

(3) その他の作物

地区ではカーネーション栽培に関する高度な技術を有する農家がありますが、これをさらに伸ばしていくだけでなく、経営安定化のために西神墓園での販売を目指した生産体系の確立やカーネーション以外の花卉・シキミやサカキ等の低灌木の栽培等も検討することが課題として挙げられます。また他の栽培作物としてイチジクの導入や地区住民の生活の質を豊かにするために家庭果樹園を考えることも必要です。さらに酪農は地力増進のために家畜の糞尿還元が重要視されている点においても、地域農業が複合的経営として成り立つために必要であるため、健全な地域複合経営の維持を図る必要があります。

4-2-2 農産物の品質の向上

地区では農産物全般にわたって一層の品質の向上を目指すことが課題ですが、その際基本となるのが土づくりです。特に堆肥の過剰投入による硝酸態窒素過多が留意すべき課題として指摘できます。一方、減農薬についても適期防除に心掛け薬剤の散布を最小限にするとともに、天敵利用やフェロモン利用の病虫害防除も進めることが課題です。

4-2-3 農業機械の利用

地区では兼業農家も水稻栽培に必要な一通りの農業機械を所有しており、その過剰投資を十分に認識しています。こうした問題に対応するためには、農業機械の貸出制度や共同利用、あるいは集落営農といった選択肢が考えられますが、地区としてどのような選択を

行うかが今後の課題です。集落営農としては地区に既存の機械利用組合を再構築する方法が近道と考えられますが、併せてこうした組織で実施できる活動メニューを増やすことも検討すべき課題となります。また農業機械の貸出や共同利用についてもルールづくりや現状での支援制度等について検討することが必要です。

4-2-4 農業の担い手

現在、地区には基幹農業従事者となる認定農業者がいません。様々な農業施策は認定農業者を主対象としており、地区でも認定農業者を増やすことが課題です。またアンケート調査等でも明らかになったように、後継者のいる農家は全体の約 3 割に止まっており、後継者の確保が最も重要な課題です。後継者を確保するためには、現在他の職業に就いている後継者世代が U ターンするケースと、新規就農者や援農ボランティア等の雇用労働力を活用するケースが考えられます。U ターンする場合には彼らを受け入れる環境を整備することが課題であり、雇用労働力を活用する場合にはそうした制度や具体的な雇用条件等について検討することが課題として挙げられます。

さらに今の中心的な担い手は 50 歳代であるが、60 歳以上の高齢者も重要な担い手として活躍しており、高齢者の技術が地域農業に生かされ、なおかつ後継者世代に傳承されていくことも必要です。

4-2-5 農地と農業用施設の保全

現在地区の約 3 割の農地は減反への対応もあって作付けが行われておらず、特に集落から離れた上台での遊休化が目立つのが最も解決が必要とされる課題です。また地形的な制約もあって法面が大きく、除草作業等の農地周りでの維持管理に関する労力が必要とされる農地も多い状況です。一部では水捌けの悪い箇所があり、こうした農地への対応策も考えるべき課題です。

さらに、ほ場整備事業を行ってから約 30 年が経過しており、パイプラインやビニールハウス等の農業用施設ではその老朽化も課題となっています。パイプラインでは破損事故も多発しているのでその原因解明と今後の対応方法が、一方、ビニールハウスでは作業環境の悪化や遊休化によるハウスの劣化が検討すべき課題です。

4-3 生活環境の課題

4-3-1 道路・交通の課題

地区住民が利用する道路については次のような課題があります。まず、住民が最も多く挙げているのが常本橋での歩行者・自転車利用者に対する安全確保です。現在の橋は幅員が狭い割にダンプカーなどの大型車が通過することもあり、特に登下校時の自転車通学者と車の接触事故が度々起こっています。歩行者や自転車で利用する人が安心して橋を渡れるような対策が早急に求められています。次に常本橋を西へ渡った県道との交差点における交通事故防止も必要です。県道と交わる道路は国道 175 号線との抜け道として利用されており、明石川に向かって降っていることからスピードが出やすく、途中見通しが悪い箇

所もあり、事故の危険性が指摘されています。交差点付近、またはこの道路沿いに交通事故を予防するための措置を検討することが課題です。

さらに、上流の堅田橋も県道との交差点には橋があることを示す掲示が何もないため、ここで出会い頭にぶつかる可能性が非常に高い状況です。明石川沿いの土地利用がコンテナ置き場や駐車場になっていることもあって見通しが悪いことが事故の可能性を一層高めており、ここでも事故を予防する何らかの措置を検討する必要があります。一方、県道では歩行者レーンに明石川沿いの藪がせり出してくるため、歩行者や自転車が安全に通行しにくい時があることへの対策が必要です。また集落内では、幅員が狭く歩行者が危ないという声の他、消防車が機具庫から出し入れしにくいこと、県道への合流がしにくいこと、農道が朝夕に抜け道として利用され交通量が多いこと、防犯灯が少ないこと、神社を囲む里山の参道が一部崩れており危険であることが改善すべき課題として挙げられます。

地区では交通機関の利便性の低さについて解決を望む声が多く出されています。現在は神姫バスが唯一の交通機関ですが、路線は少なく、1日の便数も限られているため、子どもや高齢者の生活を助けるためにも利便性の向上を検討する必要があります。

4-3-2 地区内生活環境の課題

改善すべき課題として多くの住民から指摘されているのは、地区外来訪者のマナーに関する問題と、子どものための広場の整備です。地区外来訪者には、ため池に釣りをするために来る人達と夜景を楽しむために車でやって来る人達の2種類があります。ため池は進入禁止のためのフェンスで囲んでいますが、それを壊して侵入する人が絶えず、また彼らが捨てる釣り針、食べ物の袋といったゴミが散乱している状況で住民は不快な思いを強いられています。一方夜景を見るために来る車は主に上台の農道沿いに集中しており、治安面から住民に不安を与えているだけでなく、彼らが捨てるゴミは衛生面から好ましいとは言えません。こうした心ない人達の振る舞いをいかに抑えていくかは地区で安心して暮らせるための必須要件であり、広く住民で検討していく必要があります。

次に、子ども達が遊べるような他目的広場に対する要望は特に子ども会から強く出されています。地区には河川市民公園や西神墓園内のグラウンドがあるものの、日常的に地区の子ども達が利用するにはそれぞれ欠点があり、集落から離れている点でも保護者の不安は強いです。現状を改善するためには既存の施設の利用方法を工夫するか、新たに広場を整備するかの2つが考えられるので、それぞれの選択肢に応じた問題点を検討していくことが必要です。

この他に生活環境に関する課題として、鍋谷池西側の産業廃棄物処理場への対応が挙げられます。処理場の一部は神出町へ移動する計画があり、今後も地区へ悪影響を与えないように対策を検討していくことが必要です。さらに公会堂の改修や、集落中心部の湧泉の再活用も生活環境の質を向上するために住民で検討すべき課題です。

第5章 里づくり計画

5-1 基本方針とキャッチフレーズ

地区の長所は、農地や森林に囲まれた良好な自然空間を持ちながらも、西神ニュータウンの近隣で生活に必要なものはほとんど揃えられる立地にあります。アンケートや聞き取り調査でも周囲の環境を好ましいとする声は多く、また積極的な開発を望む声は少ない傾向が得られました。現在は農業後継者の確保や地区外来訪者によるゴミのポイ捨てなどの問題があるので、それらの確実な解決を図り、将来にわたって今の生活環境を維持することを基本方針として里づくり計画を策定します。

なお、里づくり協議会では計画策定にあたり、里づくりにふさわしいキャッチフレーズを募集し、次の作品を選考しました。

「ゆっくりんこ 黒田」 松本 俊樹さん（京都大学 特別提案）

「自然がいっぱいの黒田」 秦 達矢さん

「人の輪を大切に作る里づくり」 津村 成美さん

「何もないのが魅力の黒田」 つむら のりひろ さん

なお、「ゆっくりんこ 黒田」は、黒田を特徴付ける神社や公会堂前の落ち着いた雰囲気を一言で表し、なおかつ一度聞けば忘れられない言葉として造られた言葉です。

黒田のキャッチフレーズは上記4点を参考にして

「何もないけれど、いっぱいの自然と人の輪が魅力の里 — ゆっくりんこ黒田」としました。

5-2 土地利用計画（農村用途区域区分）

地区の土地利用は明石川沿いの平坦地の大部分を占める農地と、その一段上に広がる山林の大きく2つに分けられます。また住宅等の建築物は県道沿いの一部を除いて平坦部の一ヶ所にまとまって建てられており、山林の一部は神戸市立西神墓園に利用されています。そこで集落中心部での居住環境を積極的に保全すると同時に、集団的に広がる農地についても無秩序な土地利用を防止するために、地区を農業保全区域、環境保全区域、そして集落居住区域の3区域に区分します。以下、それぞれの区域別に説明を加えるとともに、図5-1に用途区分の結果を、そして表5-1にそれぞれの区域面積を示します。

（1）農業保全区域

地区の農地のほとんどがほ場整備の行われた整形区画であり、良好な営農環境が形成されています。これらの農地とため池を一体化して今後も優良な営農環境として保全されるよう、農業保全区域に指定します。また、県道と明石川に挟まれた未利用地が多い部分についても現状の農村用途区域区分を尊重して農業保全区域とするが、今後、住民にとっての生活環境の質が下がると考えられる土地利用（例えば資材置き場や大規模な駐車場）に転用される場合には、里づくり計画に位置づけるなど里づくり協議会が適切な対応をとることになります。

(2) 環境保全区域

現在環境保全区域に指定されているエリアを引き続き環境保全区域とします。地区の農業用水の取水源として重要な役割を担うため池の多くを含んでいるので、周辺に水質汚濁に繋がる行為が行われないう十分に気を付けるとともに、里山として景観保全が行われるように努める必要があります。さらに区域の西側では国道 175 号線のバイパス計画も進行しているので、道路開通後の沿道での土地利用にも注意が必要です。

なお、環境保全区域の最北に広がる墓園は公共的な施設を含む土地利用であり、今後も同じ内容での利用が続くと考えられることから、特定用途区域 A に指定することが望ましいのですが、墓園は隣接する神出町の集落もその敷地に含んでいることから、関係する全ての地区における農村用途区域区分に反映される必要があります。したがって今後計画の見直しの際などに集落間で調整を図ります。

(3) 集落居住区域

現在、集落の中心となっている公会堂周辺の住宅と地区のシンボルとなっている塙田神社や大歳神社を含む傾斜林をまとめて、新たに集落居住区域に指定します。これにより傾斜林での開発を抑止するだけでなく、地区の顔としてほ場整備実施以前の景観を保全できると考えられます。また、分家住宅を希望する農家は 1 戸だけであったことから、集落周りの農地は最小限の指定にとどめ、現在の景観を維持し、生活環境整備を進めることとします。さらに将来的に子どもの遊び場としての多目的広場（駐車場兼用）が必要な際は、土地利用の秩序化を図るために、この区域に積極的に誘導します。

表 5-1 各用途区域の面積と割合

区域名	面積 (ha)	割合 (%)
農業保全区域	74.4	64.2
環境保全区域	32.9	28.4
集落居住区域	8.6	7.4
全体	115.9	100

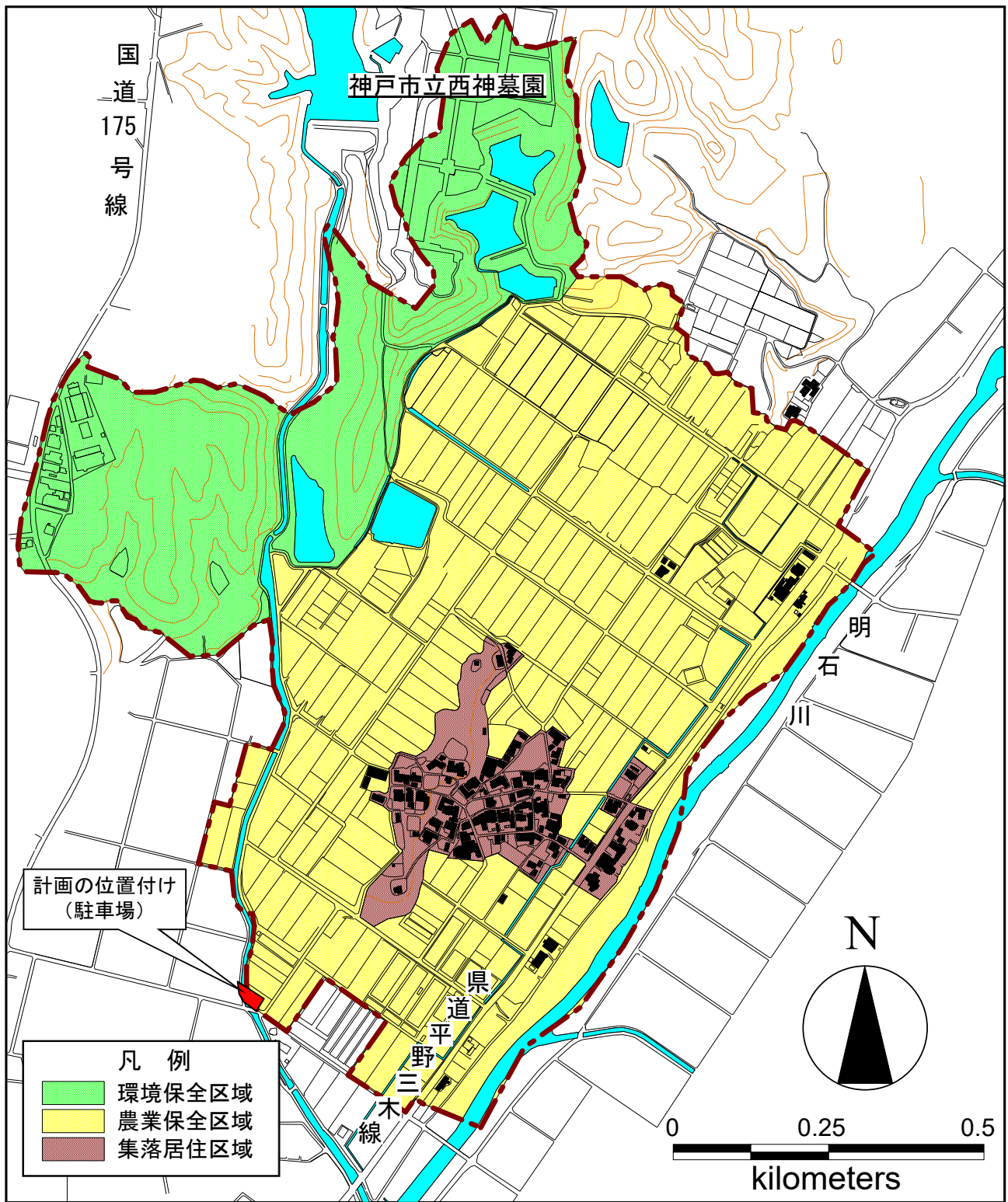


図 5-1 農村用途区域区分

5-3 農業振興計画

神戸市内でも早い時期に基盤整備や施設栽培を行うなど、地区では昔から農業に積極的に取り組んできました。現在地区には5戸の専業農家と、35戸の兼業農家があり、専業農家による経営の安定を目指す農業と、兼業農家が生活の豊かさや生きがいを求めながら農地を保全する農業があります。地域の農業（＝農地）や自然に囲まれた生活環境を支えていくためにはこれら両方の農業が大切であり、全ての農家の協力が欠かせません。しかし、農業用施設の老朽化や農業従事者の高齢化、後継者不足とそれらに伴う遊休農地の増加など、いくつかの問題点が明らかになりました。ここでは、こうした課題を克服し、地区の農業を振興するための計画とします。

5-3-1 栽培作物

(1) 水稲

コメは生産過剰基調にある事から、今後一層味の悪いコメは淘汰される傾向にあり、品質と地域での作業性を考えた品種の選定が必要となります。

現状の品種であれば、食味と将来の集落営農を目指した水稲栽培作業量を考慮して、コシヒカリ（早生）、キヌヒカリ（中生）、ヒノヒカリ（晩生）の3品種によるバランス良い面積配分が必要です。

品質の問題として、乳白が近年のコメの質を低下させる要因となっており、今後も続くようであれば播種や田植え、落水時期の調整等といった綿密な栽培管理や、品種特性の検討を踏まえた栽培技術の向上によって克服することが求められます。それと同時に、省力化によって生産コストの低減を図りながらコメを栽培することも課題なので、今後は集落営農や作業受委託も検討します。また直播栽培も年々新しい技術が考え出されていますので、省力化の面からも取り組む価値はあります。

さらに地区の既存の機械利用組合を再編して、栽培から調製まで全ての作業の委託を受け、住民が地区内で生産されたコメを食べることができる『地産地消』が理想的です。その実現を目指す場合、例えば、シンプルなコメの調製方法についてはハウスを利用した天日乾燥が挙げられます。また、コメ調製の専門業者が平野町内にある点も大きなメリットであり、業者との共存共栄を図ることが可能と考えられます。

一方、生産面に目を向けるだけでなく、その消費にも目を向けることが重要です。地区の子ども達はコメが好きだという意見が多かったので、今後もコメの消費量拡大を進めるために、各農家は黒田のコメの美味しさに誇りを持って健康な食糧、食文化の要としてのコメ文化を子ども達に伝えていく努力を心掛けます。

(2) 野菜

まず施設園芸では、個々の農家による日々の栽培管理の工夫で、生産環境と労働環境を向上させる必要があります。施設園芸は農産物のみならず、農業者への影響が大きいため、特に適期防除、減農薬栽培で対応する必要があります。

次に施設園芸組合については、組合員の実情にあわせた最良の作付面積配分を選択し、現在問題となりつつある組合加入者の高齢化に伴う施設の遊休化対策については、組織と

して取り組む必要があります。後継者が無い場合には組合でパートを雇用する形の雇用農業を実施する方法も可能性があります。また、経営を安定させるためには契約栽培も検討すべき課題の一つです。

地区では近郊産地としての特性を活かせるナスの品種として「千両」が残ったことから、今後も栽培技術の向上により「黒田のナス」という産地ブランドを大切にしていける必要があります。ただし、もっと素晴らしい品種が無いかを常に検討する努力も必要です。また、ナス栽培農家でも高齢化が進む現状に対応するための分業化、省力化も選択肢の一つであり、ハウスにおける冬場の省エネ技術や害虫駆除も農協等から最新の情報を収集し、検討します。

(3) その他特産野菜

専業農家が新たな特産野菜を手がけるのはリスクが高く、経営の安定という面から難しいと考えられます。しかし、農業にゆとりや生きがいを求めることのできる高齢者を中心とした兼業農家が新たに珍しい特産物に挑戦できます。地区では以前ハクサイやダイコン、ニンジン、大カブラを栽培していた経緯もあることから当時のノウハウを活かすなど、優良品種の選抜や珍しい作物を栽培するグループを組織し、高齢者活動を支援する助成事業に取り組むことも検討できます。

(4) 花卉

地区では新たにキクづくりにチャレンジされている農家があり、このように色々な形でチャレンジしていくことが農業の分野でも必要です。

神戸市立西神墓園で来園者向けに販売している花卉等は、一定水準の品質と量を維持できれば契約出荷のように販路を確保できるので、地区の農業にとってメリットは大きいと考えられます。お供え用の花に求められる品質に合わせた栽培方法のマニュアル化を図り、販売時期に合わせた作付けローテーションで栽培を行い、最初は市場での品薄時の隙間を埋める分量から始め、将来的には切花の栽培も目標にすることも検討します。

(5) 果樹

農業では視覚や味覚におけるセンスが必要で、果樹栽培は特にその感覚が必要です。近年、果樹の増加面積はイチジクが一番高く、経営は安定しているので、果樹で新規特産物に取り組む場合にはイチジクが有望です。ただし、栽培作業はハードで労働力もかかる側面があるため、新しい栽培形態も検討する必要があります。また、家庭果樹園としてモモやカンキツ類の優良な品種を楽しみとして試作するのも良いと考えます。家庭果樹園で採れる果実は自家消費用として生活に四季の潤いを与え、景観的にも美しい、といった様々な効果を生むことができます。

(6) 畜産

地区内の2戸の酪農家が畜産生産物の供給だけでなく、地力増進に役立つ有機質堆肥の供給元として機能し、農業複合経営の一端を担えるような循環サイクルを形成することを検討します。

5-3-2 転作

転作の実施にあたっては、調整水田や大豆、麦の他にすべての農家が納得できるより良い農地の活用方法がないかを検討します。個々の農家で取り組む内容としては、景観形成のためにヒマワリやコスモス等の景観形成作物の導入も挙げられます。また麦による転作は、現時点では過去の経験から実現性は薄いですが、地区に適した画期的な麦の品種がないか、情報を収集する必要があります。

5-3-3 農産物の品質の向上

地力増進は農業の基盤ですが、購入による堆肥投入もコストがかかり収益性を下げる問題があることから、最大限の注意を払いながら質と量の両面による適正な地力増進に努めます。特に、今後は硝酸態窒素が過剰にならないように気をつけ、適宜、土壌調査を実施するとともに、堆肥からの成分を考慮して施肥設計をしていく必要があります。

また、健全な農産物の育成のために適正で効率的な土壌消毒の方法も模索します。特に地区では事例が少ない太陽エネルギーによる土壌消毒を積極的に導入し、農産物に付加価値を生み出すことにも結び付けていく必要があります。

さらに消費者に注目されている農薬の問題については減農薬に心掛けながら、適正な病虫害防除をめざします。また、天敵利用に関する最新の情報を収集し検討します。

5-3-4 農業機械の利用

農家の稲作関連機械に対する過剰投資の認識は徐々に高まっているので、今後の取り組みについては機械の共同利用、あるいは集落営農について継続的に検討していく必要があります。ただし、機械の共同利用については問題が多いので、今後はオペレーター組織による作業委託、もしくは集落営農による対応を検討することが望ましいです。また農家からの要望が最も高かった農業機械の貸出制度についても近隣集落や農協等に要請しながら実現を目指します。

現在地区にある機械利用組合は薬剤散布を一部の農家から請け負っている以外、ほとんど休眠状態なので、今後作業委託の受け皿として再び活用することも視野に入れていきます。具体的には機械利用組合の組織の再構築を図り、組合の事業範囲も人材確保や派遣まで広げ、メンテナンス黒田との提携も検討することが挙げられます。

5-3-5 農業の担い手

地域の中核的な農業の担い手となる認定農業者について、年齢的な条件もありますが、要件を満たす場合は進んで登録申請を勧め、認定農業者のメリットを最大限に利用できることを目指します。と同時に今後は地区全体で農業を維持していくという意識が必要なので、兼業農家で外に出て勤めている人も農業に関与できる体制を築いていくことが重要です。

現在、地区の農業を支えているのは50、60歳代が中心となっていますが、今後農業における高齢者の役割は高くなっていくと思われれます。そのため、農家の高齢者の技術や経験

が正しく後継者層に受け継がれるような工夫も必要です。特に子ども達には農業の重要さ、素晴らしさを普段から見せたり、農業の楽しい話を聞かせておく機会を設けることが肝要です。一方、地区の若手世代は農繁期や人手の要る時に休日を利用したり、休暇を取ったりして支援するやり方が定着しており、定年後には地区に戻って中心的に農業を行う「Uターン予備軍」と考えることができます。時代としては農業の重要性や魅力が多くの人に認識されています。

なお、現在より一層高齢化が進み、後継者がいない場合は雇用農業を進めていく方法もあります。個人的に雇用するのが一般的ですが、組合や部門、グループ別に雇用を進める方が導入効果は高くなります。

5-3-6 農地保全と付帯施設の維持

まず、老朽化が進んでいる農業用水パイプラインについては、破損の多い場所をチェックし、破損原因の究明と抜本的な対策が必要です。また、今後のパイプ維持管理のために水利組合の組織強化が必要です。パイプは消耗品で老朽化することから、今後は修理費用を組合で積み立てておく必要があります。また頻繁に破裂するパーツは緊急用としてストックしておく必要があります。

また用水管理については渇水による非常事態や、断水時の対応を検討しておく必要があります。このことから現在地区で続けられている水稻栽培期間中の水利当番の見回りにおける確認項目を再検討し、渇水期への対策として水量を監視します。さらに見回り時に水量の監視だけでなく、地域の色々な面に対しても目を配るようにすれば、農業面のみならず環境面でも地域のプラスになります。

次に水はけの悪い特に上台（集落西北側）の農地対策として、排水不良の状況を調査し必要があれば暗渠排水を整備する必要があります。あるいは、水はけの悪い農地に適した作物を検討します。

さらに、所々にみられる休耕地などの遊休農地については、景観維持も含め、果樹や花木の植栽が場所によっては必要です。景観果樹は県普及センターの研究結果を参考にしながら当面の農地保全策として検討します。また、墓園での販売が可能なシキミやサカキを山際に目立つ遊休農地に植栽することも検討します。一方、ビニールハウスが放置されたままの遊休農地の有効活用として、レンタルビニールハウスや付加価値のあるレジャー農園（例：もぎ取り園）、あるいは施設野菜を栽培できるハウス型貸し農園として活用できないか検討します。この他、現在は試行段階ですがほ場の法面や休耕地の雑草防除の手助けとして家畜の活用ができないかを考えることも今後必要です。電柵による囲い込みで成果をあげている地域が増えており、法面の多い黒田地区では有効と考えられるからです。

5-4 生活環境整備計画

生活環境整備では住民との座談会やアンケートで指摘された問題点についての解決策を提案するとともに、地区の良さ（個性）をさらに引き出すためのアイデアをいくつか示します。

5-4-1 道路

常本橋での歩行者や自転車通学者に対する安全を確保することが最も必要です。方法としては、やはり歩行者兼自転車用のレーンの分だけ橋を拡幅することが良いと考えられます。また国道 175 号線から常本橋へ向かう道路はスピードが出やすい下り道なので、速度超過を警告する看板等の減速措置が必要です。さらに堅田橋から県道へ出る交差点は、これまで信号機等の事故予防策が全くありませんでしたが、今年に入って県道に右折用レーンが設けられて、橋の存在が通過車両にも分かるように改善されています（写真 5-1）。ただ、それでも自転車やバイクで橋を渡る者にとっては県道で出会い頭の事故が起こる危険性が高いので、交差点付近の見通しを確保するためにトレーラー等の置き方やフェンスの様子を工夫してもらうことが求められます。さらに県道でも歩道の整備を行い、自転車や歩行者が安全に利用できる状態にしておくことが必要です。

集落内道路については拡幅等の整備は難しいため、住民の間で危険個所を認識し、ルールを守って利用することが必要です。なお、一部集落周辺道路で車同士のすれちがいのための待避所の中心部に防犯灯があり邪魔になっているので、待避所の端への移動を要望します。また指摘の多かった防犯灯の不足については、夜間の歩行者の安全確保に必要な整備であるため、必要箇所に増設を要望します。さらに集落内から県道へ出る交差点では、安全に合流できるようフェンスのデザインを変えなど見通しの悪さを軽減することが必要です。



写真 5-1 県道と堅田橋の交差点付近

5-4-2 交通機関

地区は自然に囲まれた利点を持つ半面、医療施設や普段の買い物では地区外に出なければならぬことから、その移動手段として重要な地位にある公共交通機関の現状の改善を要望します。ただし、バス路線は広域性、収益性も重要な観点となりますので、隣接する集落にも呼び掛けながら平野町全体で要請を行うだけでなく、他の町とも連携して訴えることよう心掛けます。

5-4-3 地区外来訪者への対策

住民を悩ませている地区外から来る人のマナーの悪さについては、例えば人が近づくとサイレンや犬の吠える声が出る警報機や、防犯カメラ、ダミーカメラ等を設置して牽制することも考えられます。あるいは農道なので、夜間は部外者が進入できないように一部の区間を通行止めにすることも検討します。一方、バス釣りに来る人のフェンスを壊すなどの悪質な行為を目撃した時にはできるだけ積極的に注意を促すことが必要です。あるいは逆に対立関係を作らないやり方として、釣り人を見かけた時には挨拶をしたり、話しかけてみたりするなど、地区外来訪者とのコミュニケーションを図り、相手が迷惑な行動を取

りにくい心理にさせることも気長ではありますが有効であり、皆で心掛けていきます。

5-4-4 公園

住民の要望が強い公園についてはまず河川敷のグラウンドの利用ルールを平野町全体で確認し、利用者のマナーに関する現状報告を行うように努めます。しかし現在のグラウンドは県道を渡らなければならず、河川敷でもあるため、子ども達を遊ばせることについて保護者の不安は高いのが実状です。また西神墓園のグラウンドは遠すぎるうえ、近い将来墓園に変わる可能性が高い状況にあります。墓園グラウンドの代替に公会堂付近に駐車場を兼ねた広場を求める声もあったことから、タイミングを計って広場を主目的とした公園を整備することが求められます。その場所には集落の中心部にできるだけ近い用地を選定することが利用する子どもや保護者にとって良いと考えます。したがって所有者の同意を得ながら交換分合等を行うことが研究できます。

5-4-5 集落内景観の向上

地区の印象を特徴づけているのは公会堂周辺にみられる昔ながらの農家住宅の雰囲気や、森の中に佇む堅田神社や大歳神社です。こうした景観をより良くするために集落中心を貫く、昔は生活にも利用されていた湧泉を起点とする水路を復活させ、地区独特の雰囲気を住民が味わえるようにすることが必要です（写真 5-2・5-3）。また、将来的には集落内の電柱を全て地下に埋設することによって、より周辺の自然に溶け込んだ景観が生み出されるだけでなく、集落内道路の一部では拡幅も可能と考えられます（写真 5-4）。これによって、地区の自慢として挙げられていた、素晴らしい段丘上の農地からのニュータウンや集落を臨む風景は一層引き立ち、訪れる人にも地区の良さを印象づけることが期待できます。



5-4-6 遊休農地の利用

地区には減反による休耕地を含めて、利用されていない遊休農地が多く、農業面でも課題となっています。特に段丘上の農地は地区からも目が届きにくいためには現在はニュータウン方向への眺望の良さ



写真 5-4 電柱を埋設すれば景観はすっきりします

(表紙写真)を目当てにした部外者の来訪が絶えません。しかしその眺望を逆に利用して、ニュータウンに居住する人々が自分の街(=ニュータウン)を眺めながら農の体験ができることを売り文句とした市民農園を整備したいものです。また地区には日本最古の子午線碑があり、ニュータウンも子午線上にあるので、この共通点を農園の名前のキーワードにするなども考えられます。農園の一部にニュータウン側から判別できるほど目立つ色彩の景観作物を栽培すれば、周辺とは一線を画す景観が生まれ、「あそこが黒田の農園だ」という宣伝になる上、地区の住民にとっても新しく誇れるものができるからです。

5-4-7 地域資源の活用

地区では、以前農繁期の間には休暇を設け、住民全員で弁当を持って山に行き、忙しい中にも自然を味わい、お互いの親睦を図る行事をしていました。山ではマツタケも採れるなど、地域資源に恵まれていましたが、現在、山は西神墓園に変わり、地区独自の親睦行事も行われていません。地区の良さはお互いの顔が見える関係がどれだけ結ばれているかにも左右されます。したがってこうした地区独自の絆づくりを取り戻すために、集落墓地西隣の黒田遺跡を利用したイベントの開催も活性化や住民の交流の機会となります。前提として所有者の同意が必要ですが、同意が得られれば遺跡にあった竪穴式住居を自分達で工夫して復元するとともに、地区の住民が集まって親睦を図るスペースとして活用し、共通の思い出を作ることができます。

5-4-8 産業廃棄物処理場への対応

地区外ではありますが、鍋谷池西側の産業廃棄物処理場は行政指導を受けたため、現在一部廃棄物を神出町南集落に確保した自社用地に移動させる計画があります。業者が昭和52年に鍋谷池西側で埋め立てを開始して以来、多くの農業用水を鍋谷池から利用している地区では水質悪化の防止について常本集落と合同で協定書を結ぶなど良好な関係を築いてきました。しかし処分地として確保した神出町の土地も地区から見ると標高の高い場所にあるため、地下浸透などで水質汚濁が発生する恐れがあり、住民の不安は根強いと言えます。こうした危険性に対しては業者と今まで以上に厳しい基準の協定書を交わし、市環境局など行政機関の定期的な監視を要請していきます。

5-5 農村定住起業計画

集落内にある地域資源を活かし、地域の活性化に資するため、下記のとおり農村定住起業計画を策定する。

5-5-1 全体計画

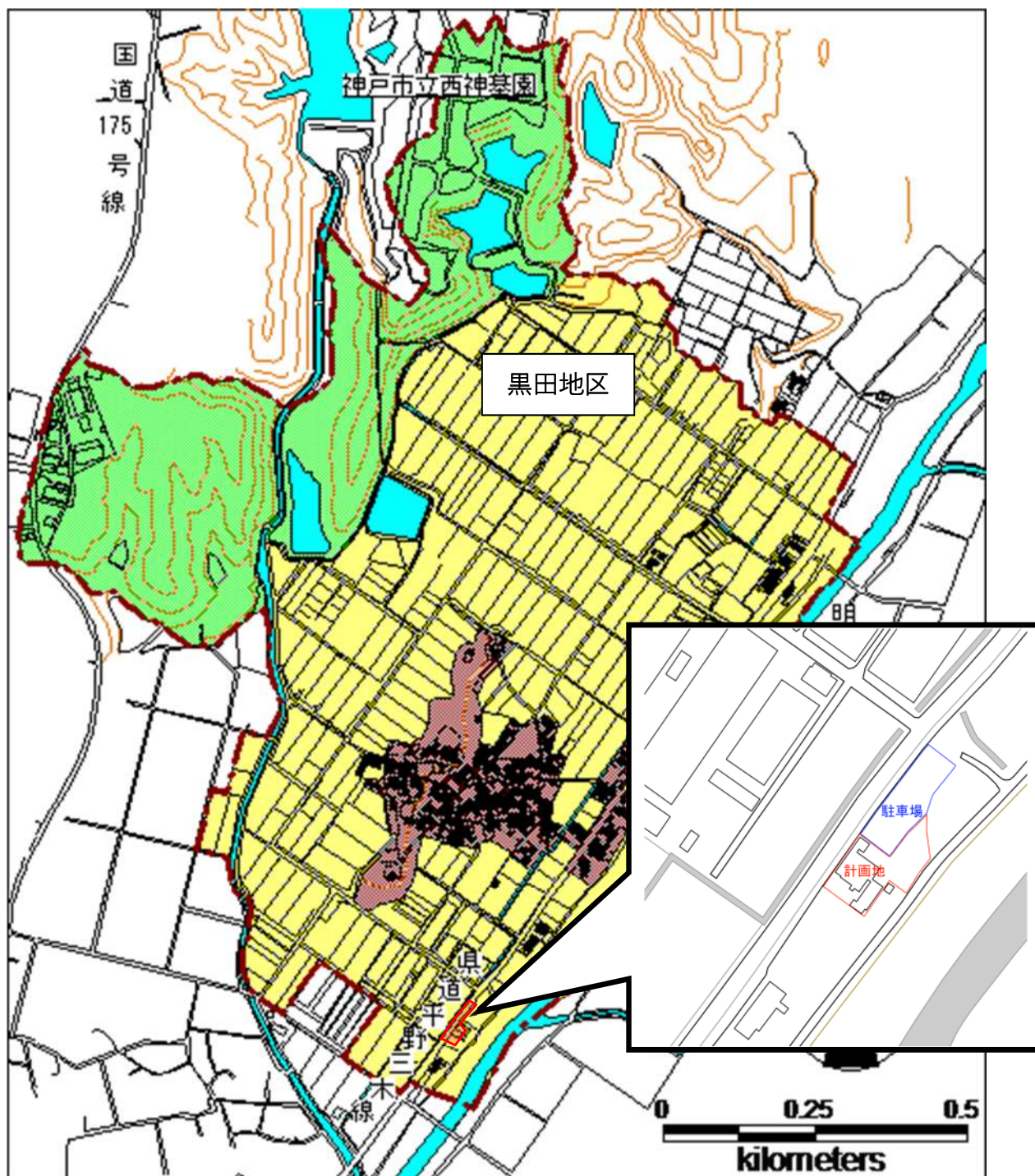
事 項	内 容
<p>里づくり計画の整備方針 地域の目標 ～農村定住起業に 関する方針～</p>	<p>里づくり計画のキャッチフレーズの「何もないけれど、いっぱい自然と人の輪が魅力の里 ～ ゆっくりんこ黒田」にもあるように、人の輪が広がっていくような地域交流施設として、集落の活性化を担う「里づくり拠点」を整備する。</p> <p>具体的な取組みは、下記に定め、ゆっくり、のんびりと穏やかな時間を過ごしてもらえるように名付けた「カフェ カルム (仮称)」をモデルとして事業の進捗にあわせ、都度地域住民と起業者において、その成果を検証し、見直しをしながら段階的に進めていく。</p>
<p>農村定住起業による地域の活性化の目標</p>	<p>農村定住起業の取組では、里づくり計画の5-3農業振興計画にある「水稻(米)」、「野菜」、「特産野菜」、「果樹」などの地場生産農業作物を活かした地域の活性化を目標とする。</p> <p>地域と起業者が協力のもと、本計画の里づくり拠点(農村定住起業施設)で地域の農産物を利用しつつ、地域住民と近郊地域からの来訪者との交流が行えるような施設とする。</p> <p>将来的には、地域情報を発信する拠点として地域ブランドを高め、持続的な地域活性化を図っていく。</p>
<p>地域コミュニティへの参加及び受け入れ並びに地域資源の活用の際のルールづくり</p>	<p>将来にわたり末永く取組みを継続するためのルールを以下のとおりとし、それぞれが協力し取組むものとする。</p> <p>(共通ルール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カフェでは、地域農産物を過半使用出来るよう積極的に起業者と生産者において、企画から食材の提供まで協力のもと行う。 ・施設への来場者対策として、特に駐車場確保を適切に行い、繁忙期等においては、地区内の安全のため交通整理人の配置等を計画する。 ・騒音、治安等の悪化防止のため、営業時間、酒類等提供については十分配慮する。 ・地域奉仕は、拠点周辺の清掃等に努め、地域美化に主体的に協力する。

5-5-2 個別計画

既存建築物の活用に関する事項													
適用区域	農業保全区域												
施設用途の制限	<p>里づくりの拠点施設（農村定住起業計画に定める者が設置及び運営するものに限る）</p> <p>地元食材を使ったカフェ・レストランなどの飲食店及び交流のために使用する多目的スペース</p>												
具体的な事業計画	① 地域資源情報												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活用する建築物の所在地</td> <td>西区平野町黒田322-1 ほか</td> </tr> <tr> <td>該当面積</td> <td>702.21㎡（建物敷地） 864.00㎡（駐車場）</td> </tr> <tr> <td>土地所有者</td> <td>谷 吉將</td> </tr> <tr> <td>建物所有者</td> <td>谷 吉將</td> </tr> <tr> <td>現在の状況</td> <td>住居及び竹林</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	活用する建築物の所在地	西区平野町黒田322-1 ほか	該当面積	702.21㎡（建物敷地） 864.00㎡（駐車場）	土地所有者	谷 吉將	建物所有者	谷 吉將	現在の状況	住居及び竹林
	項目	内容											
	活用する建築物の所在地	西区平野町黒田322-1 ほか											
	該当面積	702.21㎡（建物敷地） 864.00㎡（駐車場）											
	土地所有者	谷 吉將											
	建物所有者	谷 吉將											
	現在の状況	住居及び竹林											
	② 地域連携情報												
	<p>上記の古民家（空き家）を里づくりの拠点施設のひとつとして再利用し、地場食材を中心とした食事を提供するカフェ、多目的に利用できるスペースを設置する。</p> <p>地域の活性化、景観の保全、また、周辺環境の美化を行い、次世代に自信を持って継承できる魅力ある「黒田」をめざし、地域との交流を増やす取り組みをしていく。</p>												
③ 活用者情報													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定住起業家</td> <td>^{かみぼやし}上林 理恵</td> </tr> <tr> <td>活用用途の詳細</td> <td>別紙参照</td> </tr> <tr> <td>地域との連携状況</td> <td>地域との連携状況については下記「個別ルール」によるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	定住起業家	^{かみぼやし} 上林 理恵	活用用途の詳細	別紙参照	地域との連携状況	地域との連携状況については下記「個別ルール」によるものとする。					
項目	内容												
定住起業家	^{かみぼやし} 上林 理恵												
活用用途の詳細	別紙参照												
地域との連携状況	地域との連携状況については下記「個別ルール」によるものとする。												
〔個別ルール〕													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古民家活用</td> <td>既存建物は解体せず活用すること。大規模な建築物の改修、改変は地域住民との協議の上、決定するものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	古民家活用	既存建物は解体せず活用すること。大規模な建築物の改修、改変は地域住民との協議の上、決定するものとする。									
項目	内容												
古民家活用	既存建物は解体せず活用すること。大規模な建築物の改修、改変は地域住民との協議の上、決定するものとする。												

	近隣住民の同意	隣接住民とは協議にて合意を取ること。 また水利組合や隣保などの関係機関とも協議し、合意すること。
	周辺環境	治安の悪化、騒音の発生等を防止し、環境保全に留意した運営を行う。また音や熱、反射光、ごみ、臭い等については担当責任者を配置し、対応協議に応じることのできる体制を整えること。
	食材等	黒田地区の四季の野菜・果物等を積極的に活用し、地域資源を活かした取り組みをする。 また、確保が困難な場合においては、神戸市内のものを活用すること。
	ルール	計画段階においては、地域と協議して上記ルールを順守し、その状況が維持されるよう運営すること。
施設周辺における交通機能の確保、駐車場の整備	自家用車での来客の駐車スペースは施設内に15台分の駐車場を確保することとする。	
周辺の農村環境や景観等への配慮	既存の古民家を活用し、地域の景観に調和した建物意匠とする。 緑と自然豊かな既存住宅内の庭を来訪客に提供するとともに、地区の農村環境との共生を目指す。 また地域美化等のために、清掃作業を地域とともに積極的に取り組む。	
その他必要な事項	農村定住起業は自らの事業のほか、必要に応じて多目的に利用できるスペースを開放し、近年の健康志向の高まりによって増加しているサイクリストなどが集える拠点として活用できることをPRする。	

農村定住起業計画位置図（西区平野町黒田）



農村定住起業一覧

番号	氏名	業種	所在地	コミュニティールール
①	かみばやし 上林 理恵	カフェ 多目的スペース	西区平野町黒田 293-1、293-2、322-1、323-1	既存住宅活用 近隣住民の同意 周辺環境 食材等

農村定住起業計画平面図



農村定住起業計画建物平面図



〔参考資料〕

キャッチフレーズの出品作品

番号	キャッチフレーズ	氏名
1	伸び行く緑の古里 黒田	川崎 雅美
2	四季の潤いに包まれる私たちの里	海妻 英世
3	心と川, 緑のある里づくり	海妻 俊一
4	環境が人を育てる。自然の香りいっぱいの町	津村 純男
5	自然いっぱいの黒田	秦 達矢
6	緑いっぱいの自然にやさしい里づくり	山本 美津紀
7	人の輪を大切に作る里づくり	津村 成美
8	あそべる里づくり	松井 秀武
9	いつまでも心に残る田園風景	松井 久知
10	いつまでも伝えていこう, 私たちの農業	津村 加奈
11	きれいな緑, 人のやさしさあふれる平野町	手島 藍
12	みんなやさしくたのしいくろだにしよう	津村 咲希
13	空気がおいしいよ。ぼくたちの黒田！！	津村 啓太
14	明石川の自然を守っていこう。黒田みんなで。	津村 啓太
15	緑がいっぱい 黒田だよ！	津村 美樹
16	田んぼに囲まれ, 心も豊かになるよ！	津村 美樹
17	何も無いのが魅力の黒田	つむら のりひろ
18	緑が育てる豊かな心	つむら のりひろ
19	心をつなぐ豊かな緑	つむら のりひろ
20	じいちゃん・ばあちゃんと守る黒田の自然	つむら のりひろ
21	じいちゃん・ばあちゃん・みどりも大好き★黒田	つむら のりひろ
22	人と緑のやさしいハーモニー	つむら のりひろ
23	ゆっくりんこ黒田	松本 俊樹 ※

※ 京都大学4回生

里づくり協議会活動実績

会議名等	年 月 日	地元参集範囲	内 容
平野町黒田里づくり協議会 役員会	平成 14 年 6 月 7 日	役員	里づくり計画策定のための下見調査
黒田里づくり協議会	平成 14 年 7 月 26 日	全戸	里づくり計画策定について
アンケート調査	平成 14 年 8 月 1 日	全戸	アンケートの実施
老人会座談会	平成 14 年 8 月 7 日	老人会	地区点検
女性会・子供会・消防団座談会	平成 14 年 8 月 7 日	女性会・子供会・消防団各役員	地区点検
子供会座談会	平成 14 年 8 月 8 日	小学生	地区点検
黒田里づくり協議会	平成 14 年 8 月 9 日	委員	座談会のまとめ
農業関係座談会	平成 14 年 10 月 18 日	農業関係部門代表	黒田の農業について
黒田里づくり協議会	平成 14 年 11 月 22 日	委員	アンケート結果 土地利用計画等
黒田地区文化財資料提供依頼	平成 14 年 12 月		教育委員会事務局宛遺跡調査結果の資料提供依頼
黒田里づくり協議会	平成 14 年 12 月 19 日	委員	土地利用計画案, 農業振興項目とキーワードの募集
黒田里づくり協議会	平成 15 年 2 月 7 日	委員	土地利用計画案の確認, 農業振興計画案
黒田里づくり協議会 各種団体	平成 15 年 3 月	役員	各種団体の活動実績調査
黒田里づくり協議会	平成 15 年 4 月 25 日	役員他	キーワードの決定と里づくり計画の承認
黒田里づくり協議会	平成 15 年 5 月 1 日	全戸	里づくり計画の回覧
黒田里づくり協議会	令和 2 年 6 月 21 日	役員他	農村定住起業計画の協議
黒田里づくり協議会	令和 2 年 6 月 28 日	全戸	農村定住起業計画の承認

黒田里づくり協議会規約

(設置及び目的)

第1条 平野町黒田地区の農業地域の各種の資源を活かして、緑豊かで活力ある里づくりに資するため、そこで生活する住民及び土地所有者主体の参加により、黒田里づくり協議会（以下「協議会」という。）を設ける。

(協議会の活動区域)

第2条 協議会の活動区域は神戸市平野町黒田区域とする。

(協議会の構成員)

第3条 協議会は、活動区域内の住民及び土地所有者等を構成員とする。

(事業)

第4条 協議会は第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 里づくり計画の作成に関すること。
- (2) 里づくり事業の調査・研究と集落の土地利用に関すること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

(委員会)

第5条 協議会に、委員会を設置する。

2 委員会は、協議会の基本的事項を決定する

3 委員会は会長が必要の都度招集し、会長がその議長となる。

(委員)

第6条 この委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 自治会長
- (2) 農会長
- (3) その他目的達成に必要な者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
会計	1名

2 会長・副会長・会計は、委員会で選出する。

(会長・副会長の職務)

第8条 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。

(委員の職務)

第9条 委員は協議会の運営に携わるとともに地域内の里づくり事業に関する連絡調整に関し、意見を述べることができる。

(役員及び委員の任期)

第10条 役員及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で就任するときは、前任者の残任期間とする。

(総会)

第11条 総会は、協議会員全員をもって構成し、協議会の重要事項を協議決定する。

2 総会は会長が必要の都度招集し会長が議長となる。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、会計をもって組織し、協議会の運営の基本的事項について企画立案する。

(小委員会)

第13条 協議会に、個別の事項について検討するため、必要に応じて小委員会を設けることができる。

2 小委員会に関することは、委員会で協議決定する。

(地域協議会等との連携)

第14条 この協議会は、平野里づくり地域協議会と連携及び協力のもとに進める。

2 この協議会は、産業振興局西農政事務所及び西区役所と連携して進める。

(処務)

第15条 この協議会の事務は、黒田自治会で処理する。

(雑 則)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮って会長が定める。

(附 則)

- 1 この規約は、平成14年1月20日から施行する。
- 2 設立当初の役員及び委員の任期は、第10条の規定にかかわらず、平成15年1月20日までとする。

黒田地区集落空間構成調査資料（神戸芸術工科大学環境デザイン学科）

- 地区の聖域および共同利用施設調査図（その1）
- 地区の聖域および共同利用施設調査図（その2）
- 地区内農地に対する灌漑水系調査図
- 集落内の水系調査図
- 集落内の水路に関する利用調査図
- 地区の道路状況調査図
- 集落内の道路利用および植栽状況調査図
- 家屋の状況調査図

これらの図面はいずれも平成3（1991）年に神戸芸術工科大学環境デザイン学科齊木崇人研究室によって調査されたものですが、今回、里づくり計画を策定するにあたって図面の提供について快く協力していただきました。

これらの内容につきましては、里づくり計画策定の参考とさせていただきます。また、貴重な黒田地区の資料として巻末に掲載させていただきます。

齊木先生に感謝するとともに、調査を行われた学生の皆さんの惜しみない努力に記して深謝します。